

平成25年12月16日

◎梶原委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。 (10時00分開会)

◎梶原委員長 御報告いたします。

12月6日の本会議において、中田哲議員が産業振興土木委員会に所属変更となりましたので、御報告いたします。

本日からの委員会は、付託事件の審査等についてであります。

当委員会に付託された事件は、お手元にお配りしてある付託事件一覧表のとおりであります。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思います。

このうち「すべての子供に行き届いた教育を進めるための請願」及び「教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成の請願」につきまして、請願者から趣旨説明を行いたい旨の申し出がっております。

審査の進みぐあいにもよりますが、あした12月17日火曜日の午前10時から委員会審査の前に、直接、請願者から趣旨説明を受けたいと思います。

なお、委員長報告の取りまとめについては、18日水曜日の委員会で協議していただきたいと思っております。

それでは、お諮りいたします。

日程については先ほどの説明のとおり行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

◎梶原委員長 御異議なしと認めます。

それでは日程に従い、まず委員席を決定したいと思っておりますが、委員長一任で御異議ございませんか。

(異議なし)

◎梶原委員長 御異議なしと認め、私のほうで決定することといたします。

それでは、桑名委員、西森雅和委員、西森潮三委員はそれぞれ右隣に移動をお願いいたします。

それでは、これを委員席と決定いたします。

それでは日程に従い、付託事件の審査及び報告事項を一括議題とし、各部局の説明を受けることにいたします。

なお、補正予算のうち人件費の説明は、警察本部を除き各部局長の総括説明のみとし、各課長の説明は省略したいと思いますので御了承願います。

《総務部》

◎梶原委員長 それでは、総務部について行います。

最初に、議案について総務部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎小谷総務部長 それでは、私のほうから総括して説明させていただきます。

まず、今回の補正予算の概要につきまして御説明いたします。

お手元の総務部という青いインデックスのついた資料、表紙に総務委員会資料、議案補足説明資料とある資料をおめくりいただき、平成25年度12月補正予算編成の概要という資料をお願いいたします。

一般会計の補正予算は、総額で62億1,694万6,000円の増額となっております。また、これとは別に県有施設の指定管理関係など、債務負担行為の追加変更として85億2,428万7,000円をお願いしているところでございます。

まず上段の表、歳入の中ほど(2)の特定財源につきましては5億8,000万円余りの減額となっております。その主な内訳は、国庫支出金が7億6,000万円余りの減となっており、これらは後ほど説明します人件費の減額補正などに伴うものでございます。

また、一番上の(1)の一般財源につきましては、今回の補正額の総計から特定財源分を除きます67億9,000万円余りにつきまして、繰越金と諸収入で対応することとしたものでございます。諸収入は58億5,000万円余りでございますけれども、その主な内訳は、工業用水道事業会計の経営健全化のための債務解消に伴う貸付金の償還額が54億1,000万円余りでございます。

下段の表の歳出の(1)経常的経費につきましては、61億1,000万円余りの増額でございます。内訳で見ますと、人件費につきましては、給与等の特例減額措置や職員の新陳代謝等により42億6,000万円余りの減額、また、その他が103億7,000万円余りの増額となっておりますけれども、こちらは給与等の特例減額相当額を高知県職員等こころざし特例基金に積み立てる28億3,000万円余り、また工業用水道事業会計の経営健全化のため、中筋川ダム関連の工業用水道事業と香南工業用水道事業の債務の解消を図る補助金として72億1,000万円余りを計上していることによるものです。

(2)投資的経費につきましては、1億円余りの増額となっております。こちらは県有ヘリコプターの航空隊基地のかさ上げなど、引き続き南海トラフ地震対策を充実強化するための予算として計上させていただいております。昨年度の12月補正後との比較でございますけれども、下の表の右端の欄を見ていただきますと、経常的経費につきましては、対前年度比5.7%の増、また投資的経費につきましては、災害復旧事業費の減少などにより2.3%の減となっております。全体としましては4.0%の増となっているところでございます。

以上、簡単でございますけれども、今回の補正予算の概要でございます。

続きまして、総務部から提出しております議案について、総括して説明させていただきます。

まず初めに、第1号議案の一般会計補正予算所管分でございますけれども、資料はお手元の右上に②とございます高知県議会定例会議案説明書（補正予算）の5ページをお開きいただけますでしょうか。

今回補正でお願いするのは、総額で100億8,827万5,000円の増額でございます。このうち時間外を除いた人件費につきまして、私から一括して御説明申し上げます。

人件費補正の主な理由としましては、本年7月から実施しております給与等の特例減額措置によるものでございます。その他の増減の理由としましては、人員の増減、職員の新陳代謝、共済費負担金率の変更等によるものでございます。

この結果、総務部では1億7,200万円余りの減額となっているところでございます。

その他の補正予算に関しましては、後ほど該当する各課の課長のほうから説明を申し上げます。

次に、総務部関係の条例その他議案について御説明します。

資料は、お手元の右上に③とございます高知県議会定例会議案（条例その他）の表紙をめくっていただき、目録をごらんいただければと思います。

条例議案といたしまして、第10号及び第11号の2件を提出させていただいております。また、その他議案といたしまして、第32号の1件を提出させていただいておりますので、よろしく申し上げます。詳細につきましては、後ほど担当課長のほうから御説明申し上げます。

次に報告事項でございますが、お手元の資料のうち、総務部という青いインデックス、表紙が総務委員会資料、報告事項という資料でございます。

今回御報告いたしますのは、政策企画課から秦南団地利活用基本計画（素案）についてでございます。詳細につきましては、後ほど担当課のほうから御説明を申し上げます。

最後に、主な審議会等の状況としまして、総務部に关します本年10月から12月までの開催状況について御説明いたします。

資料は、先ほどごらんいただきました報告事項の資料のうち、審議会等という赤色のインデックスの資料をお願いします。

標題に平成25年度主な審議会等の状況（総務部10月～12月）と記載している資料でございます。

今期に開催した審議会は、高知県公益認定等審議会のみとなっております。10月8日から11月25日までに計4回開催し、社団法人四万十市観光協会など24法人について答申が決定されたところでございます。

この結果、現在高知県で新たな制度のもとで公益法人への移行を申請し、審議会におい

て認定の答申を得た法人数は107件、一般法人への移行を申請し認可の答申を得た法人は117件となっております。なお、あした5回目の高知県公益認定等審議会を開催する予定でございます。

私からは以上でございます。

〈広報広聴課〉

◎梶原委員長 続きまして、所管課の説明を求めます。

初めに、広報広聴課の説明を求めます。

◎行宗広報広聴課長 当課からは、債務負担行為の補正をお願いしております。資料①の議案（補正予算）で説明させていただきます。

資料①の11ページをお開きください。

広報紙編集等委託料で、債務負担行為の変更をお願いするものでございます。

内容は、消費税率の引き上げに伴うものでございます。当課では、各家庭に毎月配付いたしております県の広報紙「さんSUN高知」のデザインのレイアウトとか表紙の企画、そうした編集業務につきまして、3年ごとにプロポーザル方式により民間のデザイン会社を選定し、委託を行っているところでございます。

現在の委託業者との契約期間が今年度末までで、号数で申し上げますと平成26年3月号までで終了いたしますので、今年度内に来年度以降の向こう3年間の業務を委託する業者を新たに選定する必要がございますため、ことしの3月議会におきまして、関連する予算につきまして、限度額2,337万1,000円の債務負担行為の議決をいただいたところでございます。

今回の変更は、来年4月からの消費税率の引き上げが先般決定されましたことから、今委託料に関する税額のアップ分である3%分を再計算し、限度額を右にございますように2,403万7,000円に変更する補正をお願いするものでございます。

簡単ですが、説明は以上です。

◎梶原委員長 それでは質疑を行います。

◎西森（雅）委員 消費税分ということで、わからないですけども、再来年また10%に上がるということになれば、また変更になるということではないでしょうか。

◎行宗広報広聴課長 10%への引き上げが決定する時点をもちまして、再度、変更の議案を提出させていただきます。

◎梶原委員長 これまでの当総務委員会とか決算の場でもいろいろあったと思いますけど、「さんSUN高知」の文字数が多くて、高齢者に見やすいのかといった改善を求める声はずっと委員会の都度都度で上がっていたと思いますけど、そういったことに対する取り組みの状況はどうですか。

◎行宗広報広聴課長 当委員会でも御指摘等もいただき、実は平成24年度に県民世論調査

を行いました。それからあるいはそのモニターの方々を委嘱しておりますので、そうした方からの御意見もいただきました。委員会の御指摘も踏まえ、昨年度後半からは文字数も削減し、紙面にゆとりを持たせるというふうなことも行っておりますし、わかりやすい見出しとか写真とかイラストを多くするというふうなことで、デザインの工夫等もしてまいりました。なお一層見ていただきやすい、わかりやすい広報紙づくりに努めているところでございます。

◎梶原委員長 今後ともよろしく願いいたします。

◎西森（潮）委員 今は、この「さんSUN高知」はどこがやっているのですか。

◎行宗広報広聴課長 編集業務と印刷業務とに大きく分かれており、今回の御説明させていただきました内容は編集業務のほうで、今の受託業者はアークデザイン研究所というところでございます。平成23年度から平成25年度までの委託を受けております。

◎西森（潮）委員 高知市の広報は非常に読みやすいので、ああいうのをすぐ参考に見てみてください。全国の議会などへ行ってもいつも広報誌を見るけど、よその県はもっと読みやすいです。せっかくつくるわけで、しかも高知県は高齢者が多いので、読んでもらわなかったら意味がないから、ぜひ読みやすいものに改善してもらいたいと思います。

◎梶原委員長 今後も引き続き改善への取り組みをよろしく願いいたします。

以上で質疑を終わります。

〈行政管理課〉

◎梶原委員長 次に、行政管理課の説明を求めます。

◎原行政管理課長 まず、一般会計の補正予算について御説明させていただきます。

資料は右肩に②とあります議案説明書（補正予算）の12ページをお願いいたします。

当課の補正予算は2億786万7,000円をお願いしてございますが、このうち増額分で右側の説明欄にある一般管理費の2億1,167万6,000円について御説明させていただきます。

この一般管理費の予算は、知事部局全体の時間外勤務手当等を当課で一括して計上しているものです。当初予算におきましては、毎年職員の給料年額等に一定の率を乗じた額を計上させていただき、9月までの上半期が終了した時点で、各部局から年間の所要見込み額を報告してもらい、内容を精査した上で12月議会に補正予算を提出させていただいております。

さまざまな県政の重要課題に全力で取り組む中で、当初予算を上回る額が必要と見込まれますことから、本年度も増額の補正をお願いするものではございますが、この補正後の予算額につきましては、全庁を挙げて時間外勤務の縮減に取り組んでおりますことから、昨年度と比較しますと4,100万円ほどの減となっております。

以上が補正予算に関する説明でございます。

続きまして、第10号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案」につ

いて御説明させていただきます。

議案補足説明資料により説明させていただきたいと思います。議案補足説明資料の赤いインデックスの行政管理課のページをお願いいたします。

まず、1の条例改正の目的でございます。

この条例は、高知県人事委員会の議会及び知事に対する平成24年10月9日付及び平成25年10月15日付の職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨を考慮し、55歳を超える職員の昇給及び給与構造改革における経過措置額について必要な改正をしようとするものでございます。

次に、2の改正の内容でございます。

改正は2点ございまして、1点目は(1)の昇給制度の改正でございます。

この改正は55歳を超える職員の昇給を勤務成績が上位の職員に限り行うこととし、標準の勤務成績では昇給しないこととするものでございます。表に55歳を超える職員の昇給区分ごとの昇給号給数について記載しております。

まず現行の欄をごらんいただきますと、現在55歳を超える職員の昇給につきましては、勤務成績によって五つの昇給区分に決定され、区分に応じて昇給号給数が決められておりますが、太線で囲んでおります改正後では、上位の勤務成績である「極めて良好」と「特に良好」の場合にのみ昇給し、「良好」以下の勤務成績では昇給しないこととなります。

この改正の経緯としましては、50歳代後半層の給与水準の上昇を抑制することを目的とし、平成24年に人事院が国に対して勧告を行い、同年、本県の人事委員会からも、給与制度は国家公務員に準じた措置とするよう勧告があったものでございます。

本県では、国の取り扱いを見て実施する方向でございましたところ、平成24年11月の閣議決定において、一旦国家公務員の直近の昇給日であります平成25年1月1日の適用が見送られましたが、その後、平成25年の1月の閣議決定におきまして、平成25年度から人事院勧告どおり改定を行うこととなり、本年6月の給与法の改正により、平成26年1月1日の昇給から適用されることとなったものです。

これを受けまして、本県においても、県職員の昇給日であります平成26年4月1日から適用することとし、今回の条例改正をお願いするものでございます。

2点目の改正は、(2)給与構造改革における経過措置額を段階的に廃止することでございます。

給与構造改革における経過措置額とは、イメージ図のところに記載しておりますとおり、平成18年に国が給料表を平均4.8%引き下げるとともに、民間の賃金が高い都市部に勤務する職員には地域手当を支給することで地域間の給与配分の見直しなどを行った際に、切りかえ前と切りかえ後の給料月額差額を現給保障として支給しているものであり、本県におきましても、人事委員会勧告に沿って国と同様の措置をしてきております。

今回の改正では、この経過措置額を平成26年度はその額を2分の1、上限5,000円で減額し、平成27年度以降も上限5,000円ずつ減額し、段階的に廃止しようとするものでございます。

改正の経緯としましては、平成23年に人事院が、給与構造改革における施策の導入実施が平成22年度をもって完成したことなどから、平成24年度からの段階的な廃止を勧告したのですが、その後、御案内のとおり国では厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、平成24年度と平成25年度の2年間、国家公務員の給与減額支給措置を実施することとなったことから、この減額措置が終了する平成26年4月に一度に廃止することとなっております。

本県では、この経過措置額を受ける職員の状況などから、ことしの人事委員会勧告で国家公務員に準じて廃止するよう勧告があり、職員団体との交渉を経て、先ほど御説明した内容で、来年度から段階的に廃止することとしたものでございます。

最後に、施行期日については、昇給制度の改正経過措置額の段階的廃止ともに平成26年4月1日から施行したいと考えております。

説明は以上でございます。

◎梶原委員長 それでは質疑を行います。

◎岡本委員 職員の給与条例について、昇給を勤務成績が「極めて良好」または「特に良好」である場合に限り昇給するというふうになっており、「良好」以下は昇給しないということになっていますけれども、このさび分けはどういうふうな形でされるのですか。

◎原行政管理課長 これまでも職員の勤務成績を昇給に反映させることとし、毎年人事考課により考課を行い、その結果をもとに各部局から昇給内申をしてもらい、その内申の過程でどの職員がこの昇給区分のどの区分に該当するのかといったことを内申してもらい、その内申に基づいて判断を行っております。

◎岡本委員 これまでの経過があまりわからないものですから質問しますけれども、内申は誰がどのような形でののですか。

◎原行政管理課長 それぞれの所属の所属長がまず各部長に対して部内での内申を行い、その後、部内で部全体を見る観点から、その内申の状況を踏まえ、部としての内申結果を総務部に提出していただきます。

それぞれの部で、それぞれの区分の目安として、「極めて良好」が5%、「特に良好」が20%で、この「特に良好」以上で25%程度を目標に内申するように人事委員会のほうから定められており、そのように運営してきております。

◎岡本委員 この25%を決めるにはそれなりの何か資料に基づいてやられていると思いますけれども、例えば「良好」になった人が、私も「特に良好」だと思おうという声を上げることができる場面というのはあるのですか。その内申の結果だけで所属長が決めるというこ

とだけで判断されるのですか。

だから、あとの75%の人たちもみんな昇給してほしいわけですよ。例えば、「良好」になっているけれども私は「極めて良好」だと思つくと。自分の仕事の評価が「極めて良好」だと思つのに、なぜ「良好」なのかという場合もあるのではないですか。所属長の判断ですけど、先ほど西森（潮）委員が高知市の広報誌のほうがずっといいと言われましたけど、こちらでは県の広報誌のほうがずっといいと言つてましたので、個人的な見方でそれぞれ違ふと思つます。

だから、みんな昇給してほしいわけですけど、昇給しなかつた人たちの声が届けられるような場所があるのですか。

◎原行政管理課長 少し説明させていただきますと、まずこの人事考課を所属長が行う前に、まず4月にそれぞれの職員の目標設定といったものを行います。それぞれ担当している仕事の内容から、達成目標を掲げてそれを実現していきたいと。所属長としてもこういうレベルを期待しており、こういう進め方をしていこうというふうな話し合いを4月に全ての職員と行います。その後、年度の前半が終わつた段階で、その進捗状況についてそれぞれの職員とその達成状況とかあるいは何か実現がなかなか困難な場合にはもつとこうしたらどうだろうかというふうなアドバイスをするなりして、その進捗状況の修正等を行います。

その後、先ほど言いましたように、所属長として人事考課を行い、昇給の内申を行います。その後でも年度が終了した段階で、今度は所属長がその人事考課の結果などももとにその設定した目標の達成状況などについて、こういうふうの評価をしているとかいったようなことをフィードバックします。これも全ての職員に行い、それぞれの職員の思いと頑張り、それを客観的に見たときにどういったふうに所属長として評価しているか、あるいはことはこうだけれども、来年に向けてはこういったことを期待しているといったようなことをフィードバックし、それぞれの職員と話をする機会がございます。

それをこれまでも数年積み重ねてきておりますので、一定その人事考課とこういった昇給制度がそれぞれの職員にも定着してきているものと考えております。

◎岡本委員 ものをつくつたりとかですと、10個つくつた20個つくつたということでわかりやすいですが、公務員の仕事はなかなかわからない。一生懸命やっているにもかかわらず、所属長に評価されなかつたらそれで終わってしまうということで、この制度自体が非常に危険に思えます。評価が、人によってそれぞれ違いますので。

「特に良好」から昇給するわけで、「良好」な職員は昇給しないわけですから、やはりそのあたりのケアがしっかりできているのかどうなのかが非常に大事だと思います。今までもやってきたということですがけれども、いろんな問題は起こらなかつたですか。

◎原行政管理課長 先ほど申しましたとおり、各職員の思いと所属長・管理職との評価に

ついてすり合わせを行い、特に若い職員に対しては、その成果だけに捉われることなく、その努力の姿勢とか仕事を進めていくために工夫をしているような改善点とか、そうした取り組み姿勢を特に若い職員に対する評価のウエートを高めるようにしております。

ということで、定量的にはかられる部分での成果だけで判断するのではなく、公務員の仕事としてどういうふうに頑張って、それをなし遂げようとしたのかといったような過程も評価した上で積み重ねてきておりますので、それぞれの職員の思いはあろうかとも思いますけれども、評価された年もあればそうでない年もあり、そうでなかった年には次の年にはこういったことをさらに頑張っていこうというふうな励みにもなるように運用してきておりますので、そういったすれ違いのないようにしてきております。

また、評価結果について納得しがたいというふうな職員につきましては、そういった苦情をお受けして、客観的な第三者の方に、その評価結果について評価してもらうような仕組みもつくっております。

◎岡本委員 第三者とはどんな方ですか。

◎原行政管理課長 弁護士の方とか県民代表の方とかでなる委員会をつくっており、そこにその評価の結果と本人の申し立てを両方提出して、見ていただくというふうなことをしております。

◎岡本委員 こんな形で評価して、それが直接昇給にかかわるわけですから、私はこの制度は好きではないです。今までやってこられたということですがけれども、ケアをしっかりとするような体制をとっていくべしだし、基本的にこの制度には反対です。そのことを申し上げておきたいと思います。

◎坂本（茂）委員 一定の目安みたいなものがあるわけですが、特に55歳以上で見たときに、その「極めて良好」が何%、「特に良好」が何%というのがこの間の状況ですか。

◎原行政管理課長 その25%の目安というのは、部局ごとに同じ率で内申してもらうようになっておりますけれども、特にその年齢層を区分してそういったことも行っておりませんし、そういった年齢階層ごとの率といったものも特にこれまで結果を分析するといったようなことはしておりません。

◎坂本（茂）委員 これを制度としてやるときに、その55歳以上の方で昇給する方が大体どれぐらいいるとかいうのは把握しておく必要はないですか。

◎原行政管理課長 データとして公表しておるようなものはございませんけれども、もちろん個々の昇給結果は総務部のほうでは見ることはできます。各年齢層に偏りのないように内申してもらうようにはしておりますので、総じて分布率としましては、年齢層によって大きな違いがないようにはなっております。

◎坂本（茂）委員 だから、個々のものを公表してもらいたいわけではなくて、一方では昇給しない層ができる一方で1号給なり2号給昇給する部分と、そういうふうに新たに仕

組みつくるのに、今みたいなことできちんとその対象になる人が納得できることになるのですか。もう少し説明責任を果たす必要はないですか。

◎小谷総務部長 公務員の仕事で年によってどうのこうのというのはないと思います。部長は部長の職責としてどういう成果を上げているか、課長は課長としてどうか、チーフはチーフとしてどうかというのはあるかと思いますが、55歳は55歳としてどうかという評価はこれ必要ないと思いますので、結果として55歳以上がどうかというのはあるかもしれませんが、制度を入れるときに、例えば年齢別に55歳以上はこういう昇給区分になるので55歳以上を分けて評価するとかいうことは必要ない和我々としては考えております。

◎坂本（茂）委員 必要あるかないかではなくて、その年齢層において、今まで評価してきた結果としてどういうふうな結果が出ているのですかと、それを把握していないのかどうかをお聞きしています。部長は把握する必要ないというふうに言ったわけですが、ほんとに把握する必要はないのですか。

◎原行政管理課長 先ほども申しましたように、それぞれの昇給結果というのは見ております。おおむねその年齢層によって大きな違いがないということも承知しておりますけれども、その年齢階層別のデータとして整理して、公表してきておるものはございませんので、そのように御理解いただければと思います。

◎坂本（茂）委員 それは、データとして把握しているけれども、公表できないから公表しないのか。それともデータとして持っていないから公表できないのか、そこを聞いています。

◎原行政管理課長 そのように分析をしたデータは持ち合わせていないということです。

◎坂本（茂）委員 というのは、この間ずっと高齢層は退職手当が引き下げられたりというふうな状況にあり、さらに今回こういう形で昇給制度が見直されると。さらに人事院勧告の中では、世代間の給与配分のあり方というのが今後検討されていく。その世代間の給与配分のあり方というのは、いわゆる50歳代、特に後半層の水準というふうなことで言えば、場合によってはこの55歳以降とかいうふうになるのかもしれないですね。だから、この間ずっと県政を担う立場で一生懸命頑張ってこられた方がそういうふうな中でモチベーションを保てるのかどうかというようなことも、懸念されると思います。

そういうことを少しでも解消するために、じゃあどうしていくのか。制度を新たに見直す際には、きちんと納得できるような説明をしていくということも必要でしょうし、さらにはその描いていく見直しの先には、モチベーションを余りにも後退させないような仕組みを考えるとかいうことも必要ではないかと思えます。

だから、そういうこともあるので、もう少しきちんと丁寧に、こういった層の制度見直しをする際には手を尽くしてほしいというふうに思いますけども、どうでしょうか。

◎原行政管理課長 それぞれの職員のモチベーションは大変重要なことだと考えておりま

す。若い職員もそうですけれども、55歳以上の職員についてもそうだと思います。昇給の制度については勧告もございまして、国に準じて制度を設けさせていただきたいと考えておりますけれども、昇給だけではなくて、頑張りとか勤務成績を評価するものとしては、もちろん職位が上がることによって昇格するというところで、昇給の効果があるといったことは55歳以上でももちろんこれからもございまして。それと、勤勉手当についても勤務成績に応じた反映といったこととしてきており、そういったことは55歳以上の職員についてもこれからもちろん適用されますので、昇給についてはこのようにさせていただきたいと考えておりますけれども、職員の頑張りや勤務成績を反映する制度としては、引き続きそういう制度でしっかりと評価もしていきたいというふうに考えております。

◎坂本（茂）委員 先ほどまさに言われた、昇格による昇給的な意味合いを持たずということもあるということですが、逆に言うと、そうではない方はもう最高号給まで行って頭打ちになるという状況も既に出てくる層もあったりするわけで、ぜひ今後も見直しがされるとした場合に、そういう高齢層のモチベーションを維持していくための配慮とか工夫を今後もぜひ丁寧にしていただきたいと思いますので、その辺について部長の決意を聞いておきたいですけど。

◎小谷総務部長 人事院のほうから、高年齢層の給与について調査等を行う話が出ています。また、委員おっしゃったように、ここ数年間、ほんとに高齢層の給与が高いと、若いほうにシフトするというところで随分いろいろな見直しもありました。そういった中でも高齢層の方、長く経験を積まれた方には県勢浮揚のために一生懸命やっていたかなければならないというのは全くおっしゃるとおりでございます。そのモチベーションが維持できるように、制度見直しに当たってはきめ細かな配慮ができればと考えております。

◎岡本委員 内申をすと言いましたが、どういう形でやるのかという基準の資料があれば、いただきたいんですけど。

◎原行政管理課長 後ほど、お持ちします。

◎米田委員 本来55歳昇給停止そのものは合理性のある制度ではないというふうに、私たちは考えています。それと人事考課についても問題だと思いますが、本来55歳昇給停止ということであれば、例外というものをつくられませんよね。しかしあくまでも人事考課を適用して、「特に良好」「極めて良好」というのをわざわざつくらざるを得ないと。本来であればこれを取っ払ってもいいような性格のものだと思いますよ。

◎小谷総務部長 ここ数年来ずっと高齢層の公務員は給料が高く、若手は低いと。その配分を見直すというのはここ数年来の流れです。現在でも、この資料にございますけれども、55歳を超えた方というのはその昇給の幅が55歳になっていない方よりも低い制度が既にございます。それがさらに一歩進んだというだけでございます。公務員全体の士気を上げて職務に取り組んでもらうために、高齢層は給与が高い、若い人は低いというのをどう見直

すかというのがずっと議論されておる中での流れでございまして、確かにこの差をつけたのもそんな昔のことではないですけども、そこはさらに今度一歩進んで出ており、人事院においてさらに調査をするという話になっております。

ただ、そういう話にはなっておりますけども、先ほどから議論がありましたとおり、高齢の職員はずっと経験も積んで長年県に貢献していただいた職員ですので、そのモチベーションに対する配慮というのは我々気をつけていきたいと考えているところです。

◎**米田委員** 例えばその新たに昇給しない「良好」や「やや良好でない」とかいう場合の実害というか、トータルとしてどれぐらいというふうに見込まれていますか。5年間昇給しないわけですから、例えば人生設計にも影響を与えるわけで、そうした人の試算みたいなのはありますか。

◎**小谷総務部長** なかなか推計しにくいと思います。割とこの年になるとどんどん昇格される方もいらっしゃいますし、それこそ昇給といっても最高号給にそもそも張りついていられる方もいらっしゃって、個人個人で、来年どうなるかなというこの積み上げぐらいしか方法がないものですから、そういう推計はしておりません。

◎**梶原委員長** よろしいですか。それでは質疑を終わります。

〈財政課〉

◎**梶原委員長** 次に、財政課の説明を求めます。

なお、工業用水道事業会計の経営健全化に向けた取り組みについて、商工労働部より広田企業立地推進監兼企業立地課長が、また公営企業局より畠中電気工水課長が同席しております。

◎**山本財政課長** まず、一般会計補正予算について御説明させていただきます。

資料は②と書かれました議案説明書の17ページをお願いいたします。

まず、歳出について御説明させていただきます。

歳出に関しましては、人件費以外で17諸支出金の補正が2件ございます。

まず、2基金の6職員等ころごし特例基金でございしますが、こちらにつきましては積立金28億3,000万円余りを計上いたしております。これは、本県の将来を担う子供たちの安全安心を確保するというところで、6月の議会でお認めいただき、本年7月に設置いたしました「高知県職員等ころごし特例基金」に、平成25年度に特例的に減額いたしました職員の給与とか、あるいは議員報酬等相当額を積み立てし、今後の対策に活用させていただきたいというものでございます。

次に、3公営企業支出金の2工業用水道事業会計支出金でございしますが、こちらにつきましては、中筋川ダム関連工業用水道事業及び香南工業用水道事業に対する補助金72億1,000万円余りを計上いたしております。

こちらにつきましては、お手元の議案補足説明資料の財政課のインデックスのついた横

の1枚紙、工業用水道事業会計の健全化に向けた取り組みの資料で御説明させていただきますので、インデックスのついたページをお開きいただければと思います。

まず、両工業用水道事業の現状について御説明させていただきます。

一番上の四角でございますけれども、まず中筋川ダム関連工業用水道事業につきましては、平成10年に完成しました中筋川ダム本体の洪水調整機能は威力を十分に発揮しておりますけれども、工業用水道につきましては、高知西南中核工業団地等に給水を計画しておりましたが、団地に進出した企業に工業用水を必要とする企業がなかったということなどから給水設備の整備に至っておらず、未事業の状況というふうになってございます。

その右側、香南工業用水道事業につきましては、香南市の川谷刈谷工業団地、北部工業団地の立地企業の用水需要に対応するというところで、平成14年に施設は完成しておるところでございますが、昨年の7月に北部工業団地の企業に一部給水を開始しておりますけれども、主たる給水予定企業への給水のめどは立っておりませんで、約8分の7が未稼働という状況になってございます。

そういった状況を踏まえ、両者共通しておりますけれども、香南工業用水道事業の一部稼働部分を除き料金収入がないということでございますので、一般会計からの借入金により企業債の償還とか維持管理の支払いを行っているという状況があり、一般会計からの借入金の残高も年々増加しているという状況になってございます。

次に、その下の課題でございますけれども、一つ目のブロックに書いておりますが、平成26年度からの新たな公営企業会計制度の適用により減損会計という会計が導入されますことから、本県の工業用水道会計全体が債務超過になるという見込みになってございます。

そうなりますと、現在の会計全体の料金収入で債務超過がなかなか解消できないという見込みがありますことから、一般会計からの従来どおりの貸し付けは受けられないということになり、企業債の償還ができないということになり、工業用水道事業会計全体の経営が保てなくなるという事態が想定されておりますけれども、他方で工業用水道事業には既に鏡川、香南に利用者の方がおられますので、経営自体はしっかりと存続させていく必要があるということになってございます。

また中筋のほうでございますが、かねてから県議会あるいは監査委員の皆様からも、増大しております建設仮勘定の解消を図るためにも一般会計へ移管するというような御指摘も頂戴しております。

また、その下に書いておりますが、移管に当たりましては、工水会計におきまして企業債の繰り上げ償還をやっていただく必要がございますが、その必要になります残高も借入れ時の6分の1の約8億円まで減っているということで、現実的に繰り上げ償還ができる金額になっているという状況もございます。

他方、香南工水につきましては、内閣府の地震・津波想定公表以降、震災に強い高台

用地のニーズが高まっているということもございますし、あるいは高規格道路の延伸等により、香南地域の企業立地のポテンシャル自体も高まっているということで、引き続き8分の7の未稼働部分の全面稼働に向けた取り組みをしっかりとやっていくという必要がございます。

こうした課題を踏まえ、今回その経営健全化対策の上のブロックに書いておりますとおり、工業用水道事業会計全体の経営健全化と事業継続を図るとともに、香南工水の全面稼働に向けた取り組みをしっかりと継続していくということで、一般会計から補助金を支出させていただき、両工業用水道事業の企業債や借入金の債務の解消を図らせていただきたいと思いますというふうに考えているところでございます。

具体的にはその下の図の部分でございますけれども、一般会計から工業用水道事業会計に対して補助金約72億1,000万円余りを支出いたしますが、そのうち54億2,000万円につきましては、既に一般会計から工水会計に貸し付けております貸付金の償還金として一般会計に戻ってくるということになりますので、実質的な今回の補助額につきましては17億9,000万円余りという形になってございます。

これを財源といたしまして、工水会計のほうで対外的に借りております企業債の繰り上げ償還を行っていただくということで、この両事業が抱えております借入金適用債の債務を解消をさせていただきたいということでございます。

こうした債務の解消を行わせていただいた上で、経営健全化対策のところの下の半分に書いておりますが、まず中筋川につきましては、一般会計のほうに移管し事業化するまでの間の維持管理を一般会計のほうで負担させていただきたいというふうに考えております。

ただ、今後の事業化の見通しが非常に厳しいということもございまして、事業廃止も視野に入れざるを得ないという状況でございますが、現在、特定多目的ダム法等で完成後のダムについて撤退・縮小の費用負担のルールがないということもございまして、同様の状況にある他県とも連携しながら、事業廃止した場合の国庫補助金とか維持管理の費用負担の免除について、国に対して働きかけを進めてまいりたいというふうに考えております。

その右側、香南工水でございますけれども、今後は原則一部のその稼働部分の料金収入で事業全体を運営していきたいと考えておりますが、主たる給水予定企業につきましては、引き続き用水型工場の立地を粘り強く働きかけていきますとともに、近隣地域におきまして震災に強い高台の工業団地整備による新たな給水先の確保も図っていきながら、全面稼働に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上が歳出でございますけれども、次に資料②の議案説明書の16ページをお願いいたします。

財政課の歳入について御説明させていただきたいと思っております。

歳入は、先ほど御説明いたしました歳出補正予算の財源ということで、職員等こころざ

し特例基金の利子収入とか、あるいは今申し上げました工業用水道事業の関係で貸付金の戻ってまいります元金収入などを計上しているところでございます。

そのほか、冒頭で部長のほうから御説明させていただきましたけども、今回の補正予算全体の財源として必要になります繰越金とか財政課のもろもろの収入も計上させていただいているというところでございます。

補正予算に関しては以上でございます。

次に、条例その他議案の財政課分について御説明させていただきます。

資料は右上に③と書かれた条例その他議案の122ページをお願いいたします。

第32号、平成26年度当せん金付証券、いわゆる宝くじの発売総額に関する議案について御説明させていただきます。

宝くじにつきましては、当せん金付証券法により県議会の議決をいただいた金額の範囲内で総務大臣の許可を得て販売できるということになっており、例年この時期に翌年度の発売総額の議決をお願いしているというものになってございます。

来年度の発売総額につきましては、全国自治宝くじ事務協議会におきまして、今年度とほぼ同水準の発売が計画されているということなどを踏まえ、平成25年度と同額の90億円ということでお願いしたいというふうに考えているところでございます。

財政課からの説明は以上でございます。

◎梶原委員長 それでは質疑を行います。

◎岡本委員 工業用水道事業について、香南もありますけど中筋川ダムについてお聞きしたいですが、私も市会議員をやっているときにちょうどこの問題があり、実は反対していました。利水に問題があるということで反対もしていたわけですけども、結果的にこんなふうになりました。私たちが主張していたとおりのことになったわけですけども、今回、このように県民の貴重な税金をこういう形で返さなければならないという総括はきちんとされていますか。

◎山本財政課長 今回の特に中筋の分の総括ということでございますが、まず現状の部分に書かせていただいておりますように、中筋川ダムは洪水調整機能を発揮するということで本体の機能はしっかりと発揮できているというふうに考えておりますし、当時の状況から申し上げますと、やはり多目的のダムにするということで実際のダム誘致につながったという部分もございまして、そういう本体の機能はしっかりと発揮をできているというふうに評価しております。

ただ、実際の工水の企業が来なかったという部分について、見通しが少し甘かったのではないかという御指摘の部分はもちろんあるかと思いますが、ただ今回の処理としまして、工水関係全体を維持していく、利用者の方もおられるという中で維持していくということをお考えたときには、どうしても必要な措置になってくるということで御理解いただけ

ればなというふうに思っております。

◎岡本委員 今回の処置は理解していないわけではないですけども、ただ、きちんと総括をして、今後の事業に生かしてほしいです。それをまずお願いしておきたいということです。

それと、これで借金がなくなるということですけども、今後の維持管理費がどの程度かかってくるのかということをお聞きします。

◎山本財政課長 中筋の関係で申し上げますと、既にダム建設をしましたときに、工水分ということでもったその負担割合に基づいて払ってまいりますので、年間で約3,200万円の負担金というのは、引き続き一般会計のほうに引き取った後も払っていかなくてははいけないという状況になります。

◎岡本委員 費用負担免除などを他県とも連携して国に働きかけるという説明があったわけですけども、他県というのはどういうところがあるのかということと、どういう形で今から交渉して、この負担金の3,200万円も払わなくていいような交渉をされるのですか。

◎山本財政課長 他県も幾つかございますけども、例えば本県と同様に一般会計のほうから補助を出して、いわゆる債務の解消をした県ということで申し上げますと、島根県とか山口県も同様の処理をしております。もしかしたら、ほかの県もあるかもしれませんが、その二つを承知しております。

今後の国に対する働きかけにつきましては、当然国とのやりとりもいろいろ必要になりますが、こういう関係団体で、工水の関係の協議会のようなものもつくっているということもございますので、その中でもしっかり議論した上で必要なことを国に相談していくという形になろうかと思っております。

◎岡本委員 この負担金の問題も含めて、もうチャラにしてくれと、国に働きかけてほしいですけど。

◎山本財政課長 チャラと言いますか、維持負担の問題もございますから、実は建設いたしますときに、10億円の補助金も頂戴しており、その返還の問題もございますので、それもあわせて、国のほうに働きかけをするような形にしていきたいというふうに思っております。

◎岡本委員 年間3,200万円というのはずっと必要ということですか。何年後にはなくなるというようなことがありますか。

◎山本財政課長 維持管理負担は基本的にその施設がある限り必要になってきますので、引き続き払っていく必要があるというふうに考えております。

◎岡本委員 施設というのはダムの施設ということですか、それとも工業用水用の施設ということですか。

◎山本財政課長 基本的にはそのダムの利用権という形での維持負担という分を払ってお

りますので、ダム本体がある限り払わないといけないということになるかと思えます。

◎梶原委員長 よろしいですか。以上で質疑を終わります。

〈管財課〉

◎梶原委員長 次に、管財課の説明を求めます。

◎小松管財課長 第11号議案、高知県税外収入金の延滞金徴収条例等の一部を改正する条例議案のうち、管財課の所管する議案について説明させていただきます。

資料は、議案補足説明資料、赤いインデックスの管財課のページをお願いいたします。

まず、高知県税外収入金の延滞金徴収条例について、この条例は、地方自治法第231条の3第2項の規定に基づき、地方税の例によって徴収等を行うこととされている分担金等の歳入を督促した場合の延滞金の徴収について、その割合等を定めているものでございます。

今回の改正の趣旨は、地方税法の一部改正に伴い高知県税条例が一部改正されたことを考慮し、県税条例と同様の規定をしている延滞金の割合の特例について、一部改正を行うものでございます。

改正の内容ですが、現行の割合は、(1)のとおり本則は督促指定期限までは7.3%、指定期限後は14.6%ですが、督促指定期限までにつきましては附則で特例を設け、平成25年の場合は4.3%としています。

改正後の割合は、(2)のとおりで、このところの低金利の状況等を考慮し、特例についての改正を行うもので、指定期限までは2.9%とし、指定期限後につきましても特例を設け9.2%とするものでございます。この特例の数値は平成26年に適用するものについてでございます。

特例割合の規定は、財務大臣の告示割合を基礎とし、特例基準割合を定め早期納付を促すため、これにそれぞれ1.0%、7.3%を加えた割合とするもので、県税条例と同様の規定としています。

また、施行期日につきましても、同様に平成26年1月1日としています。

以上で、管財課の説明を終わらせていただきます。

◎梶原委員長 それでは質疑を行います。

(なし)

◎梶原委員長 なければ質疑を終わります。

《総務部》

◎梶原委員長 続いて、総務部より1件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにします。

〈政策企画課〉

◎梶原委員長 秦南団地利活用基本計画(素案)について、政策企画課の説明を求めます。

◎中村政策企画課企画監 お手元の総務委員会資料、報告事項の政策企画課のインデック

スのページをお開き願います。

秦南団地利活用基本計画（素案）について御説明いたします。

8月26日に開催しました県市連携会議におきまして、秦南団地に高知市北消防署と高知赤十字病院を整備する検討を始めることとなったことから、8月30日に県、市、日赤、土地開発公社の代表者等からなる秦南団地利活用検討会を設置し、土地の利活用の検討を重ねてまいりました。この素案はその協議内容を取りまとめたもので、県、市、高知赤十字病院で策定いたしました。

まず1ページでございます。

秦南団地の利活用基本計画の策定に至りました経緯について書いております。

経緯につきましては、9月県議会の提案説明で知事から説明しておりますので、省略させていただきます。

2ページをお開き願います。

4 地利活用基本計画の（1）土地利用計画図について御説明いたします。

6 ページをごらん願います。

高知市と高知赤十字病院が協議を行い、北消防署は土地の南西で新たな道路に面した場所に、高知赤十字病院は残りの土地に立地する計画です。土地の面積は、それぞれ3,800平方メートル程度と2万9,000平方メートル程度と想定しておりますが、土地の最終的な面積は新たに整備される予定の道路との境界が決まりましたら確定することになります。

2ページにお戻り願います。

（2）の高知市北消防署の整備についてでございます。

現在の中消防署と江ノ口出張所を統合整備し、災害時に迅速な応急対応、復旧・復興を進めるとともに、高知市北部地域の救急需要の増加に対応するために整備を計画されているものです。

3ページをお開き願います。

③の施設の概要に書いておりますとおり、消防庁舎、防災学習・予備車庫棟、訓練用地、自家用給油所、貯水槽などの整備を計画されています。

④の整備スケジュールでございますが、来年度から基本構想の作成に入り、平成28年度に建築工事を行い、平成29年4月に開署予定でございます。

次に、（3）の高知赤十字病院の整備について御説明させていただきます。

①の整備の目的及び必要性についてでございます。

高知赤十字病院は、現在の建物が建築後28年と19年が経過し、老朽化していることに加え、職員が2倍にふえたことなどから施設が狭隘になっております。

さらには、現在地周辺は発生頻度の高い一定規模の南海トラフ地震が発生した場合でも長期浸水予測エリアになることが想定されており、現在地では負傷者の受け入れなど広域

的な災害拠点病院としての役割を果たすことが困難と判断しています。

4 ページをお開き願います。

ことし5月に公表された県の被害想定においては、最大3万6,000人もの負傷者が想定されており、災害拠点病院及びDMA T指定医療機関としての機能を最大限に発揮していく必要があります。

高知赤十字病院は、災害に強い病院機能の確立を目指し、秦南団地に移転することで長期浸水や津波浸水被害を回避するとともに、救急医療や災害時の活動を強化するためヘリポートを整備する予定です。大規模災害に備え非常用設備を強化するとともに、駐車場を活用してDMA Tや北消防署などと連携して医療救護活動を行うこととしています。

さらには、診療機能の充実や患者サービスの向上、研修医の育成などの実習教育活動を充実する計画です。

次に、②の整備場所の選定理由でございます。

秦南団地が現病院から近く、長期浸水予測エリアにはないこと。

高知インターチェンジから近く、大規模災害時に救急患者の受け入れや県外からの救援隊や物資の受け入れが円滑に行えること。

現在の敷地の3倍程度の面積が確保できることから、診療機能の充実や患者サービスの向上が図れること。

ヘリポートの整備が可能となること。

また、将来の建てかえにも対応できること。

さらに、外来者用の駐車場が一定規模確保でき、災害時にはその駐車場をヘリポート等として活用し、DMA Tや北消防署などと連携して医療救護活動が行えることから、秦南団地を整備場所として選定しています。

③の施設の概要につきましては、面積はおよそ2万9,000平方メートル、病院本体のほか駐車場、駐輪場、ヘリポートの整備を計画しております。

④の整備スケジュールにつきましては、平成29年度から建築工事に入り、平成31年3月の開院を計画しております。

続きまして、(4)の道路の整備でございます。

まず、①の整備の必要性ですが、現在の秦南団地周辺の道路状況は、北側の高知北部環状線においては東西通過車両とイオンへの進入車両等により、また西側の市道においては市内中心部からイオンへの進入車両等により渋滞しており、特に週末や休日の雨天時には著しい渋滞が発生している状況です。このため、秦南団地に北消防署と高知赤十字病院が立地しますと、救急車両や病院の患者さん等の車両により交通量が増加し周辺道路の渋滞が懸念されますとともに、消防活動等の緊急活動に支障を来すことも懸念されます。

こうしたことから、高知市においては、9月議会で通行量調査等を行う補正予算を計上

されました。まだ中間報告の段階とのことですが、秦南団地と産業道路を結ぶ新たな道路を建設し、両施設へのアクセスを確保するとともに、周辺道路の交通を分散する新たな道路の整備が必要となりました。

②の整備方法ですが、この新たな道路につきましては、都市計画道路として高知市が都市計画決定を行い、整備費用のうち国からの交付金を除いた分について県・市で折半し、街路事業として整備するよう協議を進めております。

なお、この道路につきましては、完成後は市道として高知市が管理していくこととなります。

③の整備の概要ですが、延長はおよそ750メートル、車線数や道路構造等につきましては現在高知市において調査・設計中でございます。

④の今後のスケジュールですが、来年度に高知市が都市計画決定を行い、県が事業認可を受け、平成27年度から用地取得、平成28年度から道路工事を開始する予定で進めたいと考えております。また、平成31年3月の病院の開院時には、秦南団地から久万川の橋に向かって道路が一定整備できている状態にもっていきたいと考えております。

なお、道路整備の詳細につきましては、所管します土木部が産業振興土木委員会において報告を行ってまいります。

具体的な検討を始めてからこれまで、秦南団地に隣接する秦地区や高知赤十字病院に隣接する江ノ口地区の住民の方々に説明会を開催し、この検討内容について御説明を申し上げてまいりました。高知赤十字病院周辺の住民の方々からは、移転に関して厳しい御意見もいただいております。しかし、高知赤十字病院の現在地は長期浸水予測エリアになることが想定されており、大規模災害時に負傷者の受け入れが困難になるため、高知赤十字病院、県、市は広域的な災害病院としての役割を果たすため移転を検討しているもので、検討を今後も進めていかなければならないと考えております。この計画の必要性について、今後とも丁寧に御説明申し上げ、御理解を求めてまいります。

この素案につきましては、今後地元の皆様を初め県民の皆様の御意見もお聞きし、さらに関係者での検討を行い、2月議会におきまして秦南団地利活用基本計画案として取りまとめ、御説明を申し上げたいと考えております。

あわせて、高知赤十字病院が移転した後の土地の利活用につきまして、病院や高知市とも検討し、周辺住民の皆様に御説明をしていかなければなりません。だいいちリハビリテーション病院を運営する医療法人さくらの里から申し出があったと高知赤十字病院から聞いております。高知赤十字病院としては、大変ありがたい、よい御提案であると受けとめております。今後ほかの事業者等から譲渡の打診があるかもしれませんし、新たに整備する建物の事業計画や資金計画とあわせて、来年日本赤十字社と正式な協議をすることとなっており、最終的な決定はその後になる予定と聞いております。同じ医療機関が跡地を

活用することについては、高知赤十字病院周辺住民の皆様の不安が少しでも軽減されればと考えております。

私からの説明は以上でございます。

◎梶原委員長 それでは質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 秦地区周辺の方と日赤の周辺地区の皆さんの御理解をどういうふうに得るかというのが大きなポイントになってくると思いますけれども、医療法人さくらの里から申し出があったと。ただ日赤としては、ほかにも申し出があるかもしれないので、そういうのも含めてこれから協議していくということですけど、そういうのをいつまで待ってとかいうふうなことは決まっていますか。

◎北村副部長 本社が権限を持っていますので、秦南団地の整備の事業計画とか資金計画とかとあわせて跡地の活用をどうしていくかという協議を本社のほうと行っていきます。それが来年の4月から5月ぐらいを予定しております。さくらの里からの御提案を非常にありがたい提案だと日赤も考えていますし、我々もそう考えています。ただ、これが全てではなくて、仮にもっとよい提案があるかもわかりませんが、来年の4月、5月の協議までにほかの提案もお聞きした上で、4月、5月ぐらいに本社との協議を正式にしていきたいと考えていると、日赤からは聞いております。

◎坂本（茂）委員 ただ、ぎりぎりまでいろんな申し出を受けていたら、地域の方に御説明するのに、どの案で説明するのかと。本社へ協議するときには、地域の合意とかそういうのも得た上で協議しないといけませんよね。だから、どこの病院が来るのか、どんな規模の施設になるのかとかいうふうなことの結論がないままでは、地域に説明もなかなかできないでしょうし、そこらあたりの本社への協議と地域の理解と納得を得る手だてはどんなスケジュールになっていくのですか。

◎北村副部長 実は土曜日に、今こういうような状況になってるという御説明を周辺の町内会長さんに集まっていたいてさせていただいています。きょうこの委員会で報告させていただきたいので、住民の方には非常にタイトで申しわけないけれども、情報をおろしていただきたいということでお願いしております。

本来は決まってからというやり方もあるでしょうけども、非常に地元の方が不安に感じていらっしゃるということで、今の段階でもお知らせをして、一定の御意見もいただきたいと思っています。現時点では、日赤も我々も最良の案ではないかと考えており、ただ、確定的ではないということもあわせて、その場で説明させていただいております。

町内会長さんにはこの土曜日に説明させていただきましたけども、今後また住民の方々等にも詳しく説明していきたいと思っております。そこでまた御意見もお聞きしたいと考えております。

◎坂本（茂）委員 その手順を丁寧な形で進めておかないと、またその進め方について

いろんな御意見が出てくるとかいうようなことになってはいけないだろうと思います。そのところは十分地域の住民の皆さんに配慮した形での話し合いがされることが望ましいということをお願いしておきたいと思っております。

それと、北消防署と日赤と道路の整備の大きなスケジュールが出されているわけですが、道路工事が平成28年度から開始して平成31年の病院の開院に合わせて完成というふうな御説明やったと思っておりますけども、ただ、消防のほうは平成29年4月に開署するというふうになっていますから、平成29年4月に消防は開署した一方で日赤の工事がそこから始まり、道路のほうの工事もやっているとされたときに、消防は両方に挟まれて稼働しにくくなるかということはないですか。

◎北村副部長 それは十分気をつけて、今後協議していかなくてはいけないと思っております。概要の設計を高知市がこの12月議会で都市計画決定をするに当たり予算化をしているところなので、そこら辺も十分今後三者で協議をして、そういったことにならないように検討していきたいと思っております。

それから、南北に抜く道路の話ですけども、まだ最終決定ではないですけども、片側2車線、両方合わせて4車線の道路を考えていますけども、ただそうすると横に橋を新たにかける必要があります。ただ、それは日赤の開院までには間に合いません。日赤の開院時には南北にとりあえず道を抜いて、今の橋を使いながら暫定的に利用できるような状況にはもっていきたいと考えております。

◎坂本（茂）委員 今の段階で、この道路の整備費は大体どれぐらいを見込まれているのでしょうか。

◎北村副部長 これも今後の話になりますけども、同規模の工事と比較をすると用地費も含めて大体50億円前後になるのではないかと思います。

◎坂本（茂）委員 50億円前後のうち、国の分があつて、それ以外は県・市で折半するということですが、国はどれぐらいになりますか。

◎北村副部長 これもまだ最終的な確定ではないですけども、同種の工事ですと7割の交付金が来ますので、残りの3割を県と市で折半すると。折半して、そのうち一定は起債を打っていきませんが、起債については交付税措置が一定ありますので、最終的には6億円とか7億円ぐらいの負担になるのではないかと思います。まだ予定です。

◎米田委員 坂本委員も言われましたけど、やはり一番の問題は新本町の住民、町内会の方々の思いに誠実に対応する必要があるわけですが、少し心配しているのは、14日の土曜日に町内会長さんに説明されてどういう反応だったですか。そして、きょう正式に公表で、日赤跡地の利活用の一つの例として、住民の方が知るわけで、今後の説明会を含めた対策をどんなふうに予定されていますか。

◎北村副部長 新本町2丁目の町内会は区画整備事業もあつて、やはり非常に厳しいお考

えをお持ちです。ほかの周辺の町内会長さんの中には、計画自体は理解できるとか、早くしっかりしたものをとか、日赤を早く整備してほしいという御意見もいただきました。やはり住民の中に不利益をこうむる方がどうしてもいらっしゃるわけなので、そこは本会議で知事も答弁しましたけども、真摯に受けとめて丁寧に御説明していかなくてはならないと思っております。

繰り返しになりますけども、一定町内会長さんに土曜日にお話をして、情報は一定おろしていただいているとは思いますが、県のほうからもこの素案なりそれから跡地の話も詳しく御説明していきたいと考えております。

◎米田委員 その説明をいつごろやるかとか、町内会長さんらとの日程は決まっていますか。

◎北村副部長 年も詰まってまいりましたので、恐らく年明けではないだろうかということで、そこは日程を調整してお話をさせていただきたいと思えます。

◎米田委員 秦方面とか江ノ口方面の町内会とも説明会をやられていますよね。道路について今計画されている案の道路だけでは足りないという話も聞いているわけですが、その周辺の町内会の方々からどういう御意見や要望が上がっていて、それについてどういう対応をされるのですか。

◎北村副部長 今非常に混んでいるので、懸念されています。この道一本だけで大丈夫かという御心配もいただいております。ただ、高知市もきちんとした調査をやっておりますので、次回のときには、その数字もお示しして、なるべくその懸念にお応えするような形で御説明していきたいと考えております。

◎米田委員 今、橋のことが出てましたけど、現況の橋で幾ら北を広げても、あの橋は片側1車線ですから、物すごく混みますよ。平成29年度に現況の橋で通行しながらこの新しい道路を通すということになると、深刻な交通渋滞になり、地域の環境に影響を与えるというふうに思いますが、そこら辺はどんなふうに考えていますか。

◎北村副部長 詳細は道路の調査を見てからになると思えますけども、今、一本しかないものが二つに一応はける先がふえますので、確かにその南北道路を利用される方もかなりふえると思えますが、最終的には4車線ということで、その懸念にも応えていきたいと思っております。一定言えるのは、イオンと比べて日赤のお客さんは10分の1ぐらいです。それも混むのは平日です。今のイオンはお客さんがいらっしゃるの土日が非常に混むようになっております。そこら辺はイオンへの入り口とかで滞留しないような形でやれば、何とか対応できるのではないかと考えておりますし、そこはまた一定の数字も出てきますので、それでもって御説明もさせていただきたいと思えます。

◎米田委員 ぜひ分析もしながら、対応に抜かりのないようにさせていただきたいと思えます。

きょう説明されたこの基本計画は、案でもなしに素案になっていますけど、どういう性格のもので、最終的にどういう決定をするのですか。

◎北村副部長 県、市、日赤、土地開発公社の四者にかかわる話なので、一定の形でまとめさせていただいて、県議会にも御報告させていただきますし、県民の方からの御意見も一定お聞きもしたいと思っていますので、この素案に対して御意見もいただき、2月議会で案という形で御報告させていただきます、案を固めていきたいと考えております。

整備は、今それぞれがまだ基本構想をこれからやっていく段階なので、どういう建物にするとかいうことは、それぞれの事業者において御説明していくということになると思います。

◎米田委員 そしたら、この基本計画は、基本的には日赤本社との協議もあるので、4月ぐらいをめどに基本計画をつくるとか、そういう流れでの作業になりますか。

◎北村副部長 2月議会に御報告させていただいて、年度内に計画としてまとめたいと考えております。

◎西森（潮）委員 北村副部長から、イオンが混むのは土・日・祝祭日で、日赤が混むのは通常の月曜から金曜までという話があったけど、今でも北環状線の朝晩はいっぱいですよ。だから、この南北の道路を緊急に整備するということがなかったら、消防も機動力を發揮しないといけないし、また日赤も救急車とかそういった機動力を求められるということですから、もともと話があったのはもう2年も3年も前からなので、その時点からそのときにはこうだというようなことをしていたら、実際稼働するまでに道路の整備もできたと思いますよ。

ここが一つ手落ちだったということと、新本町2丁目以外は皆さんがおおむね理解いただいているという話があったけど、それは当然の話で、新本町2丁目日赤のある町内ですから、ここが今不安で大混乱になっているということです。民間のさくらの里に限らず病院を配置できると、県もそれを責任を持ってそういうふうにしていきたいという思いがあるのかどうかを聞きたい。ただ単に話があるということだけでは、この話を推し進める県として責任が足りないと思いますけど、どうですか。

◎北村副部長 前段の話ですが、本来道をきちんと整備してからやったほうが不安も少なかったと思います。ただ、秦南団地が長期浸水にならないとわかったのが昨年12月です。それを受けて、長期浸水エリアとか被害想定を再度県が出したのは3月なり5月でしたので、それから検討を加速させていって、この道の問題も含めて解決しようということで8月から正式な検討を始めたところですので、そこは御容赦いただきたいと思います。当然地権者の御理解を得て、早急にやっていかなくてはいけないと思っていますので、土木部とも話をしてやらせていただきたいと思います。

それから、県も日赤からお話を聞いたときは、非常にありがたい話だとほんとに思って

おります。できればこの案でという思いでおりますし、県と日赤と市で協議して跡地を検討していくことになっておりますので、県としても、住民の皆さんに少しでも不安を与えないような形で進めていきたいと思っております。

◎西森（潮）委員 いや、だから、最大の努力をして不安解消に県も責任を持って努めるというぐらいの意気込みがないと、話をしますぐらいのことやったらどうでもできるからね。日赤の改築というのは今でも全国的に10カ所ぐらいあるけど、全部が最初は移転ということだったけど、地元の反対等があって5カ所ぐらいは現在地で改築するということになっています。高知の場合は、災害とか地震の話が出てきているので、今やろうとしている日赤の考えもわからないことはないけど、ただ、まちづくりとしては日赤ありということで区画整理もし、関連の条件整備等のまちづくりをしてきているだけに、地域住民は一体これはどうしたことかということで怒っているわけです。だからそれに対する不安を解消するには、類似の病院が配置できるということになれば、一定皆さん方の気持ちもおさまってくると思うので、それに県も責任を持って最大の努力をしていくということは間違いないですね。

◎北村副部長 はい。

◎西森（雅）委員 さくらの里だいいちリハビリ病院のベッド数はどんな感じでしょうか。今の日赤との差とか、そのあたりを説明いただければと思います。

◎北村副部長 全部で180床です。総合的なベッドが60床、回復リハビリが60床、療養病床が60床ということでお聞きしております。現在の日赤が許可病床で460程度ですので、規模からするとかなり縮小はされることになります。ただ、あそこの敷地を考えますと、おおむね200床ぐらいの病院が限界ではないかなと思います。

◎西森（雅）委員 若干ベッド数も少なくなるけども、今の敷地としてはもう限界だと。それに対して、地元もある程度これでいけば納得もしていただけるだろうという感覚を持っているということでしょうか。

◎北村副部長 一番影響が少ない形の案ではないかと思っておりますので、御理解を求めてまいりたいと思っております。

◎西森（雅）委員 道路のことですけど、整備の概要ということで、延長750メートルと載っていますけども、これはどこからどこまででしょうか。

◎中村政策企画課企画監 資料の6ページの矢印のところ、北環状線から産業道路までです。

◎西森（雅）委員 産業道路までということですね。特に産業道路とこの橋の間がやはり相当な改良が必要になるのかなと。ここを改良しなければ、幾ら橋をかけるとか、間に道を通すといっても、渋滞は解消されないのかなというふうに思いますのでお聞きしましたけど、その橋と産業道路の間も全部ひっくるめて750メートルということでしょうか。

ですね。わかりました。

◎梶原委員長 よろしいですか。それでは以上で質疑を終わります。

〈文書情報課〉

◎坂本（茂）委員 済みません。総務部が予定している報告事項は以上ですけれども、1点御質問させていただきたいことがあります。事前に執行部と委員長にはお願いしてありましたけれども、11月下旬に高知新聞等で県の公文書館が新設へというような報道がされました。決算特別委員会の際の議論ではまだこういった内容は出ていなかったわけですが、その後こういう報道がされました。ちょうど特定秘密保護法案が審議されるとか、そんなことなどもあって情報というものの扱い、県の公文書の扱い、そういったことにも関心があるということだろうというふうに思います。そういう意味でこういった報道がされたわけですが、このことについてお尋ねしたいと思いますので、担当課長が同席されていたら、お願いしたいんですけど。

◎梶原委員長 坂本委員から公文書館についての質問がありましたので、文書情報課長、お答え願えますでしょうか。

◎中野文書情報課長 公文書館の設置に向けての現在の取り組み状況につきまして、御説明させていただきます。

取り組み状況につきましては、4月16日の総務委員会で県立図書館の跡施設を利活用する方向で進めていきたいという旨の御説明をさせていただきましたが、その10日後の同月26日に図書館移転後の施設の利活用に向けて立ち上げられましたワーキングチームにおきまして検討を進めており、現在も検討を進めているという状況でございます。その検討の中で、公文書館をその施設のメイン機能という方向で検討を進めておりますが、そのほかにも立地条件を生かした施設の併設などについても検討を進めているところでございます。

◎坂本（茂）委員 ということは、今もワーキングチームで検討中であるということだろうと思いますけど、立地場所の問題、施設の問題も議論がされなければならないですが、何を公文書として保存していくのかということ、もう少し議論を深めていくことをされる必要があるのではないかなど。特にいろいろ見ていると、県公文書館と言いながら、県庁の公文書だけを保存していくのか、あるいは高知県内にある各自治体の公文書も含めて歴史的に保存の必要がある公文書を保存していくのか。そういう県公文書館の位置づけみたいところは、今既に明確なものがあるのでしょうか。それもまだこれからの検討ということになるのでしょうか。

◎中野文書情報課長 基本的にはこれからの検討ということになっていくと思います。まずは、歴史的に価値がある公文書を現在の県民もしくは将来の県民にも残していくという制度づくりが必要だと考えております。市町村の公文書ですが、公文書の数とか量とか、把握が非常に難しいということもありますし、それから管理の方法もまちまちになされて

いると思います。非常に大きな課題があるとは思いますが、そういった御意見も参考にさせていただきながら、今後検討を進めさせていただきたいと思います。

◎坂本（茂）委員　そういうのを議論するような専門の検討委員会みたいなものを立ち上げるというお考えはないですか。今のワーキングチームは主に施設の立地可能性とかの検討が中心だろうと思うので、公文書館の持つ機能をどういうふうにするかというのは、また別途に専門家も含めた検討をされる必要があると思いますけど、その辺はどうでしょうか。

◎中野文書情報課長　歴史的公文書の位置づけ等につきましては、平成22年に検討会を開催し、報告をいただいているところでございます。それと公文書館の機能そのものというところにつきましては、国立公文書館の専門官とか大学のそういったことを専門に研究されている方のアドバイスとかを個別にと言いますか、個々に随時いただくような形でお話をお聞きするなど今までできており、今後、公文書館設置に向けて、改めて専門の検討会を設置するということは今のところは予定していません。

◎坂本（茂）委員　ほんとはそういうのを設置して議論していく必要があるのではないかなど。特に、私は近現代史というか、自分がずっと中国の満州開拓団の方たちの帰国者の支援とかにかかわってきた関係で、そういった資料などが十分に保存されていないとか、過去にも議会の中でも議論があったと思いますけども、高知の近現代史の部分の資料をどう保管するかとかいうようなことが、決して十分ではないことも伺っています。そんな中で、そういったものを高知がどうやって歴史的に残していこうかというときに、その資料が散逸してしまうというようなことになってはいけないだろうと思いますので、先ほど言われました国立公文書館も、最近アーカイブスの関係を随分と色々な形で研究されていますし、国立公文書館内の各自治体の公文書のあり方について、県としても公文書館機能の整備に向けてとかいうようなレポートも出されたりとか、そういうふうなことをしていますよね。

そういうことを考えたら、個別にアドバイスをいただくというのも必要かと思いますが、やはりきちんと集中した形で専門的な意見を深めて、やり方を定めた上で、その施設もどうあるかということ議論しないと、施設は施設みたいになってしまってもいけないのではないかなというふうに思いますけども、今のところは検討委員会のようなものを設置することを考えられていないということですが、将来に向けても考えられていないのでしょうか。ぜひ検討していただきたいと思いますと思いますが、いかがですか。

◎中野文書情報課長　公文書館の設置といいますか、機能というところでございますが、こうだというやり方をきちんと決めているという状況にはございません。予算も伴うものですので、こうだという言い方は今のところ確定的にできませんけども、そういったやり方もオーソドックスといいますか、基本的なやり方だと思いますので、検討はさせてい

ただきたいと思います。

◎坂本（茂）委員 ぜひお願いします。

◎梶原委員長 以上で総務部を終わります。

《会計管理局》

◎梶原委員長 次に、会計管理局について行います。

議案について、会計管理局長の説明を求めます。

◎大原会計管理局長 会計管理局所管の12月補正予算について、御説明させていただきます。

資料②議案説明書（補正予算）の140ページをお開きいただきたいと思います。

会計管理課と総務事務センターの一般会計で1,851万1,000円の減額をお願いするものがございます。

これは人件費に係るものでございまして、主な理由といたしましては、総務事務センターの1名の職員減と本年7月から実施しております給与等特別減額措置によるものでございます。

続きまして、182ページをお開きいただきたいと思います。

総務事務センターが所管をしております給与等集中管理特別会計の補正予算でございます。

これは、各所属の人件費の補正に対応するために行うものでございまして、42億800万円の減額をお願いするものでございます。

減額の主な理由は、給与等の特例減額措置によるものでございます。

説明は以上でございます。

◎弘田副委員長 それでは質疑を行います。

（なし）

◎弘田副委員長 なければ質疑を終わります。

以上で会計管理局を終わります。

ここで、昼食のため休憩とします。再開は午後1時といたします。

（昼食のため休憩 11時50分～13時00分）

◎梶原委員長 それでは休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

《教育委員会》

◎梶原委員長 次に、教育委員会について行います。

最初に、議案について教育長の総括説明を求めます。

なお、教育長に対する質疑は各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、

御了承願います。

◎中澤教育長 議案の説明に先立ちまして、教職員の不祥事について御報告をさせていただきます。

1件目は、公立小学校教諭が特別支援学級の生徒に体罰を行った事案でございます。当該教諭に対しましては、11月6日付で戒告の懲戒処分といたしました。

2件目は、公立小学校教諭が学級の児童に不適切な発言をしたことにより、児童の1人が交流として同学級の活動に参加している特別支援学級の生徒をたたいた事案でございます。当該教諭に対しましては、11月6日付で給料の10分の1を1カ月減給する懲戒処分といたしました。

3件目は、県立高等学校教諭が酒気帯び運転で検挙された事案でございます。当該教諭に対しましては、11月6日付で懲戒免職といたしました。

これら3件は、教育に携わる公務員として自覚と規範意識に欠ける行為であり、学校及び教職員に対する信頼を損なう事案でございます。全教職員に服務規律の徹底を図り、不祥事の根絶に向けて今後も取り組んでいきたいと考えております。県民の皆様の信頼を大きく裏切ることになりましたことを深くおわび申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

今後とも法令遵守と綱紀粛正をなお一層徹底し、不祥事の防止に努めるとともに、教職員一人一人が教育公務員の職責の重さを認識し、高い志を持って職務に精励することで、県民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

なお、詳細につきましては、後ほど担当課長から説明させていただきます。

それでは、議案の説明をさせていただきます。

12月議会に提出しております教育委員会関係の議案は、平成25年度一般会計補正予算と条例その他議案が3件でございます。

まず、平成25年度高知県一般会計補正予算について説明いたします。

資料は②平成25年12月高知県議会定例会議案説明書(補正予算)の143ページの教育委員会補正予算総括表をごらんください。

教育委員会所管の補正予算は、総額31億525万7,000円の減額補正でございます。総括表にございます五つの課の補正には人件費の補正がございます。

人件費につきましては私から一括して説明させていただきますので、各課長からの説明は省略させていただきます。

人件費補正の主な理由としましては、本年7月から実施しております給料等の特例減額措置によるものでございます。

その他の理由としましては、職員の増減や新陳代謝、共済費負担率の変更、時間外勤務手当など、各種手当の増減などにより調整を行っているもので、合わせまして31億625万

7,000円の減額をお願いするものでございます。

人件費以外の補正につきましては、5段目の生涯学習課でございます。県立図書館に図書を整備するための寄附金をいただきましたことから、それに伴い100万円の増額をお願いするものでございます。

次に同じ資料の147ページをごらんください。

学校安全対策課の繰越明許費の補正でございますが、本年度は、国の経済対策予算の関係で平成25年度に予定しておりました耐震補強工事等を平成24年度3月補正予算に計上し、前倒しして実施しております。その前倒し工事を優先して実施しており、その進捗の影響もあり、平成25年度当初予算に計上しておりました一部工事の年度内での完成が見込めなくなりましたことから、繰り越しをお願いするものでございます。

次に、資料①の平成25年12月高知県議会定例会議案（補正予算）の8ページをごらんください。

債務負担行為の補正でございます。下から3段目、教員採用選考審査筆記問題作成等委託料は、平成26年度に行います教員採用選考審査の筆記問題の作成などに関する経費971万1,000円を計上しております。

次の子ども・子育て支援新制度電子システム構築等事業費補助金は、子ども・子育て支援新制度の施行が予定されております平成27年度に向けまして必要となる電子システム導入経費の支援に要する経費2億6,123万9,000円を計上いたしております。

次の保育所・幼稚園等高台移転施設整備事業費補助金は、土佐清水市において三つの保育所が高台へ統合移転することになりましたことから、その施設整備への支援に要する経費2億3,023万2,000円を計上いたしております。

続きまして、次の9ページをごらんください。

1段目の基礎学力把握検査等委託料は、県立高校6校の平成26年度の新1年生に対し、事前に行う基礎学力把握検査の実施及び結果分析に要する経費340万9,000円を計上しております。

次の外国語指導助手配置委託料は、平成26年度の外国語指導助手の配置委託に関する経費1,965万6,000円を計上しております。

次のスクールバス運行委託料の3件につきましては、高知若草養護学校及び中村特別支援学校のスクールバス運行委託に係る経費、総額8,904万6,000円を計上しております。

なお、人件費以外の補正につきましては、後ほど担当課長から御説明させていただきます。

続きまして、条例その他議案でございます。資料④の5ページでございます。

5ページが一番下の段、高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案でございます。この条例議案は消費税法の一部改正等を考慮し、高知県立高知公園の利用料等につきまし

て、引き上げ後の消費税及び地方消費税の額を加算することができるよう、必要な改正を行おうとするものでございます。

次に7ページをお開きください。

公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案でございます。この条例議案につきましては、平成24年度及び平成25年度の人事委員会勧告の趣旨を考慮し、55歳を超える公立学校職員の昇給及び給与構造改革における経過措置額について、必要な改正を行おうとするものでございます。

次に、高知県社会教育委員の定数及び任期等に関する条例の一部を改正する条例議案でございます。この条例議案につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次地方分権一括法の施行により、社会教育法の一部が改正されたことに伴い、高知県社会教育委員の委嘱の基準等を定めようとするものでございます。

詳細は後ほど担当課長から説明させていただきます。

次に報告事項でございますが、冒頭に御説明いたしました教職員の不祥事のほかに4件ございます。

まず、県立高等学校再編振興計画についてでございます。

県立高等学校再編振興計画について本年2月にいただきました県立高等学校再編振興検討委員会の報告書を踏まえ、関係機関からの情報収集と計画策定に向けての準備を進めてまいりました。これまでの事務局の検討を踏まえ、今月5日から教育委員協議会におきまして、県立高等学校再編振興計画の基本的な考え方についての協議を始めたところでございます。この基本的な考え方につきまして、高等学校課から説明させていただきます。

次に、新図書館等複合施設建築工事でございます。

先月実施いたしました建築主体工事の入札が不調となりましたので、今後の対応等につきまして新図書館整備課長から説明させていただきます。

次に、平成24年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果についてでございます。

平成24年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の本県における調査の結果が今月10日に公表されましたことから、その内容につきまして人権教育課長から説明させていただきます。

次に、平成25年度全国体力運動能力・運動習慣等調査結果についてでございます。

今月14日に公表されましたことから、その内容につきましてスポーツ健康教育課長から御説明させていただきます。

最後に、本年度の主な審議会等につきまして開催状況を説明させていただきます。

審議会等と赤いインデックスがつきました資料をごらんください。資料の中ほどにごさ

います高知県社会教育委員会を10月に開催し、社会教育関係団体の現状と課題、NPO団体等との連携と協働のあり方などについて協議を行いました。今後も審議の経過や結果につきましては適宜委員の皆様にご報告させていただきます。

私からの説明は以上でございます。

〈教職員・福利課〉

◎梶原委員長 続きまして、所管課の説明を求めます。

初めに、教職員・福利課の説明を求めます。

◎彼末教職員・福利課長 まず、第1号議案、平成25年度一般会計補正予算につきまして説明させていただきます。

お手元の資料②議案説明書（補正予算）の146ページをお願いいたします。

債務負担行為のお願いでございます。

この債務負担行為は毎年12月議会をお願いしているもので、教員採用選考審査筆記問題作成等委託料に係るものでございます。この債務負担行為は、平成26年度に実施いたします教員採用審査の筆記審査のうち、教職一般教養と小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の校種ごとに教科の専門知識を問うための専門教養に関する審査問題の作成と採点のための委託料でございます。問題の検討やチェックに十分な時間を確保するために、平成25年度のうちに契約できるように債務負担行為をお願いするものでございます。

続きまして、第27号議案、公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案につきまして説明させていただきます。

資料が変わりまして、④議案説明書（条例その他）の188ページをお願いいたします。新旧対照表をお願いいたします。

条例改正の目的につきましては、教育長から先に説明させていただきましたので省略させていただきます。

改正の内容について説明させていただきます。

今回の改正の主な点は二つございまして、昇給制度の改正と給与構造改革における経過措置額の段階的な廃止の2点でございます。その内容は、午前中、総務部の行政管理課から説明させていただいたものと同じでございます。

まず、第7条の改正でございます。これは昇給制度の改正で、55歳を超える職員の昇給を勤務成績が上位の職員に限り行うこととし、標準の勤務成績では昇給しないこととする改正でございます。

次に、下のほうで第27条の3の改正でございます。この改正は、日本教育公務員弘済会高知支部が財団法人から公益財団法人に名称変更することに伴う改正でございます。

次に、189ページをお願いいたします。

附則第11項の改正でございます。

改正の内容は、給与構造改革における経過措置額を段階的に廃止するというものでございます。その改正内容につきましては、午前中に総務部から説明させていただいたものと同じで、平成18年の給与構造改革におけます現給保障として支給してきました経過措置額を、平成26年度は上限5,000円でその経過措置額を2分の1に減額し、平成27年度以降も上限5,000円ずつ減額して、段階的に廃止しようとするものでございます。

なお、施行期日につきましては、いずれの改正も平成26年4月1日から施行したいと考えております。

以上で教職員・福利課の説明を終わらせていただきます。

◎梶原委員長 それでは質疑を行います。

◎岡本委員 総務部のときにも聞きましたが、教員の給与の関係ですけれども、55歳を超える教員に対して、「極めて良好」か「特に良好」である方に対してだけ昇給するようになっていきますけど、これは誰がどういう尺度でこの方たちを選ぶのかを教えてください。

◎彼末教職員・福利課長 こちらにつきましては、平成24年度の高知県人事委員会の勧告に基づくもので、国のほうでそういう措置を勧告され、それに倣って高齢層の世代間の給与の均衡ということで人事委員会のほうから勧告を受け、ただ、私どものほうは2年間ということではなくて給与カットをしていたということで一度にやるということになり、昨年度は勧告だったのですが実施せずに1年置いてやるというような形になったというところでございます。

したがって、年齢がもう一律的に平成26年4月1日で55歳以上の方については、「極めて良好」か「特に良好」でないと、昇給がないという形になります。

私どもが条例を改正して決めるということでございます。

◎梶原委員長 人事考課評価を誰がどういう尺度で決めるのかというご質問ですけど。

◎岡本委員 評価の対象となるものと、誰がその対象となるものを決めるのか。

◎彼末教職員・福利課長 人事評価につきましては学校長が行い、それから昇給につきましては、小・中の場合は各地教委の教育長が内申をしております。それから、県立の場合は学校長が内申をしております。それで、私どもでその内申に従い昇給区分を決定するというところでございます。

◎岡本委員 校長の内申によって決まるということで、校長の気に入る教師が「極めて良好」になる場合もあると思います。だから、真剣に教育問題を考えている教師が逆に「良好」でなくなる場合も想定されます。そのあたりについては現場の中からのいろいろな問題が起こってこようと思いますけれども、それへの対応はきちんと考えておられますか。

◎彼末教職員・福利課長 私どものほうでことし、新しい人事評価に基づく昇給制度とリンクしたものを全職員について、平成25年4月1日が初めてでございますが、その関係で

人事評価等に関する検討委員会を行い、外部の方とか弁護士とか民間の方とか県立の校長とかが入っており、そちらのほうで委員会をさせていただき、そちらのほうでおおむね適正には行われているのではないかとということでございます。

昇給区分Ⅲが標準で、Ⅰ、Ⅱが「極めて良好」、「特に良好」ということで、そちらのほうで99.4%ございますので、先ほど恣意的に下げるといふようなことはないのではないかと、いわゆる懲戒の関係で、良好な成績をとっていても勤務成績はそれでもⅢ区分ではなくてⅣ区分とかⅤ区分という者はおりますが、気に入った職員とかそういうことではないというふうを考えております。

◎西森（潮）委員 小中学校の場合は市町村の教育長という話があったけど、教育長は実際現場でそれぞれの先生方の実態を把握していないと思うけど、校長の内申があって、その責任者として教育長という説明ならわかるけど、評価そのものも教育長だとするとちょっとどうかと思うけど。

◎彼末教職員・福利課長 説明を端折りまして済みません。西森（潮）委員の言われたとおり、学校長が人事評価をし、それを地教委に出し、教育長が最終的に昇給について内申するという形になってございます。大変申しわけございませんでした。

◎坂本（茂）委員 そしたら、教育長は評価者にはなっていないということですか。

◎彼末教職員・福利課長 学校長等の評価者にはなっておるということになります。

◎坂本（茂）委員 さっき言われた99.4%という数字を出されましたよね。

◎彼末教職員・福利課長 Ⅰ区分、Ⅱ区分、Ⅲ区分を合計すると、そうなります。

◎坂本（茂）委員 その99.4%の大半を占めるⅢ区分の人は、昇給しなくなるわけですから、そのことを岡本委員は問題視して、今後昇給するのはⅠ区分とⅡ区分の人だけですよ。Ⅰ区分、Ⅱ区分は極めて数が減るわけで、例えば知事部局で言えば25%ということでしたが、教育委員会は55歳以上の対象になる人で、Ⅰ区分、Ⅱ区分というたらどのくらいになりますか。

◎彼末教職員・福利課長 坂本委員の御指摘のとおり、全職員に対する割合は99.4%でございます。それで、年齢別にⅠ区分が何人とか、Ⅱ区分が何人という統計はとってございません。目安の率として、午前中に行政管理課から説明があったⅠ区分が5%、Ⅱ区分が20%で、ⅠとⅡで25%は同じでございます。

◎坂本（茂）委員 だから、岡本委員が言ったのはその25%という昇給対象となる限られた人に対する評価のあり方について疑問視されたわけで、99.4%という数字を出してきたって説明にはならないわけです。それと、さっき知事部局でも言いましたけど、55歳以上の人でどれぐらいの人が対象になるかというのを、教育委員会も知事部局と同様で把握されていないということですか。

◎彼末教職員・福利課長 昇給停止の影響を受ける職員数は出してございます。そちらで

は違うのでございましょうか。来年の4月1日で55歳になる者につきましては、ことしの4月1日の職員数でございしますが、1,135名です。ただ、最高号給に達している者は除いております。通常、この改正がなければ昇給するであろうという職員数でございします。ただ、年度末に退職されるかもしれませんが、一応4月1日現在では1,135名という数字でございします。

◎梶原委員長 先ほど課長がお答えになったのは、現在の昇給区分Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを年代別では把握してないということですよ。先ほどそういうお答えやったですよ。

◎彼末教職員・福利課長 はい。ただ年齢はありますので、一律的に55歳以上の者が何人おるかという数が1,135名でございします。ことし59歳の者は年度末に定年を迎えますので、それを除いて、現在54～58の者ということでございします。

◎梶原委員長 坂本委員、どうぞ。もうよろしいですか。

◎坂本（茂）委員 よろしくないけど、妙にすれ違いばかりなので。

◎岡本委員 ただ「良好」では昇給がないわけですよ。「極めて良好」と「特に良好」の二つの部分だけで昇給されるということになって、「良好」の人はもう昇給しないわけですが、心情的には昇給してほしいと思いますよ。だから、そここのところのさび分けがどのようにされるのか。教育はいつ成果があらわれるかわからないですから、さび分けをしたらいけないと思いますよ。内申するのは校長であって、校長が気に入るイエスマンであれば内申がよくなる可能性もあり、校長に刃向かって自分の教育論を言えば悪くなるというようなことも起こってくるわけで、いろんな弊害が起こってくると思いますよ。だから、これは人事委員会で強制的にやらされているというようなたてりだろうと思いますけれども、そのあたりをきちんとケアするとか、そういう問題がなるべく起こらないような体制をとることが求められるのではないかと思いますよ。そのあたりのことについて、どのようにお考えですか。

◎彼末教職員・福利課長 職員のモチベーションとかの話だと思いますが、特に最近では退職手当の減額とか、こういうような形で世代間の配分ということで人事委員会の勧告ではありますが、高齢層の職員については厳しい給与改定が続いているところでございします。それは事実でございします。ただ、恣意的に評価するという事はないと信じております。

それと教員のモチベーションにつきましても、給与も当然一つのモチベーションを保つ一つの方法ではあるとは思いますが、教員については理想論かもしれませんが、子供たちが成長する姿を見るということに対するやりがいとか、そういうものでぜひモチベーションを高めていっていただきたいというふうには思っております。

◎梶原委員長 よろしいですかね。それでは質疑を終わります。

〈学校安全対策課〉

◎梶原委員長 次に、学校安全対策課の説明を求めます。

◎**沢近学校安全対策課長** 学校安全対策課の補正予算について御説明いたします。

資料②議案説明書の147ページをお願いします。

当課の補正予算は、学校施設等整備費に係る繰越明許費予算11億4,832万2,000円でございます。今年度は、国の経済対策予算の関係で平成25年度に予定しておりました耐震補強工事等を平成24年度の3月補正に予算計上し、予算面では工事を前倒した形で実施しております。この前倒し工事を先に実施しております関係で、その進捗の影響を受け、平成25年度当初予算に計上しておりました工事の一部の着手がおくれ、年度内での完成が見込めなくなりましたことが現時点で明らかになったこと、また2月議会で繰り越しの議決をいただきますと、さらに工事の着手がおくれますことから、本議会で繰り越しをお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

◎**梶原委員長** それでは質疑を行います。

◎**坂本（茂）委員** 大規模工事の関係で、図書館とか永国寺キャンパスとかが不調に終わっている。この耐震化工事でも入札不調というのがあるように、市町村の段階でも聞いたりもしますけども、県が予算化している耐震化工事の中で入札不調というのがありますか。

◎**沢近学校安全対策課長** 2件ほどあり、一つは高知農業の2号館で、これは少し計画を見直す形で組みかえをしております。それからもう一つが、安芸高校の南校舎の建てかえを本年度から来年度いっぱいということではありますが、新築の入札はまだ実施しておりませんけれども、その前段で取り壊しの入札が先月不調に終わりました。来月になると思いますけれども、少し内容を組みかえて実施する予定にしておりますが、安芸高校の南舎については、もともと債務負担行為の議決をいただいておりますので、今回の予算面での影響はございません。全体にはそういったことで若干おくれが見られているといった状況でございます。

◎**西森（雅）委員** 先ほど教育長の説明だったと思いますが、平成24年度の補正分を平成25年度末までに仕上げないといけないので、平成25年度分が繰り越されるという話があったと思いますが、その平成24年度の補正で組まれた分は平成25年度中に必ず仕上げをしないといけないわけですけども、その見通しとはどうですか。

◎**沢近学校安全対策課長** 優先して実施しておりますので、その分については本年度中に終了する見込みでございます。

◎**西森（雅）委員** 平成25年度は全体としては大体割合くらいが繰り越されるという形でしょうか。

◎**沢近学校安全対策課長** 平成25年度当初予算で工事関係が22億円ぐらいで、それから明許をいただきましたのが30億円ぐらいございました。それからすると5分の1というよう

な金額でございます。

◎坂本（茂）委員 さっきの続きで、特に学校の耐震化というのは、工事ができる時期が長期の休みの間にとかって限られていますよね。そのことでこの不調に終わったものを、来年の1月に入札したとして間に合うのかとか、入札がおくれることによって工事期間がもっと大幅におくれるとか、そんな影響は出てこないですか。

◎沢近学校安全対策課長 市町村が実施しています小学校については、夏休みを中心にとすることでやっていますけれども、県立高等学校につきましては、学期中もいろんな調整をしながら実施させていただいております。ただ、やっている中で、授業時間帯を少し外して夜に延ばすとかというような工夫はこれまでもやっておりました。全く影響がないとは言えないかもしれませんが、1カ月を切ることでその全体像が丸々狂うという形にはなっていないです。

◎梶原委員長 それでは質疑を終わります。

〈幼保支援課〉

◎梶原委員長 次に、幼保支援課の説明を求めます。

◎原幼保支援課長 幼保支援課の補正予算について御説明いたします。

お手元の資料②の議案説明書の148ページをごらんください。

補正をお願いしますのは債務負担行為2件でございます。

一つ目は、子ども・子育て支援新制度電子システム構築等事業費補助金です。限度額が2億6,123万9,000円、期間は平成26年度末、財源は高知県安心子ども基金からの繰入金でございます。

この補助金につきましては、子ども・子育て支援新制度がスタート予定の平成27年度に向け、市町村に対しまして2種類の経費を助成するもので、本年度当初の現年予算で1億3,550万円を計上しているところです。

対象経費につきましては、新制度の開始に当たり必要となる電子システムの構築経費が一つ目でございます。もう1種類につきましては、電子システムの規模や使用の検討に当たっての基礎データともなる子育て支援に関する保護者へのニーズ調査を市町村が実施するに当たって必要となる経費でございます。

このたびの補正ですけれども、この二つの対象経費のうち、電子システムの構築に要する経費に関するもので、当初予算の増額とあわせて債務負担行為をお願いするものでございます。

増額の理由は、当初予算時には、各市町村の子供の人口をもとに算出された都道府県別の配分額が国から示されておりましたので、その額を計上していたところです。しかしながら、国から示された金額ではシステムの構築経費に足りないという申し出が全国の市町村から出てまいりました。その後8月末、国において市町村の実情を踏まえた補助金の交

付が認められたことにより、今回増額をお願いするものでございます。

市町村におきましては、年明けから電子システム構築の発注が始まりますが、完成が来年度となりますことから、あわせて債務負担行為をお願いするものでございます。補助金は31市町村に交付する予定で、1市町村当たりの平均額は868万円となる予定でございます。

続きまして、二つ目の保育所・幼稚園等高台移転施設整備費補助金でございます。限度額が2億3,023万2,000円、期間は平成26年度末、財源は高知県職員等こころざし特例基金からの繰入金です。

資料は、総務委員会資料、議案説明資料の青色のインデックス、教育委員会の二つ目、幼保支援課をお願いいたします。

この補助金は、津波から幼い子供たちの命を守るため、保育所や幼稚園などの高台移転に対する財政支援を行うものです。

左の現状の欄をごらんください。県内の保育所、幼稚園、認定こども園の122施設が浸水する予測です。県内にはこれらの施設が314ございますので、4割弱の施設が浸水域にあるということになります。その右の表は122施設の津波到達予想時間です。30分未満までの施設が34施設ございます。

次に左下、高台移転の検討状況です。

(1)の移転先決定が、今回の補正対象である土佐清水市のほか宿毛市と中土佐町を合わせて6園3カ所となります。(2)の移転先の候補地決定、(3)のその他の検討中を合わせますと9市町村19カ所、25園という状況でございます。

補助の内容について右半分をごらんください。

保育所、幼稚園、認定こども園が高台に移転する場合、補助基準額の4分の3を補助するもので、この補助基準額には備蓄倉庫や非常用電源施設など、被災後も地域における継続的な保育の提供を可能とするため必要と認められるBCP加算も含まれております。

今回の支援第1号となる土佐清水市の保育所の移転について、次のページをごらんいただけますでしょうか。

今回移転するのは公立の三つの保育園です。いずれも海岸に近く、津波による浸水の想定は5メートルから15メートル、到達時間は10分から20分と予測されております。移転先は海拔50メートルの土地で、新しい保育園の開園時期は平成27年4月の予定でございます。新しい保育所には、災害時を想定した備蓄倉庫やフリースペースなども設置されております。

県としましては、今後もそれぞれの保育所や幼稚園におけます子供たちの命を守るための対応を確認し、それぞれの状況に応じた支援を積極的に行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎岡本委員 保育所の高台移転について、土佐清水市で移転されるようになっていますが、この3園を一緒にするというので、地元の保護者の調整がとれているのかをお聞きしたいということと、3園で定員は222名ということで、現状では定員より少ないということだと思いますけど、1クラス当たりの園児数が大きくなったりする場合もあるのではないかなど。その場合には分けて保育したりするのでしょうか。そのあたりの調整はしっかりとれているのでしょうか。

◎原幼保支援課長 地元の保護者の同意はとれていると聞いております。それから定員につきましては、移転するケースケースによって違ってくると思いますけれども、土佐清水市の場合は少なくなっているという形でございます。

◎岡本委員 定員より少なくなりますが、クラスによって人数が集中する場合が想定されるわけですが、そのあたりはしっかりとした体制がとれるようになっているのでしょうか。

◎原幼保支援課長 土佐清水市の今回のケースでは、年齢ごとに2クラスずつだったと思います。きちりできています。

◎坂本（茂）委員 公立保育所ですけども、統合することで公設民営になるとか、そんなことはないですか。

◎原幼保支援課長 土佐清水市から直接は聞いておりませんが、この前、指定管理を検討されているということが新聞に載っておりました。土佐清水市から直接はまだ聞いておりません。

◎坂本（茂）委員 指定管理でも公立は公立ということにはなるとは思いますけども、この高台移転をする場合の条件というのは県としてはつけていないですか。

◎原幼保支援課長 つけておりません。

◎坂本（茂）委員 この高台移転を契機にそういうふうなことの心配というのも、一方で地域にもあるとお聞きしています。先ほどそれぞれの市町村では地域住民の合意も得てということで進められているということですけども、そういったことが一つの不安材料になって、議論がうまくいかないとかいうことのないようにお願いしたいと思います。

◎原幼保支援課長 それぞれの市町村での検討状況につきましては、耳を傾けていきたいと思えます。

◎梶原委員長 それでは質疑を終わります。

〈高等学校課〉

◎梶原委員長 次に、高等学校課の説明を求めます。

◎藤中高等学校課長 高等学校課の12月補正予算について御説明させていただきます。

資料②の高知県議会定例会議案説明書（補正予算）の154ページをお開きください。

債務負担行為に係る調書でございますが、まず一つ目として基礎学力把握検査等委託料でございますが、平成26年度の入学生に対して3月の合格者登校日以降に基礎学力把握検査を民間業者に委託し、4月中に結果を入手・分析することで、より効果的な対策を講じて学力向上につなげていくものでございます。

対象となる学校は、安芸、高知南、追手前、高知西、小津、中村の6校でございます。これらの学校は、大半の生徒が大学進学を希望して入学してきており、3月中に検査を実施することにより、これまでよりも早く高等学校3年間を見据えた大学進学に向けての学力向上の対策を立てることができるようになります。この債務負担行為について議決をいただくことにより、3月中の契約及び検査の実施が可能となります。

続きまして、県立の高等学校及び特別支援学校には英語教育を推進するため外国語指導助手、いわゆるALTを配置し、各学校の授業等において語学指導を行っております。この外国語指導助手配置委託料は、各学校で指導に当たる外国語指導助手のうち5名の配置を民間専門業者に委託するもので、指名競争入札により委託業者を選定するようしております。

各学校は4月10日ぐらいから学校の授業等が始まりますので、外国語指導助手を4月10日ごろから各学校に配置する必要がございますが、4月に入ってから入札を行い業者を選定しますと、10日ごろからの業務に間に合わないということから、この債務負担行為について議決をいただくことにより、3月中の入札及び契約が可能となり、県教委、学校、委託業者間の調整を行った上で学校に外国語指導助手を配置できるようになるものでございます。

以上、高等学校課の説明でございます。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎桑名委員 基礎学力の検査ですけども、これは全国的に一斉検査みたいな感じでやっていて、それに高知県が乗っていくのか、それとも高知県独自で調査のためにやっていくのかというと、どんな問題になりますか。

◎藤中高等学校課長 業者は全国の各学校を対象にしておりますけれども、あくまで任意で各県あるいは各学校が希望で受けているものです。ただ、高知県につきましては、5年前から研究指定という形で一定の学校をこういった全国レベルの立ち位置をしっかりと見据え、各学校の学力底上げのための研究を行ってまいりました。そういった中で、全ての学校でこの学力検査を行うことにより、その結果を分析し、早い段階から各生徒の個別の授業等に生かせるような形で進めていきたいと考えています。

この把握テストにつきましては、全国レベルで二つの種類があり、大学進学を意識した把握テストと、就職も進学も含めて全国レベルで対応できる把握テストの二種類あり、今回の部分については、進学を意識した大学進学用の把握検査ということで、まず高校に合

格した段階で、中学校段階の学力がどの程度しっかり身につけているかどうかということを確認し、すぐにそこへのフォロー体制をしっかりとやっていこうと。

ただ、他の学校につきましては、4月から同じようにこの検査を行って、5月に結果が出ますけれども、そこでまた各学校での対応を整えて進めていくと。この6校以外については非常に学力幅がありますので、このテストを受けることの効果よりは、もう一つの全体に通用するほうを意識して試験を受けるということで、4月と3月とに分けてやりたいということでございます。

◎米田委員 その検査は、今までは6校ではなくて、校数は変わっているのですか。

◎藤中高等学校課長 平成25年度は高校1年生と2年生に対して4月と9月の2回それぞれ行っております。全日及び昼間部ですが、県立学校36校のうちの30校が幅広い生徒に対応する全国の立ち位置を見る試験で、この6校がスタディサポートといって進学を意識した全国の各学校が受けている試験になっております。学校数は変わっておりません。

◎米田委員 議案の説明を受けたときに、クラス分けとかそういうことのために活用するのかなというふうに思いましたけども、入学前に検査を受けるけど、これはあくまでも任意の検査ということになりますよね。

◎藤中高等学校課長 あくまでまだ高校には入学していない合格者登校日等で対応しますので、御家族、御本人の了解をいただいて受けるという形になります。ただ、学校側としてはできるだけ早い段階で受けて、4月の段階でデータ分析をして、特に習熟度といったところで活用していくということで、きめ細かな指導ができるという部分で早めて対応したいということでございます。クラス分けというよりは英・数・国の習熟度を子供に合わせた形で対応していきたいということで行うものでございます。

◎米田委員 希望に応じて進路を保障するというのは大事ですけど、まだ高校生にもなっていない、合格者登校日といいながらそこで試験もやると、あくまでも任意といいながら半強制ですよ。その他の学校は4月に受けるものを高校生になっていないものに3月中に試験を受けさせることがいいのかということと、そこまでやらないといけないのかという思いもしますけど、どうですか。

◎藤中高等学校課長 この6校の多くの学校につきましては、現時点でも合格者登校日の時点でスタディサポートという試験を、御了解のもとに保護者の負担で行っているという現状がございます。県教委としましては、全体を把握するという意味では県でしっかりと全ての生徒に対応していきたいということで、今回この6校についてスタディサポートを県教委の予算で対応していきたいということで、今年度の1年生については、中3の時点で生徒負担で試験をやっておったという現状がありますが、ほかの学校については全て県費で対応してやっておりますので、同じように県費でやるために債務負担行為を受けて3月の時点でやれるようにしたいということで、こういった補正予算を組ませていただきま

した。

◎米田委員 委託が随意契約ということで、有名なベネッセコーポレーションになっているわけですが、全国的レベルの情報分析というたらほかにはないですよ。公正な競争からいったら、ベネッセしかないというふうになってしまうのではないですか。

◎藤中高等学校課長 全県立学校で、この全国レベルの調査をやるに当たって、ほかの業者にもいろいろ当たって、幾つかの業者でもやれるということでありましたけども、そういった中で、特に高知県の場合は、全国学力・学習状況調査と同じように学習時間とかいろいろな意識調査がこのベネッセにはついております。アンケート調査とそれから学力把握テストと二種類がくっついているのはベネッセのみということで、検討の結果ベネッセのほうにこういう形で検査の委託をするという形になりました。

◎米田委員 ほかの業者にも一定当たって、いわゆる相見積もりというか、中身を精査してという作業をやったわけですよ。

◎藤中高等学校課長 把握テストのみでございますけれども、各全国レベルの試験をやっている業者に当たった結果として、ベネッセのほうが経費的な部分とプラス意識調査がついてという部分もあり、ベネッセ以外に両方をあわせてやれるところはなかったということでございます。

◎米田委員 わかりましたというか、県教委の見解はわかりました。

外国語指導助手の配置委託料で、以前から問題になっているということですけど、結局これは請負ですよ。一番大事な先生と学校、先生同士のお互いのやりとりとか同僚性という教師集団の一番大事な部分からいけば、臨時職員とかではなくて、こういう雇い方は教育効果からいっても大きなマイナスではないかなというふうに思います。今課長の説明で、事前に県教委や学校長等とかがって言われましたけど、その時々で起こることについては教育分野と行政といえども、請負ということになれば、その指揮監督権には限界がありますから、せっかくやるのにどうして委託の仕方をするのかがいまいよくわかりませんが、教育効果についてはどういうふうなお考えですか。

◎藤中高等学校課長 平成25年度ですけども、30名の外国語指導助手を配置しております。その30名のうち、今回御提案させていただいたのは5名ということですけども、残り25名はJETプログラムという自治体国際化協会が全国の各都道府県に一定ALTを安定して供給するというので、そこから25名は派遣していただいております。JETプログラムは、メインは海外のほうで、日本に来ていろいろな形で頑張りたいという方で、基本的には大学を卒業した方といったことで、教壇に立ったことがあるという方はほとんどございません。

それに対し、ただ、そういう意味で安心してできる人材を確保するという意味ではこのJETプログラムは非常に効果があるということで、当初は30名という形で全てをJET

プログラムで対応しておりました。ただ、このJETプログラムでは、高知県に来た場合に、例えば中山間とか公共交通機関が不便なところにおいて、自分の車で行くということはJETプログラム上禁止されております。ということで、どうしても2校兼務であったりそういったところへ行くときに車が必要な部分があり、JETプログラムでは制約されるという状況がございます。

そういった部分で委託業者に委託することにより、委託業者は英語を教えた経験のある方が非常に多くおられて、現実にはそういった方を配置していただいているという状況がございますので、そういった方々は自家用車で行って勤務し、それから二つの配置校の場合はそれぞれ動いていくということで時間的なロスもなく対応できるという部分があります。

そういう意味でJETプログラムのメリットと委託のメリットの全体を合わせる中で、今回の5名については中山間といった非常に交通の便が悪い部分とか、動くときにどうしてもそれではなかなか対応しづらいといった地域に対する5名については委託のALTを雇っていると。

委託のALTにつきましては、委員御指摘のように、やはり派遣会社と県教委あるいは学校の先生方は直接ALTと契約を結んでいるわけではないですので、事前にプランをつくり、それを県教委、学校、業者との三者の中でしっかり煮詰め合わせて、それに基づいてALTが動くという形で、なかなか現場ですぐというのは難しい部分もございました。

ただ、ずっと行う中において、そういったところをどういうふうにやっていくかということも一定のノウハウが各学校にもできましたし、現場で何かがあればすぐ県教委のほうに連絡があり、委託業者とやりとりができるようになっておりますので、そういった部分での心配はもうないということで、この5名については委託業者のほうにお願いするという形で進めているところでございます。

◎米田委員　そしたら今までも30名のALTのうち5名はこういう形でやってきたのですか。今までもそうだったのですか。

◎藤中高等学校課長　平成20年度から5名の委託を検討して行っておりました。そういう中で、毎年検証もしながら、状況的にはそういった地域の学校においてはこういった形のほうがより効果が出てくるということで、平成26年度も同様に、5名については委託の配置という形で進めていきたいと考えています。

◎米田委員　事情はある程度わかりますけど、しかし、教育の現場ですので、物をつくる工場とは違って、現場現場で子供の状態も違うし、対応もしなければならない、ほかの先生との協力も日々求められている中で、ほんとにそういうルールを守りながら効果を上げているのかということ非常に疑問に思いますが、JETプログラム以外の雇い方、例えば臨時雇用とかそういう雇い方も含めて、もう少し教員を派遣するにふさわしい雇い方もほかにあるのではないのですか。そういう検討はされましたか。

◎藤中高等学校課長 委員御指摘のように、形態が違う二つのシステムでございますので、学校の現状も踏まえながら、課題がある場合にはそういったことも検討し、学校の実態が変わる中においては、この5名を配置する学校が常に固定ということではなく、その部分を常に検証しながら、状況によって一番よりよい教育環境を整えられるようなALTの配置の仕方について、今後も検証それから検討をしていきたいと思っています。

◎米田委員 毎年ぜひ検証していただきたいのと、せっかくALTを配置するわけですから、学校も生徒も先生同士も含めて、効果の上がる、同僚性の発揮できるような雇い方をぜひ今後も検討し、検証していただきたいと思います。

それで、民間の専門業者ということで競争入札になるとは思いますけど、そういう業者がいくつぐらいあって、今まではどんな業者が受託してきましたか。

◎藤中高等学校課長 今までの実績では県内業者と県外業者の1者ずつの合計2者が入札に参加していただいております。

◎岡本委員 基礎学力把握調査について、この時期に行うということで、米田委員からもいろいろ指摘があったところですが、入学試験があるわけですが、その中で学力の習熟度を調べることができるのではないかなど。どうしてこの時期にまた県費を使ってまでするのですか。その違いがあるのですか。入学試験ではそういうことを判断できないのですか。

◎藤中高等学校課長 高校入試につきましては、全ての公立中学校の中学生が高校に入るために最低限必要な力に達しているかどうかということを見るということが、高校入試の基本的な考え方だと思います。それが各学校で受験者の結果として、どこにボーダーラインを引くのかということになると思いますけれども、今回の把握テストにつきましては、就職にしても進学にしても県内のみならず県外というところをターゲットに考えていった場合に、一緒になって競うのは県外の方々ですので、生徒たちが今どの程度の中学校の力をつけているのかということもしっかり把握する必要があります。そういう意味で、就職にしても進学にしても、全国で高校1年生が100万人ぐらいいますけれども、そのうちの50万人が先ほど説明した二つの試験を受けていますので、そういった意味で全国での立ち位置がどれぐらいなのかということも把握できますし、それから全国はどんな意識を持っているのかということについても把握できますので、そういったところを各学校でしっかり分析して、うちの学校に来る子供たちについては、全国レベルで競っていくためには何をやるのかということを経年指導計画にしっかり位置づけてやっていただきたいという趣旨で対応していますので、高校入試とは考え方というか目的が違ってくると思っています。

◎岡本委員 結果については全部個別に知らせ、その立ち位置を明確にさせておくというところまでやるわけですか。

◎藤中高等学校課長 個票が全部出ますので、御本人に例えば中学校3年間の数学がどの

程度理解できているのか、どういったところが弱いのかといったところまで全部個票で出ますし、それから学校には学校全体の分析したものを業者から説明を聞き、そして各学校では校内研でどういう形でやっていくかという詰めをするという活用もしていますし、今後もしていきたいと思ってます。

◎西森（雅）委員 外国語指導助手の5名は日本人ですか、それとも外国人ですか。

◎藤中高等学校課長 基本的には高知県内在住の外国人です。

◎西森（雅）委員 それと、何語になりますか。

◎藤中高等学校課長 基本的に英語でございます。

◎西森（雅）委員 先ほども請負契約の話がありましたけども、直接、そういった外国人の方と契約を結ぶというのはなかなか難しい状況があって、派遣会社へ委託するというところになっているということでしょうか。

◎藤中高等学校課長 J E Tプログラムにしても委託にしても、特にJ E Tプログラムについては、都会とか東京とかいったところでは非常に人材が確保しやすいわけですが、全国津々浦々ということになるとなかなかそういった人材を1年間通して確保することが難しいということでJ E Tプログラムで全国的にそういった人材を供給するというのがつくられました。ただ、そういったJ E Tプログラムの方々も海外から来てその任期が終わった後、そこに在住とか高知に住んだりとかいう方もおられますので、そういった方々も含めて県内業者であったり県外業者がそういう方々と契約を結んで配置していくと。そういう意味では、もともと英語というものを活用してお仕事をされていたという部分で、J E Tプログラムよりは英語教育という部分について一定の学びができていたところのプラス面もあるかと思えます。

◎西森（雅）委員 ほかにその派遣会社と契約を結んでいる方ではない外国の方と直接契約しているところはなかなか人材の確保という面で難しいのかどうかはいかがですか。

◎藤中高等学校課長 県教委としては、その人材を確保するというのはなかなか難しいと。委託業者については、英会話教室とかいろいろな部分の事業を持ちながら、また県外の業者については、全国規模でそういった人材を確保して、その方々を派遣していくという形でやっていますので、なかなか各県とも直接雇用で人材を確保するのはなかなか難しいということです。

◎梶原委員長 よろしいですか。以上で質疑を終わります。

〈特別支援教育課〉

◎梶原委員長 次に、特別支援教育課の説明を求めます。

◎川村特別支援教育課長 資料は、右肩に②とあります平成25年12月高知県議会定例会議案説明書の157ページをお開きください。また、総務委員会資料、議案説明資料、赤いインデックスの特別支援教育課とあるところをあわせてごらんください。

今回、県立特別支援学校2校のスクールバス運行委託料につきまして、債務負担行為により補正予算に必要経費を計上させていただくものです。

県立特別支援学校ではスクールバスを5校13コースで現在運行しております。運行業務につきましては指名競争入札を実施し、契約を結ぶという方法をとっております。この入札におきまして、入札に参加する業者が1社のみという状況がある学校が2校ございまして、結果的に高い落札率という状況を招いております。9月議会におきましても高知若草養護学校について御指摘をいただきました。

この改善に向けまして、複数の業者が入札に参加し競争原理が働くよう、関係部局とも相談をしながら検討を行ってまいりました。

会計管理局から9月に出されました委託業務等の競争入札状況に関する調査報告によりますと、入札から業務開始までの準備期間を十分にとることや複数年契約による入札を実施するなどの改善方策が示されました。

入札に参加しなかった指名業者への聞き取りにおきましても、4月1日の入札から4月8日の運行開始までの準備期間が短い、また単年度契約では採算がとれないという御意見がございました。特に高知若草養護学校の1コースにつきましては、新たに参入するためには車椅子乗車仕様のリフトバスを購入する必要があるため、単年度契約ではリスクが大きという御意見もいただいたところです。

以上のことから、債務負担行為により予算成立後1月中に入札を行うことができるようにし、来年度の4月8日の運行開始までの準備期間を確保するとともに、中村特別支援学校、高知若草養護学校、5コースのうち4コースを3年間の複数年契約とするものです。

なお、高知若草養護学校の1コースにつきましては、他の業者が参入するためにはリフトつきバスを購入する必要がありますので、バスの購入は発注後4カ月から5カ月ほど期間を要します。落札後運行までには間に合わないため、今回は単年契約とし、来年9月に債務負担を行い、十分な準備期間を確保し、あわせて複数年契約とすることを考えております。

以上のような対応を行い、より多くの業者に入札に参加していただき競争原理が働くよう改善してまいります。

◎梶原委員長 それでは質疑を行います。

◎西森（雅）委員 9月議会でも質問させていただきまして、こういう形になったかなというふうに思います。3年契約というのはちょっと長いのかなというふうに感じたりもするわけですが、そのあたりどういった議論がなされたのですか。

それと、3年契約と1年契約のコースがあるわけですが、そのあたりはどうしてそういう形で分かれてしまったのかを聞かせていただければと思います。

◎川村特別支援教育課長 まず、複数年契約を何年にするかにつきましては検討を行い、

できるだけ多くの業者が参加できるようにするためには、できるだけ長い複数年契約がいいのではないかと。ただし、学校の状況、在籍者、それから就学を予定する者をこれから何年後まで現在のコースを変えずに対応できるかと考えたときに、3年間で一定今のコースを変える必要がなく見込めるということで、3年間ということにいたしました。

◎西森（雅）委員 3年と1年の違いはどうか。

◎川村特別支援教育課長 1年というのは、若草養護学校の1コースですけれども、ここにほかの業者が参入していただくためにはリフトバスを購入していただく必要がございます。そうなります。

◎西森（雅）委員 そうか、わかりました。

それと、基本的にこのコースというのは3年間を変えないという考えでいくということですか。

◎川村特別支援教育課長 現在の在学者と就学予定者を大体前予測しまして、コースを変えずに3年間はいけるというふうな判断でございます。

◎西森（雅）委員 いろいろと声を聞いて、業者の対応が悪いとか、そういう声も聞いたことがあります。当然契約の中には、きちんとそういうことも盛り込まれているのだろうというふうに思いますけれども、それとあわせて長い契約になるわけですので、保護者の方からの声をきちんと聞けるような窓口まではいかないとしても、そういった声を聞けるような状況をつくってってもらいたいということが一つと、ほかの学校について、今回はこれまで1社で入札がされているところに関してのみ債務負担行為での複数年契約ということですが、そのほかの学校、コースに関してはなぜそういう形にしなかったのですか。やはり準備とかを考えると、ほかの学校もそういう形にすれば、さらに競争原理が働くのではないかとというふうに思いますけれども、そのあたりはどういうふうに捉えられていますか。

◎川村特別支援教育課長 まず1点目でございますが、各学校にはスクールバス担当の教員がおります。それからスクールバス運行委員会という組織もございますので、そういったところで保護者の意見を吸い上げて対応していきたいと考えております。また今回は準備までに期間がとれますので、運行会社のほうでも研修等もできると思いますので、対応していきたいと思っております。

2点目でございますけれども、今回は単独入札のみの学校の対応ということで、ほかの学校につきましては競争原理が働いておりますので、対象とはいたしませんでした。

◎西森（雅）委員 ただ、それを複数年にすれば、さらに競争原理が働いたのではないかとというふうに思われますけれども、どうでしょうか。

◎川村特別支援教育課長 今年度の入札状況を見まして、また今後しかるべき対応を検討していきたいというふうに思います。

◎中澤教育長 9月議会での指摘を受けたものも、もともとは随意契約をしておいたものを、競争原理を働かすべきだということで競争入札にしていきましたけれども、それでも競争原理がうまく働かないから、より競争原理が働くような形のを今やってみようということでの試行でございますので、それを見てもないと、もともとの事業については競争原理が働きにくい事業でございますので、それをやってみて検証しながら、西森(雅)委員が指摘されたようなことが望ましいとなれば、またそんなことも考えていきたいと考えております。

◎梶原委員長 それでは質疑を終わります。

〈生涯学習課〉

◎梶原委員長 次に、生涯学習課の説明を求めます。

◎安岡生涯学習課長 まず12月補正予算につきまして、御説明させていただきます。

資料は②の議案説明書の159ページをお願いいたします。

ページ右端の説明欄をごらんいただきたいと思います。

1の図書館管理運営費と3の青少年教育施設管理運営費につきましては、人件費の補正予算でございますので、先ほどの教育長の総括説明により省略させていただきます。

2の図書館活動費につきましては、山本貴金属地金株式会社の社員11名の方々からいただきました100万円の御寄附を活用し、県立図書館の図書購入費を増額するものでございます。

山本貴金属地金株式会社からは、県民の読書環境の向上を図るために役立ててほしいという趣旨で、平成20年度から毎年ふるさと納税制度に基づき御寄附をいただいております。現在県立図書館2階にヤマキン・ライブラリーのコーナーを設置し、主に情報通信技術関連の図書をそろえて貸し出しを行っているところでございます。

補正予算の説明につきましては以上でございます。

続きまして、条例議案である第28号議案につきまして説明させていただきます。

資料④の7ページをお願いいたします。

当課の条例議案は、ページの中ほどの高知県社会教育委員の定数及び任期等に関する条例の一部を改正する条例議案でございます。

主な内容につきましては、議案説明資料の赤いインデックスで生涯学習課と書いた資料で御説明させていただきます。

今回の条例改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地方分権一括法の施行により、社会教育法の一部が改正され、平成26年4月1日から施行されることなどに伴い改正を行うものでございます。

資料の左側の社会教育法の改正とある囲みをごらんいただきたいと思います。

社会教育法の改正内容は、これまで社会教育法で定めておりました社会教育委員の委嘱

の基準を条例で定めるように見直しがされたものでございます。条例を定めるに当たりましては、文部科学省が定める基準省令を参酌すべきとされており、基準省令の具体的内容につきましては資料の左下に載せておりますけれども、改正前の社会教育法に規定されていた内容と同じでございます。

参酌基準ということで本県独自の基準の必要性について検討いたしました。資料の右側の囲みで、条例で定める基準は参酌基準と同じ基準にするとある囲みをごらんいただきたいと思っております。

例示で挙げておりますが、社会教育の推進に必要な関係者は参酌基準に全て当てはまるだろうということが一つ。また、例示で挙げています方以外の方に委員になっていただきたい場合でも、社会教育とか学識経験者という解釈は幅が広いということもございまして、参酌基準での解釈が可能であろうということ。そして先ほども申しましたけれども、参酌基準はこれまで法律に定められていた基準と同じでございますが、これまでこの基準で問題はなかったということがございまして、以上の理由で独自基準は設けずに、参酌基準をそのまま適用することで差し支えないと判断しているところでございます。

ちなみに四国の他の3県の状況でございますが、本県と同様に参酌基準をそのまま適用するとお聞きしているところでございます。

次に、資料④に戻っていただき、192ページをお願いいたします。

これが新旧対象表でございます。今回の改正は、今申し上げました法律の改正に伴うもの以外にも改正を行おうとしているところでございます。

大きく二つございます。

まず、今の条例は社会教育委員の定数・任期、その他必要な事項に関する規定だけを定めておりますけれども、今回、法律の改正により委嘱の基準についても定めますことから、条例の名称自体も見直したいということが一つ。

そして二つ目といたしましては、今の条例は昭和25年に制定されて以降改正されていないということもございまして、規定の整理を行いたいというものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

◎梶原委員長 質疑を行います。

(なし)

◎梶原委員長 よろしいですか。質疑を終わります。

〈文化財課〉

◎梶原委員長 次に、文化財課の説明を求めます。

◎彼末文化財課長 高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案についてでございます。

資料は④議案説明書になりますが、議案補足説明資料の文化財課の赤いインデックスの

あるページをお願いします。

高知城は、高知県立高知公園として土木部公園下水道課が所管しております高知県立都市公園条例の中に位置づけをされております。今回、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行による消費税法の一部改正等を考慮し、県が設置する都市公園の利用料等の額に引き上げ後の消費税及び地方消費税の額を加算することができるよう必要な改正をしようとするものでございます。

現行の高知県立都市公園条例で定める利用料金等は消費税の対象となる料金であり、消費税を含む金額で表示されております。このため消費税の税率改正のたびに改定が必要でありますことから、今回消費税抜きの金額に変更することで円滑な執行を行おうとするものでございます。

2の改正の概要ですが、文化財課が所管しております高知公園の利用料金について御説明いたします。

現行の条例価格の算定方法は税込み価格であり、条例で規定する価格と徴収額は同じでございます。条例に規定する価格は、税抜き価格Aに100分の105を乗じ、10円未満を切り捨てにした価格Bとなっております。改正後につきましては、御説明しましたように税抜き価格となりますことから、現行の条例価格Bに105分の100を乗じ、10円未満を切り上げた税抜き価格Aが条例に規定する価格となります。

徴収額は、税額を加算して計算し、10円未満を切り捨てることとなります。具体的な徴収額は3の改正後の徴収額のとおりで、例えば現行の高知城の入館料400円は、改正後条例表示額は税抜き価格となりますから390円と10円下がりますが、徴収額は420円と20円上がることとなります。

着色している部分が引き上げとなる箇所となっており、一部駐車場のバス超過料金等は10円未満を切り捨て処理することから、今回は引き上げとはなっておりません。

施行日は平成26年4月1日となっております。

以上で文化財課からの説明を終わらせていただきます。

◎梶原委員長 それでは質疑を行います。

◎米田委員 天守閣、懐徳館それから駐車場は今指定管理ですかね。

◎彼末文化財課長 指定管理者が徴収することとなっております。

◎米田委員 本来、指定管理者ではなくて直営でやった場合、自治体は納税義務者になっていませんよね。

◎彼末文化財課長 なっておりません。

◎米田委員 その理屈からいったら、本来直営ですべきところを委託したわけですから、その料金については値上げせずに、利用者からは消費税分をとらずに、県が消費税増税分

を含めた委託料を指定管理者に渡すべきではないかと思いますが、どうですか。

◎彼末文化財課長 先ほど御説明しましたように、今回につきましては指定管理者が徴収し、消費税については納めるという形をとりますので、直営とは少し違うかとは思いますが。

◎米田委員 だから、その本来の性格を言っているのであって、委託業者がやるので業者は預かった消費税分を払わないといけないので、当然業者の負担にしたらいけないというのはよくわかります。ただ、もしこれを直営でやっていたら県は消費税をとられないわけですよ。

◎彼末文化財課長 消費税については、全庁的に同じような扱いをしているかと思いますが。従前は消費税が入っていたのではないかなと思いますけど、少し私のほうで確認させてください。

◎米田委員 もし自治体が、直営でやっている場合に消費税をとったら、それは納税せずに県の財政に入れることになりますよ。

◎彼末文化財課長 やはり消費税は預かりのままという形になっているようでございます。

◎米田委員 だから、県民からは消費税をとっておいて、一般財源で県の懐に入れるわけですから、おかしな話ですよ。

◎彼末文化財課長 預かりの形になってはいますが、その分でいらっしゃった方へのサービスとか、施設整備へ回して良好な環境をつくっていくというような、県としての役目を果たしていると思います。

◎米田委員 そんなこと言ったら、払った消費税分がどこに充てられたのかとか毎年新たな作業をやっているのかということを知りたければならなくなりますよ。消費税はそういう性格も持っていますし、もともと国がどういう地財計画でどういう対応するかということもあったと思いますけど、そういう矛盾をはらんでいますので、これは指摘しておきたいし、私たちももう少し研究しないといけないかなとも思っております。

◎梶原委員長 よろしいですか。それでは質疑を終わります。

ここで休憩といたします。

再開時刻は2時50分といたします。

(休憩 14時35分～14時50分)

◎梶原委員長 それでは休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

続いて、教育委員会より6件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにします。

〈小中学校課〉

◎梶原委員長 最初に、教職員の不祥事について、小中学校課の説明を求めます。

◎永野参事兼小中学校課長 それでは、総務委員会資料報告事項をお聞きいただきたいと思ひます。

御心配をおかけしました教職員によります不祥事の事案が小中学校課で2件ございましたので、報告させていただきます。

まず1件目は、公立小学校の男性教諭による体罰でございます。

当該教諭は平成25年10月15日の3時間目の授業中、同教諭が担当している特別支援学級の6年生男子児童がハンカチを洗面所で洗った後、ハンカチの水を垂らすようにして、教室内で振り回すという行為を続けました。同教諭は、同児童に対しやめるよう口頭での指導を繰り返しましたが、同児童は指導に応じず行為を続け、休み時間のチャイムが鳴ったので外へ遊びに出かけております。同児童は4時間目になっても同様の行為を教室で行ったため、教諭は再度口頭での指導を繰り返しましたが、同児童は指導に応じず同様の行為を続けたために、同教諭は右手の平で同児童の左ほほを1回たたいております。

体罰は学校教育法で禁止されております。児童生徒の健康・安全を守る義務のある教育公務員として許されない行為でございます。

また、特別支援学級の児童の指導において、児童の障害の程度やその特性に応じた柔軟な対応が求められるにもかかわらず、体罰という行為に及んだ同教諭に弁解の余地はなく厳しく非難されなければなりません。

そのため、同教諭に対し平成25年11月6日付で戒告の懲戒処分を行いました。

続きまして、2件目は、公立小学校の女性教員による児童の尊厳を損なう行為についての御報告でございます。

当該教諭が担任している2年生の学級におきまして、交流として同学級の活動に参加している特別支援学級に在籍している2年生男子児童が、平成25年10月2日の帰りの会において着席せずに友達の間を歩き回り、友達のところでは話し込んだりしておりました。

そのため、同学級の帰りの会がなかなか始められなかったため、同教諭は着席するように注意を促しました。帰りの会が始まってからも同児童は同様の行動を繰り返していたため、同教諭は帰りの会が終わった後で、「帰りにみんな〇〇君のおしりをたたいて帰るがで」と不適切な発言を行いました。同教諭の発言に反応した学級のほかの児童が同児童の周りに集まり、そのうちの1人が同児童をたたいてしまいました。

同教諭の行為は、児童に対して暴力行為を許容し助長させるものであり、加害児童及び被害児童、また周りでその行為を見ていた児童全員的心情を深く傷つけ、尊厳を損なうものでございます。

同教諭の行った行為は、教職員としての資質が問われることはもとより、全体の奉仕者として勤務すべき教育公務員の社会的信用を著しく失墜させるものでございます。

そのため、同教諭に対し平成25年11月6日付で1カ月間給料の月額額の10分の1の減給を

する懲戒処分を行いました。

今後、私ども一人一人が公務員として職責の重さを自覚し、体罰や暴言などの児童生徒の尊厳を損なう行為を根絶するために、教育公務員として高い倫理感の確立と人権意識の高揚や法令遵守の徹底に取り組み、市町村教育委員会や校長会とともにさらに連携を図りながら、不祥事の根絶に努めてまいります。大変申しわけございませんでした。

御報告は以上でございます。

◎梶原委員長 それでは質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 教育委員会からこの報告を電話で受けたときに、二つのケースとも特別支援学級に在籍している子供に対する体罰ということで、すごく驚きました。こういうケースが2件顕在化したということは、そういう事象はなかったとしてもいつ起こっても不思議でないようなケースが各学校にあるのではないだろうかということをお大変懸念するわけですが、これが起きて以降、各学校に対して特別支援学級における生徒との向き合い方とか、そういったことについて特別に県として指導されたというようなことはありますか。

◎永野参事兼小中学校課長 委員の御心配、ほんとに私どももしみておりますけれども、まず事案が起こった起こらないということではなくて、こういう特別支援学級、また弱い立場にある子供に対しての指導というのは、私ども従来から繰り返し適切な指導というサインを出してきたつもりでございます。

にもかかわらず、こういう事案が起こったということに対して、私ども非常に自分たちの指導の至らなさを痛切に感じております。

また、この事案が起こってから後の対処でございますけれども、私のほうから直接に各校長に通じるように、指導の文書を流しております。また、地教委の教育長連合会、地教連の会長にも私のほうから出向いて、このような指導のいかにについても検証をしていただくように、また、弱い立場にある子供に対してのきめ細かな対応・指導というものをさらに見直して、徹底してもらいたいということでお願いをしております。

加えて、特別支援学級の対応につきましては、これまでもさまざまな指導方法の改善というのを繰り返し行ってきましたけれども、教育事務所には本年度からプラス1名を増員し、特別支援の子供たちにどういうふうに日ごろ接していくとか、あるいは学級の経営上の相談とかを受けるような体制をつくってまいりました。

そういうことから、それらの人員も動員して、いま一度上半期の学級経営についての点検を行うように、教育事務所からも指示を出していたところでございます。

◎坂本（茂）委員 校長への文書での通知とかそういうことを含めて、それぞれの学校がそれを受けてどういうふうにしたとかいうような報告は受けられていますか。

◎永野参事兼小中学校課長 当該学校はもちろんのことでございますけれども、特別支援

学級にかかわらず、いろんな弱い立場の子供たちがいます。殊に特別支援学級の子供たちについては、どういう接し方、ケアの仕方が必要であるかということはもう一度十分に点検してもらいたいということで、まず職員会を開いていただくということ、それから特別支援コーディネーターという役割を持った教員がそれぞれの学校に必ずいることになっております。これらの方々が、その特別支援コーディネーターの機能がきちんとできるように促しているところであり、それらの者が中心になって一人一人のケアと申しますか、指導方法のチェックをするというところを聞いておりますが、300校ございますので300校全部を一括してまだ報告は受けておりませんが、順次進んでいるというのは教育事務所から報告を受けております。

◎米田委員 最初の事案はクラスの人数が何人かということ、そのことがわかった経過を教えてください。

それと、二つ目の事案は交流学級だというふうに思いますけど、支援学級の支援員の先生らはこの交流活動のときにどんなふうな対応をされていたのですか。

◎永野参事兼小中学校課長 1件目のほうは1対1の児童と教諭の関係でございます。その事案が発生したのは、当該担当教諭がこの体罰を行った後すぐ校長に報告したということです。翌日には地教委のほうに報告があり、それからすぐ私どものほうにも報告がっております。

それから2件目のほうは、支援学級に在籍するということですが、その支援学級ではあと2人のお子さんがおります。このお子さんについては、日ごろから通常学級での学習の訓練と申しますか、みんなと協働して過ごすということを重視したプログラムが組まれておりますので、日常授業の中にも入ってきておるし、当然帰りの会等でも一緒に過ごすということになっております。

◎米田委員 先生のやったこと自体は大変深刻な問題ですけど、1件目は1対1で先生が365日ではないですけど、その1人の子供をずっと見ているわけですね。その先生が言うことを聞かなかつたからといって手を出すというのはよほどのことですよ。普段からどうしているのかというふうに、クラスに何人もおいでるのかなという思いがありましたけど、そうではないので、その先生は支援学級を長くやられているのか、またどういう経過で支援学級につかれたのか、さらには特別支援教育そのものに対する本人の理解なりはどうですか。

◎永野参事兼小中学校課長 1件目のほうは、男性教員ですけども、採用28年目で、これまで3年間、別の学校で特別支援学級も持っておりますし、また高学年の学級も持っております。低学年は少なかったと聞いておりますけれども、経験もあります。それから特別支援学級を指導するに当たっては、特に初任者の場合はそういう研修も当然受けますので、そういう向き合い方というものは当然学んで担当するわけでございますが、特別支援学級

のお子さま一人一人特性がございます。そういった特性、それから特別支援学級を運営する技量というものも年々積み重ねてはいますけれども、今言いましたように、その特性に応じた指導というのは臨機応変にやっていかなければならないというところで、この教員の戸惑いがあったというふうには聞いております。

◎米田委員 10月の話で、新年度からもう何カ月もたって、しかも1人の子供を見ているわけですから、そういう意味では半年もたって子供との交流も、多分発達障害か何かだと思えますけど、そういうことも十分承知の上で、手が出るということはほんとにもってのほかというふうに思います。確かに2人とも先生みずからの責任は極めて大きいですけど、同時にその2人の先生を取り巻く環境ですよ。多分、右手でほほをたたいた先生は普段から困っていたと思いますよ。だから、そういうベテランの先生ですら手を出すような状況を含めて、きちんと交流なり悩みなりを相談できるような状況があったのかなという点も少し不安ですけど、そういう点はどうでしょうか。

◎永野参事兼小中学校課長 当該の町でも、その当該の町の予算を使って、この学級に支援員さんを置いております。ですからケアといいますか、そういった意味の安全性も含めた支援というのは、当該の町でも心配りをしていると。このお子さん1人だけではありません。まだ困り感のあるお子さんもいらっしゃいますので、それも含めてということがございまして、あります。

また、2例目のほうは学校規模が大きいわけですけども、特別支援の学級も多くありますので、そういったところで全体でケアするということで支援体制はとれていたと、それから独自の支援員もいらっしゃいますので、そういった意味からもトータルで体制としてはとれていたと。一挙にはいってませんが積み上げてきたという実績はございます。

◎梶原委員長 米田委員の最初の質問にあったと思いますけど、二つ目の事例のときにその支援員さんがいたかどうか。それで、いたとしたら、どういう対応をとっていたかということについて、お答えください。

◎永野参事兼小中学校課長 二つ目の事例のときにはもう帰りの会として、単独で担任と当該学級の児童とその被害を受けたお子さんということでありまして。教員は1人ということとでございまして。

◎梶原委員長 2例目ですが、その後、当該教諭の方の聞き取りの中で、ほかの児童の心にどういう影響を与えるかということは単純に考えればすぐわかりそうなことですけども、特に日々子供と接している先生であれば、こういうことを言ったら、ほかの子供はどういう気持ちになるかということを知りつつ、なぜ言ったのかということをお聞きしましたか。

◎永野参事兼小中学校課長 10月でございまして、十分そのお子さんの特性もわかって、学級でほかの子供たちと一緒に過ごさせて社会性を身につけさせるという意図でございま

すので、それまでの指導というのは丁寧になされてきたというふうに捉えています。この教員が少し焦っていたといいますか、心にゆとりがなかったというふうなことも述べておりますけども、秋口から不登校のお子さんが学級の中にいらっしやいまして、その不登校のお子さんへの対応とかで心配りがそちらのほうにいていた。また、当該教諭は毎朝ではありませんけども、その不登校が発生したときから家庭訪問も繰り返してというふうなこともあっております。

そういった面、1人の教員でいろんなことを抱えるという体制はできるだけなくして、全体のほうでそれぞれの役割分担の中で仕事をしていきたいと思います、私どもも繰り返しお願いをしておりますけども、そういった意味で少しゆとりがなかったということは、私どもも把握をしております。

◎梶原委員長 ゆとりがなかったということですが、その先生がなかなか忙しいというような状況も理解できますし、そういった不登校児童の対応等々を含め大変な状況はわかりますけども、だからといって、直接だれだれ君のお尻をたたいて帰るがでということ、ほかの児童生徒に言うということは、ゆとりがないとか忙しいとか心にいろんなものを抱えていたからといっても、ほかの児童への影響を考えれば通常であればすぐわかる話なので、それをなぜされたのかということをお聞きしたいと思います。

◎永野参事兼小中学校課長 当然私どももなぜそういう発言があったのかということをお聞きしておりますけれども、はっきりとした理由がなくて、つい出てしまったということでございます。

◎桑名委員 報道によると、この女性教諭は60歳ということでベテランですよね。若い先生が、ゆとりがあるないという話ではなくて、最後の集大成を迎えようとしている中でこんな行為が起こって、ずっとこれまで子供たちとこんな思いの中でやってきたのかもしれない。これはもう許されるべき行為ではないと思いますし、これも報道によると、中には1人の男の子は顔を平手でたたいたと、次にこぶしで殴ろうとしたのをやっとな先生がとめたということですけども、顔を殴らせるっていうこと自体を、この先生はとめているとは報道では出ていないですけども、こぶしだからとめたというような感じで報道は書いておりますけども、そのクラスの状況はどうだったのですか。

◎永野参事兼小中学校課長 低学年ですので、先生の発言にすぐ反応して子供たちがその児童の周りに集まってきたということがございます。教諭いわく、ほっぺをさわってなでていくような対応の子供、あるいは周りでそれを見ている子供、それぞれさまざまな立ち位置でおったそうですけれども、最後のほうで子供がいきなりパンとたたいたということで、そこで動揺し、それから慌てて次の行為は制止したということがございます。

◎桑名委員 その子が顔を殴って、この先生はそこで我に返ったと思います。普通だった

からお尻をさわったり、今度からちゃんとしいよということでしょうけど、1人の子供が顔をたたいた時点で、この先生は我に返ったと思いますよ。自分の言ったことがどれだけ大変なことだったかと。でも、この先生はそのときに校長先生には報告してなかったですね。

◎永野参事兼小中学校課長 校長への報告は土日を挟みますけれども、正式には5日後になっております。本人は、翌日に当該児童には謝っておりますけれども、報告は、土日を挟んで5日後ということになります。

◎桑名委員 60歳のベテラン教師が、このような事態を起こしているということについて、あきれますけれども、教育長どうですか。

◎中澤教育長 非常に残念な結果ですが、想像力が欠如しておるなと思います。実はクラスの雰囲気は、実際にはたたいたということが起こって、あれっということになったわけですが、半分冗談っぽく言っておりますので、ほかの子供たちは別にたたいたりせずにさわったりして、当該お子さんは友達がいっぱい構ってくれますので、実は半分喜んでおるといふ雰囲気が最初のころはあったんですね。でも、そのことがそういうことで終わらない、想定外のこういう問題が起こってしまう、そういう不適切な言葉だということになかなか本人が気づいていない。そのときにも気づいていないし、後から校長にも報告しようとしたけれども、事の重大性に気づくのが遅い。まさにベテランの先生がどうしたことかなというふうに私も正直思いましたが、これは現実でございますので、そこらあたりもっと細やかな教育ができるようなことを伝えていかなければならないなという思いでございます。私もほんとに何でこんなベテランの先生がという思いでございました。

◎桑名委員 そのとおりで、体罰は前から私も言っているように、やっている人間は言動にしても何にしても事の重大性がわかりません。そのところはまたこれからしっかりと教育していただきたいと思います。

◎梶原委員長 それでは質疑を終わります。

〈高等学校課〉

◎梶原委員長 次に、教職員の不祥事について、高等学校課の説明を求めます。

◎藤中高等学校課長 高等学校課からは2件の報告をさせていただきます。

まず、高等学校教員の不祥事事案について御説明させていただきます。

総務委員会資料、教育委員会報告事項、赤ラベルの高等学校課の1ページをお開きください。

この事案は、高等学校の教諭が酒気帯び運転で摘発されたもので、高知県教育委員会は当該教諭を懲戒免職処分としたものでございます。その概要について御説明させていただきます。

免職処分を受けた教員は、県立高知西高等学校の妙木誠、50歳の英語の教員でございま

す。この教諭は、平成25年11月1日金曜日、仕事を終え、高知市内のインターネットカフェで夕食を済ませた後、午後10時ごろから午前0時ごろまで、高知市内の飲食店で生ビール300ミリリットル程度のビールグラスで4杯飲酒しております。さらに、午前2時ごろまで、バーで酎ハイを400ミリリットル程度のジョッキで1杯飲酒しております。この後、教諭は自家用車を置いてあった近くの駐車場まで戻り、自家用車内で仮眠をとりました。午前3時50分ごろに目が覚めた教諭は目がさえており、自分自身が酔っていないとの判断により、そのままみずから自家用車を運転して自宅へ向かいましたが、帰宅途中の午前4時ごろ、高知市鴨部の土佐道路能茶山交差点の西側付近を速度超過ぎみで西に向けて進んでいたところ、警ら中のパトカーに停止を命じられ、飲酒検知が行われました。その結果、呼気1リットル中に0.15ミリグラム以上のアルコール分が検出されたことから、教諭は酒気帯び運転として検挙されたものでございます。

これらの行為は、社会人としての自覚の欠如を指摘されるものはもとより、全体の奉仕者として勤務すべき教育公務員の社会的信用を著しく損ねたものであり、平成25年11月6日付で免職の懲戒処分といたしました。

飲酒運転関係の処分につきましては、平成9年度の厳罰通知で飲酒運転を行った職員の処分は原則免職ということとしていますが、ただし、いわゆる二日酔いの場合は事案により停職ということがあるとしておりますけれども、今回の事案は、午前2時から午前3時50分ごろまでというわずかな時間仮眠をとっただけに過ぎず、いわゆる二日酔いということには到底当たらないという状況でございます。

また、県全体で不祥事防止に向け取り組んでいる中、飲酒運転については、今年度になり6月の県立高校での事案に続き2件目となり、生徒、保護者、県民の皆様の学校教育に対する信頼を損ねてしまいましたこと、まことに申しわけございません。

飲酒運転は、みずからはもとより他の者を傷つけてしまいかねない、悪質な法令違反です。本年6月に県立学校教諭が飲酒運転を行い摘発されましたが、その後、各学校では校内研修を全ての学校で行い、校長協会でも子供たちの模範となる行動を教育公務員はとらねばならないと意識の徹底を図ってまいりましたが、その研修が一人一人の心の中にまで届いていないと言わざるを得ません。

改めて法令遵守についての徹底を図ってまいりますとともに、アルコールという性質を理解するとともに、アルコールは正常な判断や行動というものを失ってしまうことなど、アルコール自体が持つ影響についても周知徹底を図り、一人一人の意識へすり込ませていかなくてはならないと考えております。

そのためには、車で飲酒会場まで行かない。あるいはアルコールの影響を受けない段階で、帰宅方法までの段取りを確実にする。また、翌日車を運転する必要がある場合には、アルコールを飲まないで参加する。こういったことについても飲み会に対する環境づくり

を今後大切に考えていかなければならないと考えております。

さらには、晩酌等を含めアルコールを飲むことが多い教職員や全教職員の健康及び心の問題への対応のために、先月全教職員に配付しました活力ある学校づくり、ワークライフバランスのリーフレットなどを活用し、心の健康を保つ取り組みやリーフレットに記載されている専門機関への相談窓口を活用するなど、メンタルヘルスや健康面の支援も行っていきたいと考えております。

以上でございます。申しわけございませんでした。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 各学校がやっている研修内容はどんなものが多いですか。

◎藤中高等学校課長 今回の事案で、翌日11月7日に県立校長会議を臨時で行い、その際この事案の細かい、その教員の家庭状況であるとかいろいろな部分を、個人情報にかかわる部分でございますが、そういったことも共有し、そしてこういう事案が起きたということ踏まえ、これを事例にして各学校で今自分はどうなのか、あるいはこれからどうしていくのかということ校内でグループディスカッションするといった形で自分たちで今後どうしていくのかということまとめています。また、今回の場合も非常にまじめな教員で、中核で仕事をやっている教員がこういったことを起こしておりますので、やはり普段からいろいろな横とのつながり、あるいはいろいろな状況を管理職も含めて、こういった形で情報をとっていきのかということについての意見というものも校内研修で出して、学校内で共有していくという形で、県教委のほうにもその報告を各学校から上げていただくようにしました。

◎坂本（茂）委員 それも一つの大変重要な課題ではあると思いますし、私も前々からずっと言っているのは、飲酒運転などで摘発される人は、教員に限らずアルコール依存症的な部分があったりというの、いろんなデータで明らかになっています。今回アルコール健康対策基本法も成立して、これからそういったことにどう向き合っていくかということも求められてくると思いますけども、もう一つは、割とみんな一旦はこのまま乗ったらいけないという思いはあるわけですよ。だから、仮眠をとったりとかするけども、数時間後にはもう大丈夫だと判断してしまう。それは大丈夫ではないということをきちんと教え込むということをやらないと、自分で判断してもう大丈夫だということで車に乗ってしまうということだろうと思います。

ですから、先ほど言われたいろんな事例らに基づいてのメンタル的な部分の研修も必要ですけども、飲酒状態で運転したらどうなるのかということなんかも体験するとか、飲酒して、1時間後、2時間後、3時間後にどれだけアルコールが消化されているのかとかいうことを含めて、4時間5時間寝ても、まだ随分とアルコールが残っているというようなことを、きちんと教え込んでいくことをしなかったら、自分で判断してやってしまうとい

うことがあるのではないかなというふうに思いますが、具体的にそういうことも研修内容の中に取り入れていって、警察の方と研修内容の検討みたいなことをされていますか。

◎藤中高等学校課長　そこまではしていません。

◎坂本（茂）委員　ゆうべたまたま地域に高知署から来てもらって、ゴーグルをはめて飲酒の疑似体験をし、飲酒運転をしたらこれだけこわいということを体験しました。酒に酔っていないですけど、まともに歩けないわけです。ただ、ほろ酔いのゴーグルをかけただけで歩けない。当然それをやったら自転車も乗ったらいけないというようなこともわかります。あるいは、そのゴーグルをして俊敏性を検査すると、ゴーグルをしているときとしていないときで、何秒も後退するということで、いかに運転するときには危険なのかということ、みずからのものとして身につけていくということができるので、ぜひ警察のほうとも効果のある研修内容を検討してもらって、本当にこういうことが二度と起きないようにしていただけたらと思います。

◎藤中高等学校課長　御指摘のように、それぞれの職員は意識としては持っているけれども、いざ飲むとそういったところがどこかで消えてしまうと。そういう意味では1番のポイントとして、心の中にすり込んでいかないといけないということが1番大事だと思います。そのために、いろいろな意味で今お話がありました警察との連携とかそういった部分も含めて研究して対応していきたいと思います。

◎西森（潮）委員　こんなことが本当にたびたびで、教育長以下皆さんもある意味本当に気の毒だと思いますけど、まずは、個々の先生が自覚するということが1番大事ですよ。それと同時に、12時も過ぎて酒を飲むというようなことは、恐らく初めてではないと思います。学校の同僚とか校長先生とかは、知っていると思います。大体こういうことをするというのは、家庭で夫婦間でおもしろくないとか、親子で何かがあるとか、学校職場でトラブルがあるとか、必ずそんなことだと思います。

校長先生は、この先生の日ごろの私生活というのは把握してないですか。情報が入ってなかったですか。

◎藤中高等学校課長　御指摘のように、当該校長は、この教諭の私生活の変化を把握しておりました。そういったところで非常に気にもかけながらの中で、本人自身、今回に限らず仕事の後、飲みに行くというようなことが数回あったということで、学校の中あるいは家庭生活の状況とかいうものも踏まえ、校長も気をつけながらやっておりましたけれども、やはり十分ではなかったということで、校長のほうも反省しているところでございます。

◎西森（潮）委員　これは校長の責任も非常に大きいと思います。それから、同僚の先生方も絶対わかっていたと思います。県庁の職員にしても、警察官にしても、一般の企業の社員もそうですけど、家庭とかでトラブルがある者に限って、こういう乱れた生活になるということです。だからお互いにそういうのを注意しあっていくということが大事です

よ。それで、前にも言ったけど、会社だったら朝礼で社訓を一緒に唱和するとかいうことをやっています。だから、職員会議で校長先生が飲酒運転はしないよという注意を毎日するのとしめないのでは違うと思います。やはり潜在意識として持つということが、1番大事なことだと思います。

私もこの世界へ入って40年になりますが、仕事柄、特に自由民主党の場合は多いのかもしれないけど、宴席はほとんど毎日ですよ。けど、12時を越えて家へ帰るということは1回あったかないかぐらいです。それだけ自分でコントロールするという事です。最近は酒も飲まないから早く帰りますけど。

自分の仕事に対する自覚を持ってもらうということが1番です。校長先生にしても職場にしても、特に個人情報とかいろんなことを言われるからかもしれないけど、人ごと知らずだけでも、問題が起きたらそういうことの境を越えてしまうわけだから、やはり管理者として全体を把握すべき校長先生の責任は大きいと思います。

学校現場だけではなくて、全体の信頼を失墜さすわけだから、そういう点についてももう少ししっかり朝礼で毎日徹底し合うとかいうことをしないと。不祥事がなくなればいいですけども、あるうちはそこまで真剣にやらないといけないということを申し上げておきます。

◎桑名委員 この事案がわかったときに、すぐ知り合いの方に連絡したら、その学校は2、3日前に飲酒運転したらいけないよってということで校内研修を行ったということでした。

それで、時期的に見たら、その校内研修があったのは10月の末ぐらいだと思いますけども、9月議会が終わって確か各学校でも注意してまいりますということがあって、西校の校内研修というのは、10月中とか9月あたりに行われていたのでしょうか。

◎藤中高等学校課長 7月に飲酒運転が起きた後、7月に各学校が校内研修を行って、西校のほうでもそれぞれの事案を含めながら、そしてそれぞれが何をしていくのかということも含めて、校内研修を数回にわたって行っています。そこにも本人自身が参加して、今後飲酒運転をしないという誓約書にも本人が署名、捺印をして西校全体の教員として、そういうことをやらないという方向で研修会も行ったという状況がございます。

◎梶原委員長 先ほど西森潮三委員からもお話がありましたが、やはり校長先生初め、同僚の方々が気づいていた面はあったと。校長先生も問題を抱えているという変化に気づいていたというふうに聞きましたけど、実際そのアルコールの依存症とまでは言わなくても依存傾向にあるということについては把握していたのですか。依存のこともあったのですか。

◎藤中高等学校課長 校長は本人がお酒に強いということはわかっておりますが、頻繁に飲みに行っているということではないというふうに認知しておりました。ただ、家庭の中

で、いろいろ問題があり、その部分で本人は非常に落ち込んでいたという状況で、本人は人がいる居酒屋とかでお酒を飲みながら人と話をしたりとか、スナックで話をしたりというところへ逃げ込んでいたというところがあったと。校長はそこまでの細かいところまでは認識していなかったというところがあります。

◎梶原委員長 生活をいかに改善するかということについての相談というか、そういうのはあったのですか。というのは、今御説明いただいたことだけを切り取って考えるわけではないですけども、50歳の家庭もある教員の方が、夕方仕事が終わってそのままインターネットカフェに1人で行って夕食をとって、その後飲みに行ったのも多分お1人で行かれたのではないですかね。家にも帰らず、夜中の2時までという、もちろん1人になりたいときもあるでしょうけど、今お聞きした状況では、やはりこういうことが頻繁にあったのではないのかなというふうに思いますし、西森潮三委員の言われたように、個人個人の自覚が一番必要ですけども、問題を抱えてアルコールに依存しやすい、ひいてはこうした飲酒運転なんかも起こしやすいのを、どれだけ防ぐかということも、組織として考えていかなければならないことですから、その辺の状況はどうだったのですかね。

◎藤中高等学校課長 ご本人自身、飲酒運転をしたときには独身であったということで、それまでに家庭でいろいろ経緯があったと。そういったところで非常に寂しい状況があったことは校長も把握しており、折に触れて気にはかけておったと。ただ、本人は仕事を夜遅くまでやって、その後でお酒を飲みに行ったりとかいうことをしていたということで、そこまでの細かい把握と、それから、そこに対する支援という部分が十分ではなかったということが、校長のほうから反省点として出ておるところでございます。

◎梶原委員長 よろしいですか。それでは質疑を終わります。

〈高等学校課〉

◎梶原委員長 続きまして、県立高等学校再編振興計画について、高等学校課の説明を求めます。

◎小野高等学校課企画監 資料は、総務委員会資料報告事項の赤い高等学校課のインデックスの2ページをお願いします。A3の資料になりますけども、県立高等学校再編振興計画の基本的な考え方について（案）をごらんいただきたいと思います。

県立高等学校再編振計画につきましては、本年2月に県立高等学校再編振興検討委員会からいただいた報告を踏まえ、関係機関からの御意見もお聞きし事務局での検討を進めてまいりました。そして今月5日に教育委員協議会を開催し、県立高等学校再編振興計画の基本的な考え方についての協議を始めたところでございます。この再編振興計画の基本的な考え方について、資料に沿って御説明させていただきます。

まず、県立高等学校の現状でございます。

資料上段の現状のところをごらんいただきたいと思います。

1の生徒数の減少の(1)中学校卒業生数は、平成25年3月は県全体で6,781人ですが、平成30年3月には989人減少すると推計されています。

また、(2)の県立高等学校の学級数別学校数では、1校当たりの1学年平均学級数は、平均4.0学級となっておりますが、今後生徒数が減少する中で、現在の学校数を維持した場合には、学校が小規模化していくことが想定されております。

2の(1)の大学等への進学率についての本県の状況は、平成25年3月の卒業生数で全国と比べ9ポイント程度低くなっており、(2)の国公立大学への進学者数では、公立高校で平成16年3月の卒業生で303名であったものが、平成25年9月には514人と増加しておりますが、まだ十分には進学希望をかなえていない状況もございます。

3の就職の状況について、本県の就職内定率は平成16年3月と比較しますと上昇しており、全国平均と同程度となっております。

4の公立高校の中退者の状況について、本県の中途退学率は低下傾向にあったものが増加しており、全国と比較しても高い状況となっております。

5の公立高校の学科別生徒数について、本県の学科の状況は全国と比較しますと、普通科の割合が低く、総合学科、産業系専門学科の割合が高い状況となっております。

6の津波による浸水深につきましては、最大クラスの被害想定の場合、13校の県立高校が、南海トラフ地震の津波による浸水が予測されております。

次に、資料の下側をごらんいただきたいと思います。

ここには教育委員会事務局におきまして、今回の再編振興計画の基本的な考え方の案として取りまとめ、教育委員協議会での協議を行っております県立高等学校再編振興計画の基本的な考え方の概要を記載しております。

まず、左側の1の再編振興の基本的な考え方につきましては、再編振興計画の大きな柱を示すものであり、社会人として自立できる力の育成。次代を担う人材を育てる教育環境の整備。生徒や保護者の期待に応える高校教育の質の保証。地域社会や産業とつながる高校教育の実践の4点を柱として、(1)の社会人として自立できる力の育成では、キャリア教育の取り組みをさらに推進することで、職業感や勤労感を育むとともに、基礎学力やみずから考え主体的に判断する力、コミュニケーション能力などを身につけ、将来社会人として自立できる力を育成する取り組みを推進すること。

(2)の次代を担う人材を育てる教育環境の整備では、将来の目標に向かって挑戦することができる機会が全ての子供たちに保障されるための教育環境の整備に取り組むこと。

(3)の生徒や保護者の期待に応える高校教育の質の保証では、生徒や保護者の進路希望等に対応できる指導体制の整備に取り組むこと。

(4)の地域社会や産業とつながる高校教育の実践では、地域や産業を支える人材育成の観点から、産業振興計画などの県の施策とのかかわりも視野に入れた再編振興に取り組

むことを基本的な考えとしております。

次に、2の再編振興の方向性と取り組みについては、キャリア教育の3本柱をもとにした教育活動を推進することを掲げた上で、具体的な取り組みとして、普通科の充実では、多様な進路に対応できる体制整備。大学進学に向けた学力や教育の指導力の向上。グローバル社会や理数系分野で活躍できる人材の育成。中高一貫教育の充実に取り組むこと。産業系専門教育の充実では、産業構造の変化に対応した教育や生徒の社会的・職業的自立を支援する取り組みの充実。看護福祉分野への意識を高める取り組みの推進。生徒のニーズや社会環境の変化などを見据えた学科やコースの見直しに取り組むこと。定時制、通信制課程の充実では、生徒の多様な学習ニーズに対応するとともに、大学進学にも対応できる指導の充実や教育内容の広報、通信制の取り組みの充実。そして、よりよい高等学校教育のための取り組みでは、発達障害などのある生徒にもよりよい教育ができる体制の整備。義務教育段階の学び直しなどにも対応できる教育の研究と実践。教員の指導力の向上といった取り組みを中心に、魅力ある学校づくりを推進することを考えているところでございます。

次に、3の高校教育の質を保証する学校規模をごらんいただきたいと思います。学校規模については、(1)にございますように、高知市及びその周辺地域の中央部と過疎化が著しく近隣に他の高校がない地域では、学校規模のあり方を分けて考えることとし、その上で、(2)の学校規模の基準を考えているところでございます。

まず、本校については適正規模をこれまでと同様に、1学年4から8学級とした上で、中央部につきましては、多様な教育課程の編成など、よりよい教育が可能な規模である1学年6から8学級の学校規模の維持に努めることとし、本校の最低規模については、これまでと同様に1学年2学級以上とするが、過疎化が著しく近隣に他の高校がない地域の本校や不登校経験など多様なニーズがある生徒によりよい教育が行える学校は、特例として1学年1学級以上を最低規模として学校を維持することを考えております。

ただし、※印のところでございますが、この本校の最低規模の特例として1学年1学級以上とする場合、高校における生徒の発達段階を考えると、高校教育の質が保証される集団としては20名以上が必要であると考えております。

右側の欄に移りますが、この高校教育の質が保証される集団という観点から、分校の最低規模については、これまでと同様に1学年1学級20人以上とし、分校の募集停止の猶予期間については、「入学者が20人に満たない状況が3年間で2度ある場合」を「2年連続して20人に満たない状況になった場合」に緩和し、平成27年度から新たに適応することを考えております。

次に、定時制の夜間については、現在1学年1学級20人以上を基準としておりますが、現状でもこの基準の維持が難しい学校があり、多様な生徒のニーズに対応するという定時

制夜間の役割や地域バランスを考慮し、最低規模の基準を学校全体の生徒数が20人以上に緩和し、次に定時制の昼間部につきましては、これまで最低規模の基準を設けておりましたが、定時制昼間部においても、一定の生徒数を確保し、高校教育としての質を保証する必要があることから、1学年1学級20人以上を新たに最低規模として設定することを考えております。

次に、(3)の学校の統廃合についての基本的な考え方でございますが、生徒数が減少する中、多様な教育活動ができる適正規模を維持していく必要があることから、学校の統合を視野に入れた計画的な再編振興を行うこと。津波による大きな被害が想定される学校については、学校の特性や地域の実態を踏まえながら、適地への移転や統合の可能性を含めた検討を行うこと。学校の魅力化を図っても、なお最低規模の基準を満たさない場合は、募集停止を検討することなどを学校の統廃合についての基本的な考え方として考えております。

最後に、4の学校・学科の適正な配置をごらんいただきたいと思います。

まず、普通科は、多様な進路保障や地域を担う人材の育成の観点から、現在の配置を可能な限り維持し、進学の拠点となる学校を県全体のバランスを考慮して配置すること。

中高一貫教育については、連携型を学校の魅力化を図る観点からも、現在設置していない地域への配置も検討すること。併設型は現在の3地域の配置を維持し、地域の中学生の減少なども踏まえた入学定員を検討すること。

産業系専門学科は、本県の産業を担う人材育成のため、現在の配置を可能な限り維持するが、生徒数の減少や地域のニーズに対応した学科改編を行うこと。また、単独校として維持できない場合には、他校との統合も含め検討すること。福祉分野については、学校で体験活動などを通じて福祉に対する意識を高める取り組みを行うこと。

総合学科は、生徒数の減少により、総合学科としての十分な教育が難しくなった場合には、普通科への改編を検討すること。

定時制は、生徒の多様なニーズに対応するため、可能な限り維持に努めるが、生徒数の減少により統廃合を検討する場合には、学校の役割や地域の実態などを考慮すること。

通信制は、現在の配置を維持し東部の生徒のニーズにも対応できるよう、通信制と定時制との併修のあり方を研究すること。

不登校や中途退学を経験した生徒、発達障害などの生徒にもよりよい教育ができる学校では、こうした生徒がよりよい教育を受けることができる体制を各校で整える。特に、きめ細やかな指導が可能な学校を県全体の状況を考慮して配置することを学校・学科の配置の考え方として考えているところでございます。

以上が教育委員協議会に提出しております再編振興計画の基本的な考え方の概要になります。

最後に、今後の予定といたしまして、教育委員協議会におきまして、概要でございますが本日説明させていただきました計画の基本的な考え方を協議した後、具体的な実施計画について十分な協議を行い、新たな再編計画の案を取りまとめ、パブリックコメントの実施等の後、県立高等学校再編振興計画を策定することとしております。

長くなりましたが、これで県立高等学校再編振興計画についての説明を終わらせていただきます。

◎梶原委員長 それでは質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 産業系専門教育の充実の中に看護福祉分野への関心を高める取り組みとありますが、関心を高めるということなのか、あるいは産業系専門教育として学ぶことができる学科とかをつくるつもりなのか、ここの書き方はどういう意味合いですか。

◎小野高等学校課企画監 福祉分野について、高校で学科を設けてということではなく、さらに上級学校とか専門学校へ進んで学べるような基本的なところをつけるという意味合いでございます。

◎岡本委員 分校のところで最低規模というのがありますが、ここで気になるのは人数だけに特化しているような気がして、地域の問題ですので、そのあたり今までは教育長も確か地域を守っていくためにも尊重するというような発言をしてこられたと思いますけれども、そのあたりの考えの変化はないわけですね。

◎中澤教育長 基本的な考え方に変更はございません。地域の中でもそれぞれの中できちんと教育ができる環境を整えていきたい。地域も大事にしていきたいと思っておりますが、やはり高等学校として、生徒は集団の中で学び合って成長するという大きな要素もあります。ですから、余りにも人数が少ないと、そうした面での教育がなかなか難しいという実態がございますので、やはり最低20人は欲しいなど。ただ、その20人を切ったからといって、直ちに募集停止をするのかといえば、そうではなくて、振興のための努力をし、今後についても、20人を超す可能性が少ないと、もう難しいと判断して初めて募集停止をしようというような基本的な考え方です。

ですから、猶予期間も今までよりは少し緩めています。今の計画では3年間で2回20人切ったら募集停止にしていますけれども、この計画は一旦平成25年度で終わりますのでチャラにしておいて、もう1回分校の再生のために教育委員会として努力をします。だから、そのスタートは平成27年度からカウントを始めようというような形で、もう1回努力してみようという心意気が入っております。

◎岡本委員 この文章が一人歩きしないように、ぜひ見守ってください。

◎弘田副委員長 総合学科としての十分な教育を行うことができなくなった場合には、普通科への改編というのがありますけど、具体的に大体何名ぐらい確保すれば総合学科でいけるかということは教えていただけませんかでしょうか。

◎小野高等学校課企画監 やはり学校によってそれぞれだと思います。今現在、少ない学校では2学級の総合学科もございます。ただ、2学級が適切なのかどうか、1学級になれば、即、普通科にするのかっていうことを決めてきているものではございません。やはりそれぞれの学校に応じて、対応は考えていかなければならないと考えております。

2学級になって普通科に改編する場合もございますし、1学級となれば普通科への改編というものが考えられるのではないかというふうに考えております。

◎中澤教育長 基本的には、総合学科というのはいろんなメニューを取りそろえて、それを生徒が選択できるというところがメリットですが、そもそも生徒が減ってきたら、総合学科としていろんなメニューをそろえることが難しくなります。ですから、そういう場合は総合学科をやめて、普通科に変えましょうと。では人数はどこで切りますかといったときには、それぞれ地域に実情がありますので、それぞれ個別に検討して判断をしていきたいということに多分、教育委員会の話の中でなるのではないだろうかと思っています。

◎西森（潮）委員 高知県は、急激に高齢化・少子化、人口減というのが進んで、この背景はやはり合併とか、あるいは市町村の役場がなくなる、支所がなくなる、学校がなくなるということで余計に拍車がかかります。

ですから、学校も全部同じ方向でなしにそれぞれの学校によって、あるいは偏差値の点で、あるいはスポーツの点で学校が特色を持つということは、非常に大事なことだと思います。だから、例えばいい大学へ入るには、梶原高校が有利だよと、生徒数は少なくともマン・ツー・マンで指導してくれて、そのほうが進学率も高いとか、言うべくして難しいけど、やろうとしてできない話ではないですね。

愛媛県でも、松山の市内校が必ずしも東大、京大に多く行っているわけではないです。郡部の高校でも10人も20人も行っている学校はありますよ。やはりそういうふうに、それぞれが特色を持った学校をつくる。それは県外からでもその学校へ来てみたいと思わせるぐらいのそういう危機感を先生方が持って、現状を変えていくという意識を持つことが非常に大事だと思います。今のままではずっと惰性で、振り返ってみたら高知市の学校しか残っていないということに流れていくと思います。ぜひ、そういう思いを持って、再編とか学校の改革というのを進めてほしいということをお願いしておきたいと思います。

◎梶原委員長 それでは質疑を終わります。

〈新図書館整備課〉

◎梶原委員長 次に新図書館等複合施設建築工事について、新図書館整備課の説明を求めます。

◎渡辺新図書館整備課長 それでは、先ほどの高等学校課の資料の次のページ、新図書館整備課という赤いインデックスの資料をお願いいたします。

新図書館等複合施設建築工事について御説明いたします。

まず今回の入札の経過についてでございます。建築主体工事は9月27日に公告を行い、11月21日に開札を行いました。参加全業者の入札価格が予定価格を上回り、落札業者が決まりませんでした。22日、25日と再度入札を行いました。やはり入札価格が予定価格を上回り入札は不調となりました。これは新聞報道等にもありますように、東日本大震災の復興の本格化、アベノミクス効果による公共事業の増、そういったことに加え、消費税アップ前の駆け込み需要などにより、資材単価、労務単価などが高騰したこと。また技術者不足なども相まったことが原因であるというふうに考えております。

電気、空調、衛生各設備工事につきましては、先行して入札を実施しておりました永国寺キャンパス、新資料館の建築主体工事ともに不調となった結果などを踏まえ、建築主体工事の入札結果を待って開札することとし、開札日を変更しておりましたが、建築主体工事が不調となったために開札は行わず、入札を中止いたしました。また、昇降機設備工事につきましては、公告自体を見送るということにいたしました。

こうしたことから、建築工事につきましては、今回の入札結果について分析を行い、設計内容は変えずに、単価の見直しといったことなどにより、改めて設計金額を算出し、入札をやり直すということにいたしました。

次に、今後の対応でございますけれども、新図書館による県民・市民の利便性、またサービスの充実などを考慮しますと、できるだけ早く工事に着手したいというふうに考えており、設計金額見直し後の予算につきまして、2月議会に提案させていただきたいと考えております。御承認いただきましたら、速やかに建築主体工事の公告を行い、入札を実施し、6月議会に工事請負契約締結議案を提出するといったスケジュールで考えております。

電気、空調設備工事につきましては、建築主体工事の入札結果を待って、公告入札を行い、9月議会への工事請負契約締結議案の提出を考えております。

課題といたしまして、設計金額の算出方法につきまして、今回の入札結果の分析なども参考にし、こういった形で見直しをするのかといった検討を行う必要があると考えております。また、入札参加資格要件や工期の見直しといったことも検討する必要があると考えております。

最後に工事着手遅延に伴い、影響が生じる関連業務を記載しております。

工事による周辺建物等への影響を把握するための事前調査を行ってございましたけれども、一時中止し、工事着手決定後に再開するというようにいたします。

また、今年度に予算計上しておりました工事管理委託業務につきましては、工事着手に合わせまして延期することとなります。

新図書館システム構築等委託業務につきましては、5年間の運用保守業務を含めて契約しておりますけれども、本稼働のタイミングなど、開館時期に合わせた調整が必要となっております。

以上簡単ですがけれども、今回の入札経過と今後の対応について御報告させていただきました。今後、関係課とも協議し、できるだけ早期の開館を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎桑名委員 この課題の中の公告内容で入札参加資格要件の検討ということですが、これは具体的にどういったことですか。

◎渡辺新図書館整備課長 今回、図書館の建築ということで、特殊な建物ということもございまして、図書館等を含む一定の面積1万2,000平方メートル以上の建築物を施工した実績といった資格要件を設定しておりましたけれども、参加業者を広く多くさせるためにそういった資格要件の緩和といいますか、そういったことも検討しなければならないのかなというふうに考えております。

◎桑名委員 その場合でも、大手と地元というJVの組み方自体は、変わらないわけですよ。

◎渡辺新図書館整備課長 建築主体工事につきましては、WTOになっておりますので、地域要件とかいうことを設定できませんので、そこにつきましては同じように3社JVでというふうに考えております。

◎米田委員 来年6月議会で本契約したときに、当初のスケジュールからいっておくれるということになりますか。それと、本会議でも質問がありましたけど、教育長も専門家の意見を聞いてということになった追手筋遺跡のかかわりも、来年の6月までに出てくる可能性もありますけど、そういう点は検討されるのかどうなのか。

◎渡辺新図書館整備課長 まず1点目のスケジュールですがけれども、今回、入札が不調に終わり、やり直しということになりますので、これまで想定しておりましたスケジュールはおくれることになります。ただ、時期につきましては、今回課題のところでも御説明しましたがけれども、工期の見直しといったことも検討する必要があると考えておりますので、今の段階で何年何月開館といったことは、まだ言える現状ではないというふうに考えております。

工期の見直しと言いますのは、例えば、今回の不調の理由の一つに人手不足とかいったことがあります。例えば100人で1年かかるものが、例えば80人しか集まらなかったら1年3カ月かかるといったようなことも考えなければいけないのかなということで、工期につきましては、今回想定していた工期よりも長くすることも検討しなければいけないというふうに考えております。

それと、埋蔵文化財調査の関係ですが、皆さん現地も見学していただきましたけれども、今回、調査をいたしまして、ああいった形での遺跡等が出ております。

その評価につきましては、教育長のほうから議会で答弁がありましたように、専門家の方の意見も聞きまして、どうするか検討する必要があると思います。ただ、今回その入札が不調になって着手が延びるからということで、それをどうこうということは考えておりませんが、それはそれできちんと適正に判断していかなければいけないというふうに考えています。

◎坂本（茂）委員 適正に判断するという意味はどういう意味ですか。

◎渡辺新図書館整備課長 着手がおくれたので、例えばその調査を長くできるとかいうことではなくて、今出ている遺跡とか、そういったものの評価をきちんと検討した上で、どうするかを決めていくということです。

◎坂本（茂）委員 今の段階では、詳細設計を見直すという考えはないわけですよね。

◎渡辺新図書館整備課長 はい、今の段階では、詳細設計を見直すということは考えていません。

◎坂本（茂）委員 たまたま今回、入札が不調に終わったから期間ができた。その間に遺跡の評価をしたら、どんな形かは別にして保存することが望ましいとかいう結果になったら、基本設計の一部、あるいは詳細設計の一部を見直さなければならないというようなこともあり得るということなのか、それともそういうことが出たとしても、その設計そのものは見直すことなく入札に入るのか、そこのところはどんな考えですか。

◎渡辺新図書館整備課長 これからまだもう少し調査期間がありますけれども、どんなものが出てやるということではなくて、埋蔵文化財の発掘調査で発掘されたものについては、適正に評価がされて、それに応じて検討していく必要があるというふうに考えています。ただ、それを検討する際には、当然、これまで基本設計、実施設計、基本構想検討委員会での検討とか、ずっと積み重ねてきたものもありますので、そこも十分に考慮した上で、考えていきたいというふうに思っています。

◎中澤教育長 今出てきておるその遺跡については、珍しいものは確かに出てきております。珍しいものと、保存をすべき貴重なものとは、また評価が違うと思っています。今までの状況の中から見えていくと、あれを現地保存して、図書館整備をやめるとかいったような判断になるとは全く思っておりません。ですから、記録保存するのか、どこかにその一部でも移設して残すのか、多分そこらあたりの判断になってくるのではないかなと今の段階で思っています。最初に課長が言いましたように、専門家の判断をまず仰がないといけないと思いますが、今の状況の中で、あれを現地保存しなければならないとかいったような評価にはなっていないというふうに考えています。

◎坂本（茂）委員 私も工事をとめろとか、そんなことを言っているのではなくて、その価値によってどうするかと。いろいろ保存の仕方はあるわけで、ただ、一つ思うのは、あそこはこども科学館もできるわけで、言わば本物が見れるというふうな保存の仕方は、全

国でも余りない形のものになるのではないかなというふうにも思ったりして、ぜひ十分な検討結果を踏まえて、よりよい形での保存と新図書館複合施設の建築を上手に進めていただきたいと思います。

◎中澤教育長 専門家の御意見をいただきながら、どうするかを考えますけれども、現地は面積的に余裕スペースが余りないということ。それから建物自体もいっぱいいっぱいということ、そういう制約がどうしても出てくるかなという思いが現在はしております。

◎梶原委員長 以上で質疑を終わります。

〈スポーツ健康教育課〉

◎梶原委員長 次に、平成25年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について、スポーツ健康教育課の説明を求めます。

◎葛目スポーツ健康教育課長 資料は先ほどの新図書館整備課の次でございます。

本調査は小学校5年生と中学校2年生の全ての児童生徒を対象として行われたもので、悉皆調査としては、平成21年度から4年ぶりの実施となりました。

3ページから調査結果の概要を載せさせていただいております。

本県の小学生の体力合計点は、今回と同様の方式で調査が実施された平成21年度には、男子が40位であったのが今回34位に、女子が38位から28位に向上しました。また、平成25年度の体力合計点では、全国平均との差が、男子で0.62ポイント、女子で0.24ポイントと全国平均に限りなく近づいてきているところでございます。

下の中学生の体力合計点は、平成21年度から男子が1.43ポイント、女子が0.63ポイント上昇しているものの、全国順位としては男子が42位から39位、女子が40位から45位となっております。また、平成25年度の全国平均との差は男子で1.27ポイント、女子が2.23ポイントと中学生の特に女子において課題が残る結果となっております。

4ページをごらんいただきたいと思います。

体力合計点をAからEの段階に分類している体力総合評価では、平成20年度と比較してみますと、ABのいい成績の割合がふえまして、DEの割合が減少するなど、確実に取り組みの成果はあらわれていると考えているところでございます。

5ページにかけまして、種目別の得点の状況を経年で示しております。

記載もれで申しわけございません。左が男子、右が女子でございます。小学校では握力、長座体前屈、ボール投げが高い傾向にあり、上体起こし、50メートル走が低い傾向にあります。特に長座体前屈が大きな伸びを示しております。

下の中学校では男子の握力、女子のボール投げ以外は年々差は縮まっていますが、全国との差はまだまだあるといった状況です。④、⑤では、市町村教育委員会、学校ごとの体力合計点が全国平均を上回っている割合を示しております。市町村教育委員会別では、40から50%の割合。学校別では、小学校で50%、中学校では40%弱の割合で全国平均を上

回っております。

6 ページからは、児童生徒の運動習慣の状況を示しております。

① 1 週間の総運動時間が60分未満の割合が、小学校、中学校男女とも全国平均を上回る結果となっております。つまり、高知県では運動しない児童生徒が多いことが明らかになっております。

6 ページの下から7 ページにかけては、②運動部やスポーツクラブの加入率で、小中学校とも全国平均を下回っております。

また③平日の運動やスポーツの実施状況では、小学校の下校後の運動時間が15分程度、全国平均を下回っております。

8 ページをお願いいたします。

④運動やスポーツの実施頻度では、ほとんど毎日と回答した割合が中学校で全国平均を下回っております。

(3) からは、運動やスポーツに関する意識の状況を示しております。

①運動の嗜好については、小学校では全国平均ですが、中学校では好きと答えた割合が全国平均を下回っております。

②体育（保健体育）の授業については、楽しいと答えた児童生徒が小学校では全国平均をやや下回っておりますが、中学校では男女とも全国平均を上回っております。楽しいと答えた児童生徒は体力が高い傾向にあることから、体育の授業に関しては、小学校ではより楽しい授業づくりを、中学校では楽しさの質を高める授業づくりが今後の課題となってきます。

9 ページの中ごろからは、学校質問紙の調査結果を示しております。

①体育の授業以外での体力向上に関する取組状況、②運動の実施時間が少ない児童生徒に対する取組状況、④体力向上に向けた目標等の検討をする機会などすべての項目で、小中学校とも全国平均を上回っており、体力向上に対する学校現場の努力が数字的に明らかになっております。

また、10ページから11ページにあります、③平成20年度頃と比較した教員・児童生徒・家庭の関心及び体力向上の取組については、どの項目も全国平均を大きく上回っており、この数字からも体力向上に対する意識改革は確実に成果を結んでいると考えております。

今後は体力向上に関しまして、高まっている関心や意欲を結果に結びつけていくことが重要な役割と考えております。

12ページになりますが、県教育委員会ではこのたびの結果を踏まえ、新たに体育、保健体育の授業改善に向けた体力向上につながるマニュアルの作成や中学生の体力向上に向けた中学校体力向上推進協力者会議の開催。望ましい運動、部活動につながるマニュアルの作成など、年度内に実施を計画しているところでございます。

今回の調査結果を詳細に検証、分析し、これまで進めてまいりました取り組みもあわせて充実させながら、さらなる体力向上の取り組みも進めてまいります。

◎梶原委員長 質疑を行います。

(なし)

◎梶原委員長 なければ質疑を終わります。

〈人権教育課〉

◎梶原委員長 次に、平成24年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について、人権教育課の説明を求めます。

◎赤間人権教育課長 12月10日に文部科学省から発表されました平成24年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の結果につきまして、資料に沿って御説明させていただきます。

お手元の総務委員会資料、報告事項、人権教育課の赤のインデックスがある資料の1ページをごらんいただけますでしょうか。

まず、暴力行為の状況について御説明いたします。

公立学校の(1)平成24年度の発生件数は、小・中・高全体で530件で前年度より75件減少しております。

(2)形態別発生件数は、小・中・高全体で対人暴力が前年度より2件増加し、対教師暴力、生徒間暴力、器物損壊はそれぞれ減少しております。

(3)加害児童生徒数は、小・中・高全体で494人で前年度より18人増加しております。国・公・私立学校を合わせますと1番下の(3)暴力行為1,000人当たりの発生件数は、全国平均4.1件に対し、高知県は7.5件で全国ワースト3位となっております。

次に、2ページのいじめの状況について、ごらんいただけますでしょうか。

公立学校における、(1)校種別認知件数は、平成24年度は小・中・高・特別支援学校合計で649件となっており、前年度より367件増加しております。

(2)平成24年度いじめの態様につきましては、すべての校種で冷やかす、おどし、嫌なことを言うという区分が最も多くなっております。国・公・私立を合わせますと、1番下の(3)いじめの1,000人当たりの認知件数は、全国平均14.3件に対し、高知県は8.7件となっております。認知件数の多い順では、25位となっております。

続きまして3ページ、不登校等を小・中学校について御説明いたします。

公立小学校における、(1)学年別不登校児童生徒数は、平成24年度は小学校が133人、中学校が549人、合計で682人となっております。前年度と比較いたしますと、小学校が4人増加、中学校は48人減少しているところでございます。

不登校になったきっかけと考えられる状況につきましては、小・中学校ともに、不安などの情緒的混乱が最も多くなっております。国・公・私立の小中学校合わせますと、1番

下の（３）1,000人当たりの不登校児童生徒数は、全国平均の10.9人に対し、高知県は13.2人で全国ワースト4位となっております。

次に、4ページの高校における不登校の状況をごらんください。

公立学校の（１）長期欠席者数及びうち不登校生徒数につきましては、平成24年度の長期欠席者数は423人で、このうち不登校生徒数は284人となっております。不登校のきっかけと考えられる状況が全日制につきましては、不安などの情緒的混乱が最も多く、次いで無気力という項目が続いております。国・公・私立を合わせますと、1番下の（２）1,000人当たりの不登校生徒数では、全国平均17.2人に対し、高知県は19.5人で全国ワースト11位となっております。

次に5ページの高等学校の中途退学の状況をごらんください。

公立学校におけます（１）中途退学者数の推移でございますが、平成24年度の中途退学者数は330人であり、その内訳は、全日制が228人、定時制が102人となっております。中途退学の主な理由は、多い順にもともと高校生活に熱意がない、別の高校への進学を希望、就職を希望というような順序になっております。

（３）全日制の学年別中途退学者数では、例年と同様に1年生が最も多くなっております。国・公・私立学校合わせますと、1番下の（２）高知県と全国の中途退学率では全国平均1.5%に対し、高知県は2.2%で全国ワースト1位となっております。

以上、平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の結果について、御説明させていただきました。

県教育委員会といたしましては、高知県の教育振興基本計画重点プランにおきまして、不登校、それから暴力行為、中途退学の状況を全国平均まで改善することを掲げ、さまざまな取り組みを進めているところでございます。その結果、暴力行為や中学校の不登校が減少するなど、一部に改善傾向が見られるところでございますけれども、全国平均に近づけるところまでは至っておらず、依然として厳しい状況が続いております。

こうしたことから、これまでの取り組みに加え、これらの課題を抜本的に解決するために、各学校において子供たちに内在する力、可能性そういったものを引き出し、夢や志を育むような開発的な生徒指導を学校全体で組織的に展開する取り組みを推進するとともに、今年度から県内の全公立小学校に生徒指導担当者を位置づけ、小学校における生徒指導の充実に向けて取り組みを進めているところでございます。

また、学級経営の充実を図るためのハンドブックを小・中学校の教職員には既に配布しその活用も進めておりますし、高等学校につきましては、平成26年度当初にこういったものを配付することとしております。さらには、生徒指導の具体的な実践に向けたマニュアルといたしまして、生徒指導ハンドブックを作成し、全ての公立学校の教職員に配付し、活用を進めていきたいと考えております。

今後は、各学校におけるこうした取り組みの普及を進めますとともに、こうしたハンドブックなども活用しました研修等を実施し、個々の教職員の実践力、それから学校の組織力というものを高めていながら、生徒指導上の諸問題の改善に一步一步つなげていきたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

◎梶原委員長 質疑を行います。

(なし)

◎梶原委員長 なければ質疑を終わります。

最後に中澤教育長、そしてまた教育委員会の皆様に改めて当委員会から、不祥事の再発防止について、またその取り組みをお願いさせていただきたいと思っております。

これまでも不祥事について、当委員会でたびたび報告も受けながら、その再発防止についての要請もさせていただいたところではありますが、今委員会においても、小中学校課そして高等学校課というそれぞれ別の課から重ねて不祥事の報告を受けることになりました。

このことにおきましては説明される皆さんも、そしてそれを聞く私たち委員も、またこの部屋にいる全員が、高知県の教育に与える影響を考えた場合に、大変残念でやるせない思いをしていることと思っております。そしてまた、こういった不祥事のニュースを耳にする目にする高知県民、保護者の皆さんがこれだけ数が多ければ、高知県への教育への信頼を損なうようなことであったり、そして何より保護者の皆さんにおかれましては、自分の子供たちの担任の先生は大丈夫かといった疑心暗鬼にかられたりするような状況にもなりかねないことをございます。

このことは、何より現場で本当に多忙な中、頑張っている教員の先生に申しわけないことでもありますし、高知県の子供に対する影響を考えると、どうか今後とも再発防止に向けて、教育委員会を上げてぜひ取り組んでいただきますよう、当委員会から改めて要請させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

◎中澤教育長 今の委員長のお言葉は、そのままいただいて構いませんか。

◎梶原委員長 かまいません。

◎中澤教育長 いただいて、学校現場へ出します。

◎梶原委員長 以上で教育委員会を終わります。

《警察本部》

◎梶原委員長 次に、警察本部について行います。

最初に、議案について本部長の総括説明を求めます。

なお、本部長に対する質疑は会計課長及び警務部長に対する質疑とあわせて行いたいと思っておりますので御了承願います。

◎小林本部長 それでは、私から五つの議案について御説明させていただきます。

一つ目が平成25年度高知県一般会計補正予算でございます。

それから、二つ目が警察署再編に係る高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案でございます。

それから、三つ目が警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案でございます。

そして、四つ目が高知県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例議案でございます。

最後に、五つ目が新南国警察署、仮称でございますが、この庁舎新設主体工事請負契約の締結に関する議案でございます。

順次御説明させていただきます。

まず、一つ目が平成25年度高知県一般会計補正予算に関するものでございます。資料はお手元の①高知県議会定例会議案（補正予算）の4ページでございます。

14の警察費の欄に掲載しておりますとおり、今議会に提出しております補正予算の見込み額は総額で5億5,172万7,000円の減額補正となっております。警察総務費の減額の要因といたしましては、人件費が減少したことによるものでございます。給料の減額措置といわゆる職員の新陳代謝に伴うものでございます。

それから警察活動費につきましては増額となっておりますが、これは航空隊の基地移転整備事業費の計上によるものでございます。

次に、債務負担行為に関しまして御説明いたします。

同じ資料の9ページから10ページにかけてでございます。

9ページのこの表の上から6番目の運転免許窓口事務委託料と、ここから先の7項目で、総額で3億2,276万4,000円の債務負担行為をお願いするものでございます。なお各事業の詳細に関しましては、後ほど会計課長のほうから説明がございますので、御了解をお願い申し上げます。

以上簡単でございますが、一つ目の項目でございます。

続きまして、二つ目の項目に移らせていただきます。

条例議案第29号、高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

お手元の資料③の117ページにこの条例がどういう内容かということの概要が載っております。それから、資料④の7ページには、この議案の提出理由、それから194ページに新旧対照表が載っております。

この議案は、警察署再編計画に関するものでございます。この計画に基づき、まず第1に新たに高知県高知東警察署を高知市大津に設置し、本山警察署と統合するということ。それから二つ目が、土佐警察署といの警察署を統合するということ。そして三つ目に、こ

ういった統合に伴い管轄区域の変更をしようというものでございます。

ご案内のとおり、この警察署再編は、平成24年度から平成28年度まで3段階にわたり実施してまいるので、今回の議案は、その第2段階の実施に関するものでございます。

新たに設置いたします警察署の名称は高知東警察署でございます。それから土佐警察署といの警察署を統合する新しい警察署、こちらの名称は土佐警察署でございますが、これらの新しい名称につきましては、それぞれ法令の基準に即したものでございます。また、地域住民の皆様に対するアンケートの調査結果、さらにはそれを踏まえてのパブリックコメントの実施結果によって、より多くの方の賛同を得られたものを名称とすることにいたしております。

それから、管轄区域に関する改正の内容についてでございます。高知東警察署は本山警察署と統合し、高知市の一部、それから長岡郡及び土佐郡を管轄区域といたします。

また、いの警察署と統合後の土佐警察署は土佐市、吾川郡、いの町及び高岡郡日高村を管轄区域といたします。

さらに、行政区域と警察署の管轄区域との整合性を図るために、若干の入れかえを行います。具体的には、大豊町の一部を香美警察署の管轄区域から高知東警察署の管轄区域に編入いたします。それから高知市春野町の一部を土佐警察署の管轄区域から高知南警察署の管轄区域に編入いたします。なお、統合後の本山警察署、いの警察署につきましては、それぞれ警察庁舎として引き続き運用いたします。

この警察署再編の詳細に関しましては、後ほど警務部長から説明がございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上が簡単でございますが、二つ目の議案についてでございます。

続きまして、三つ目の議案に移りたいと思います。

第30号議案、警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案についてでございます。

お手元の資料③議案（条例その他）の120ページに条例案の概要を記しております。それから、資料④議案説明書（条例その他）の8ページに提案理由を記してございます。さらには、④の197ページに新旧対照表が載っております。

新旧対照表でごらんいただければ、1番わかりやすいのではないかと思います。

この議案は、高知県人事委員会の議会及び知事に対する平成24年10月9日付、それから平成25年10月15日付の職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨にのっとり、55歳を超える警察職員の昇給及び給与構造改革における経過措置額について必要な改正を行うものでございます。

加えまして、職員に給与を支給する際に、控除の対象とすることができる保険料などを取り扱う財団法人高知県警察議会の一般財団法人化に伴い、その名称の変更をしようとする

るものでございます。

具体的な内容につきましては、総務部などからの説明と同様の内容になりますので、重ねての説明は省略させていただきますので、御了解のほどよろしくお願いいたします。

以上簡単ではございますが、三つ目の議案についてでございました。

続きまして、四つ目の議案、留置施設視察委員会に関するものでございます。

条例議案第31号、高知県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例議案についてでございます。この内容につきましてはお手元の資料③議案（条例その他）の121ページに概要を記してございます。

それから、資料④議案説明書（条例その他）の8ページに提出理由が、それから202ページに新旧対照表を示してございます。

新旧対照表が1番わかりやすいかと思っておりますので、こちらをごらんいただければ幸いです。

まず、そもそも留置施設視察委員会というものでございますが、これは留置施設を視察し、その運営に関して、留置業務管理者に対して意見を述べる第三者機関でございます。この機関につきまして、その運営であるとか組織に関して必要な事項を定めておりますのが高知県留置施設視察委員会条例で、平成19年6月1日に施行されたものでございます。今回この条例の一部の改正を凶るわけでございますが、これは地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を凶るための関係法律の整備に関する法律の施行により、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律が一部改正されることになりました。この法律の一部改正に伴い、当該条例におきまして、委員の任期等を定めるということでございます。国の法律の改正に伴い、技術的に正すところを正すというものでございます。それから、もとになっております法律からの引用規定を整理して字句の修正などを行うものでございます。修正の内容等の詳細につきましては、後ほど警務部長から説明がございましてよろしくお願いたします。

以上が簡単ではございますが、四つ目の議案についてでございました。

最後に、五つ目の議案に移りたいと思っております。

第49号議案の新南国警察署（仮称）の庁舎新設主体工事請負契約の締結に関する議案についてでございます。

資料はお手元の資料③議案（条例その他）の139ページに、その内容の概要を記してございます。それから、資料④議案説明書（条例その他）の14ページに簡単な提出資料が載っております。

③の139ページの議案の概要をごらんいただくと、1番わかりやすいかと思っております。

本議案は、仮称でございますが新南国警察署の庁舎新築に関するものでございます。工事名は、新南国警察署（仮称）庁舎新築主体工事。契約方法は、総合評価方式を適用した

一般競争入札。契約金額は16億380万円。契約の相手方は高知市仁井田の大旺新洋・入交・関西土木特定建設工事共同企業体。完成期限は平成27年12月31日となっております。契約の金額、相手方などにつきましては、去る11月1日に警察本部におきまして、開札を行った結果によるものでございます。11月19日に仮契約を締結しております。

本工事請負契約は、高知県の契約条例第2条の規定による議会の議決を必要とする案件でございますから、御審議の上、適切な議決を賜りますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、私からの説明は以上でございます。

〈会計課〉

◎梶原委員長 続いて、会計課長の説明を求めます。

◎西村会計課長 それでは、第1号議案関係につきまして、お手元の資料②平成25年12月高知県議会定例会議案説明書（補正予算）に基づいて説明させていただきます。

まず160ページ、公安委員会補正予算総括表をお開きください。

今回の補正予算見込み額は先ほど本部長が説明しましたとおり、総額で5億5,172万7,000円の減額補正となっております。

次に、161ページをお開きください。

まず、歳入予算から説明します。

国庫支出金は警察庁補助金が当初の見込みを下回ったため、120万6,000円の減額となっております。県債につきましては、航空隊基地のかさ上げ工事の財源として1,900万円計上されているものです。

次に、歳出予算に関して説明します。

資料は162ページでございます。

補正予算の内容ですが、1警察総務費の2警察本部費については、右側説明欄に記載のとおり人件費に関するものです。給与関係では給料の減額措置と職員の新陳代謝分としてマイナス3億7,027万9,000円。職員手当は、新陳代謝によるものや所要額が見込みを下回ったためのマイナス分と、時間外勤務手当が増額となった分との差額で1,285万6,000円のプラスとなっております。共済費の減額2億1,340万円は、給料と同様に職員の新陳代謝等によるものです。

2警察活動費の1活動費につきましては、航空隊基地移転整備事業のかさ上げ造成工事費でございます。

続いて、債務負担行為について御説明いたします。

資料の163ページをお開きください。

今回提出している債務負担行為は、全部で7事業となっております。

一つ目の運転免許窓口事務委託料の1,398万7,000円は、運転免許センターや各警察署における運転免許証の更新や再交付などの窓口受付業務を委託するものでございます。

二つ目の運転免許証更新時講習等委託料の1億219万9,000円は、運転免許証の更新をしようとするものに対する講習を委託するもので、2カ年の契約を予定しています。

三つ目の運転免許停止処分者講習等委託料の7,071万6,000円は、運転免許の停止処分などを受けた者に対する講習を委託するもので、これも2カ年の契約を予定しております。

四つ目の原付講習委託料の1,320万4,000円は、原付免許を取得しようとする者に対する講習を委託するもので、これも2カ年の契約を予定しております。

五つ目の調理業務委託料の4,109万1,000円は、警察学校における調理業務を委託するもので、これにつきましては3カ年の契約を予定しております。

以上の五つの委託業務は、平成26年4月1日からの契約を予定しておりまして、一般競争入札を実施するための準備期間などを考慮し、今回の補正予算でお願いするものでございます。

次に、六つ目の江川崎駐在所建設事業費の5,078万5,000円は、江川崎駐在所新設に要するものでございます。建てかえ予定地を四万十市の市有地としており、同市との合意から現在ある駐在所を平成26年9月までに四万十市に売却することとなっておりますことから、平成26年9月完成のためには、本年度内に契約する必要があるということから、今回の補正予算でお願いするものでございます。

七つ目の航空隊基地移転整備事業費の3,078万2,000円は、航空隊基地移転のためのかさ上げ造成工事費の平成26年度分の支払いであり、県の消防防災航空隊との同時移転に伴う面積の按分による警察費負担相当額となっております。

以上で補正予算説明書に基づく説明を終わらせていただきます。

〈警務部〉

◎梶原委員長 続いて警務部長の説明を求めます。

◎寺崎警務部長 それでは、高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案について御説明いたします。

まず、管轄区域に関する改正内容について御説明いたします。

高知東警察署につきましては高知市の大津に新設し、高知市の一部であります土佐山、一宮、布師田、大津、介良、高須、五台山、三里の各地区、それから、長岡郡大豊町、本山町さらには土佐郡の土佐町、大川村を管轄区域といたします。

高知東警察署の新設に伴い、本山警察署につきましては、高知東警察署の分庁舎、本山警察庁舎として事件、事故の対応や運転免許等の更新手続、銃砲所持許可申請等の業務を行うことにいたしております。

高知警察署につきましては、現在の管轄区域から土佐山、一宮、布師田、高須及び五台山の各地区が削除された管轄区域となります。

高知南警察署につきましては、現在の管轄区域から三里地区が削除され、土佐警察署の

管轄区域でございました高知市春野町の一部、仁ノ、西畑、森山、弘岡上、弘岡中及び弘岡下が新たに管轄区域として編入されます。

南国警察署につきましては、高知市の一部が削除され、管轄区域は南国市の1市ということになります。

香美警察署につきましては、大豊町の一部が削除され、管轄区域は香美市1市ということになります。

土佐警察署につきましては、いの警察署と統合し、土佐市、吾川郡、いの町及び高岡郡日高村を管轄いたします。

これにより、いの警察署は土佐警察署の分庁舎いの警察庁舎として、事件、事故の対応、銃砲所持許可申請等の業務を行うことにいたしました。

次に、警察署の名称について御説明いたします。

これにつきましては、お配りしています警察本部の説明資料の1ページをごらんいただきたいと思っております。

名称につきましては、警察法の施行例の第5条に基準が示されており、県の呼称を冠しその下に管轄区域内の主要な1の市町村の名称を冠することと規定されております。

ただし、管轄区域内に2以上の重要な市町村があり、そのいずれか一方の名称によりがたい場合、その他1の市町村の名称を冠することが適当でない特別な事情がある場合などには、管轄区域の属する郡、もしくは部落、字の名称を冠する。市町村の名称の下に、さらに方位を冠する等の方法によることができるとされています。

本議案の高知県高知東警察署という名称につきましては、関係法令の基準に即しており、また地元住民の方を対象としたアンケート調査の結果を踏まえ、県下全域を対象として実施しましたパブリックコメントにおきましても肯定的な意見が多数であったことから、条例議案として提出したものでございます。

また、警察署再編計画の段階では仮称で高吾警察署としておりました土佐警察署といの警察署の合併後の警察署の名称につきましても、高知東警察署と同様の手続を踏み、高知県土佐警察署と決定し、条例議案として提出したものでございます。

以上で高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案の説明を終わります。

続きまして、高知県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例議案について御説明いたします。警察本部説明資料の3ページをごらんいただきたいと思っております。

まず初めに、留置施設視察委員会について御説明させていただきます。

留置施設視察委員会は留置施設の運営について透明性を高め、被留置者の適正な処遇を確保することを目的とし、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正に伴い、平成19年6月1日から全国の警察本部に設置されており、留置施設の視察を通して、

その運営に関して留置業務管理者つまり警察署長に対して、意見を述べるということを任務といたしております。本県の委員会でございますけれども、公務員、弁護士、医師及び地域代表の4名の方々を公安委員会が任命し、活動していただいております。委員の任命につきましては、委員の構成が特定の範囲の年齢、性別、業種等に偏るといことがないよう配慮し、人選しております。

昨年は3回の委員会の開催、県下すべての15警察署の留置施設の視察及び被留置者3名との面接を行っていただき、市民の目から見た貴重な御意見を多数いただいているというところでございます。

それでは、留置施設視察委員会条例の一部改正案につきまして御説明いたします。

改正点は1点目が引用規定の整理。2点目が留置施設視察委員会委員の任期を定めること。3点目が委員長職務に関する修正。以上の3点でございます。

1点目の引用規定の整理についてでございますが、本年6月に施行されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地方分権に係る第3次一括法と申しておりますが、この法律により刑事収容施設及び被収容者等の処分に関する法律が一部改正されました。この一部改正により、法律の第21条第6項が同条第4項に改められたことから、これを引用しておりました条例の第1条を改正するというものでございます。

2点目の委員の任期を定める改正ということでございます。

改正前の法におきましては、委員の定数は10人以内、任期は1年で再任は妨げないとされておりましたが、今回の法改正により、留置施設視察委員会の定数及び任期に関する規定が削除されるとともに、国家公安委員会規則の定める基準を参酌した上で、条例で定めることとされました。国家公安委員会規則におきましては、改正前の法と同様に定員10人以内、任期1年、再任を妨げないとの基準が示されており、実質的な変更はないというものでございます。本県におきましては、平成19年の条例制定時に特定の範囲の年齢、性別、業種等に偏ることがないよう配慮するなどの警察庁のガイドラインに基づきつつ、本県の留置施設の数、同規模県での対応状況等を考慮し、定員を4名と規定し、法律の再任可及び任期1年の規定とともに運用をまいりました。

今回の法律の一部改正を受け、本県における誘留置施設視察委員会の6年間の運用状況について検証した結果、支障がなく運用されており、また、現在の委員、さらには過去に委員を経験された方々からも現在の運用状況について御賛同いただいておりますことから、定員、任期についての内容の変更は必要ないとの結論に達しております。

したがって、現在の定員4人、再任可の規定については修正せずに、任期1年を条例第2条第2項に規定するというようにしたものでございます。

3点目は第3条に規定しております委員長の職務についてでございますけれども、委員長

の代表権を明らかにするなど、他の県条例の規定分に合わせて文言の修正を行ったというものでございます。

留置施設視察委員会条例の一部改正の分についての説明は以上でございます。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 留置施設視察委員会の委員ですが、男女の性別割合はどうなっていますか。

◎寺崎警務部長 4名中1名の方が女性ということでございます。

◎坂本（茂）委員 特に女性の委員の場合は、女性の被留置者の環境とか、そういったところを重点的に見てもらうとか、そんなふうなことがされているのでしょうか。

◎寺崎警務部長 特に女性の留置施設を見ていただくということは、そういう視点からは行っておりませんが、広く4人の先生方には各署を回っていただいて意見をいただいているということでございます。

◎坂本（茂）委員 救命胴衣の配備というのが委員会の意見で出されていますけども、これは津波浸水域とか、そういうところにある留置施設ということでしょうか。

◎寺崎警務部長 御指摘のとおりで、室戸署、それから宿毛署にということで、室戸署は既に配備済みで、宿毛署は配備の準備中ということでございます。

◎坂本（茂）委員 それを見て思いましたけど、その救命胴衣をつけて留置施設内で漂っているという状況なのか、多分そこもぼったり津波浸水してしまうとしたとき、そういった方の避難というか、留置者のその辺はどんなふうになっているのでしょうか。

◎寺崎警務部長 今回の救命胴衣に関しては、避難場所が屋外にある、そういう施設ということで、室戸署、それから宿毛署は、津波が来た場合には、ほぼ浸水してしまうという状況でございますので、そういう避難場所が屋外になっているということでございます。そういったことを鑑み、この2署に救命胴衣を配備をしたということでございます。

◎坂本（茂）委員 けど、留置されたままで津波が来たときに、いくら救命胴衣をつけていても、それ以上に浸水すれば命を失う可能性があるわけで、そういった留置者の避難はどんなふうになっていますか。

◎刈谷総務参事官 留置人の避難等の場合は、署長の権限で避難させることができますので、例えば、ある署では警察官舎の一部を仮の留置場所とか、あるいは一番ベストなのは、例えば土佐署の場合であれば、いの警察署あたりへ留置人を移動させるということもできます。それが間に合わない場合については、官舎等を一時避難場所にして、警察署の署長の権限で、そういった判断をさせていただきます。

◎米田委員 163ページの債務負担行為で一般競争入札というふうに言われたかと思いますが、航空基地整備事業以外は指名競争入札ではないのかなというふうに思うのと、やはり特殊な業務なので、8者とか10者とかいう規模で指名できる対象というか、そういう

のは県内事業者を含めてあるのですか。

◎西村会計課長 基本的に免許関係の委託業務につきましては、平成22年度までは随契でやっておりました。それで平成23年度から一般競争入札に移行しております。更新、処分者講習等につきましてはすべて一般競争入札にしております。

なお、実際の入札に応札が入るのが今のところ1社あるいは2社ぐらいしかございませんので、なかなか指名競争入札よりも、全て一般競争入札で入札に参加してもらおうという方針をとっておるところでございます。

◎米田委員 そしたら一般競争入札でやっているということですね。

◎西村会計課長 そのとおりでございます。

◎米田委員 それと、警察学校での調理業務も指名競争入札ですか。

◎西村会計課長 この委託業務につきましては、平成19年度に実施したものが指名競争、平成20年度からは一般競争にしております。平成22年度からは3カ年契約ということで平成24年度でしまいがつくということで、平成25年度につきましても一般競争入札で行っておるところでございます。

◎梶原委員長 よろしいですか。それでは質疑を終わります。

続いて、県警察本部より2件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにします。

最初に報告について、本部長の総括説明を求めます。

なお、本部長に対する質疑は、警務部長及び生活安全部長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎小林本部長 それでは、警察本部から報告事項2件、懲戒処分等の実施及び高知県警察非違事案防止総合対策プログラムの進捗状況について、それから改正高知県迷惑防止条例に関する周知について、この2点について御説明させていただきます。

まず私から総括説明をさせていただき、詳細につきましては、それぞれの担当部長から説明させていただきます。

まず1点目、懲戒処分等の実施についてでございます。既に報道等を通じて、御案内かとは思いますが、警察手帳の紛失事案が2件相次いで発生し、これらの紛失者に対する処分を実施いたしましたわけでございます。

警察手帳紛失事案の1件目は、宿毛警察署に勤務していた20代の男性警察官が手帳を紛失した上、その事実を報告していなかったこと、あるいは虚偽の報告をしていたというものでございます。警察手帳紛失により戒告の懲戒処分としております。

同様の手帳紛失事案の2件目は、警察本部交通部勤務の40代の警察官が飲酒の上、警察手帳を紛失していた事案が発生しております。この警察官につきましては、本部長訓戒の処分といたしております。

このように警察手帳の紛失事案が連続して発生したわけで、この結果、県民の皆様の信頼を損ない、関係者の皆様に大変な御迷惑をおかけしたことをこの場をおかりいたしまして、深くおわびを申し上げたいと思います。

まことに申しわけございませんでした。

さて、県警察といたしましては、先般6月に高知県警察非違事案防止総合対策プログラムを作成したわけでございます。このプログラムを策定した後にもかかわらず相次いでこのような不祥事が発生しておるわけでございます。ただ、このプログラムに掲げました個人の資質に着目した施策、それから職場環境に着目した施策、この二つをしっかりと今後とも推進していけば、これらの不祥事は防止できるものと考えております。こういった考えのもと、現在、県警においてはこのプログラムに掲げました各種の施策を推進しているところでございます。

今お話を申し上げました懲戒処分等の事案の詳細、それからこの防止プログラムの進捗状況の具体的な内容、この件につきましては、後ほど警務部長のほうから説明させていただきます。

以上が1点目の懲戒処分等についてでございます。

次に2点目、改正迷惑防止条例についてでございます。県民の平和な生活を害する嫌がらせ行為や卑わいな行為の禁止等の必要な改正を行いました高知県迷惑防止条例につきましては、前の議会におきましていろいろ御審議をいただきました。これは12月1日に施行となっております。

先般の議会におきますいろんな御指摘等を踏まえ、この条例の施行までの間に、県警といたしましては、改正内容を記載しましたチラシの配付、あるいは県警ホームページでの広報などを行い、県民の皆様に対する条例の内容の周知活動等を実施いたしました。さらには県下15署に対して、担当者の巡回教養等を行い、警察内部における周知徹底を積極的に行ってまいった次第でございます。

今後におきましても、県民の皆様に対する周知活動を引き続き行ってまいる所存でございますが、とりあえずこの施行までに行ってまいりました各種の取り組みにつきまして、後ほど生活安全部長から詳細な説明をさせていただきたいと思っております。

以上簡単でございますが、私からの説明は以上でございます。

◎梶原委員長 続きまして、懲戒処分等の実施及び高知県警察非違事案防止総合対策プログラムの進捗状況について、警務部長の説明を求めます。

◎寺崎警務部長 それでは、私のほうから懲戒処分等の実施の詳細及び高知県警察非違事案防止総合対策プログラムの進捗状況の詳細について御説明させていただきます。

まず、宿毛警察署員による警察手帳紛失事案について御説明させていただきます。警察本部の説明資料の6ページをごらんいただきたいと思います。

本件につきましては、宿毛警察署地域係として勤務しておりました20歳代の巡査長が本年3月下旬ころ、宿毛市及び幡多郡内におきまして、自己に貸与されておりました警察手帳を紛失した上、その後3カ月余り同紛失事実を所属長に報告せず、警察手帳不携帯の状態で勤務し、紛失事案発覚当初においては長期間報告しなかった事実を上司から叱責されることを恐れ、紛失事実等について虚偽の報告をしていたというものでございます。本件につきましては、警察手帳を紛失した事実とともに、虚偽報告の事実を重く捉え、11月20日付で当該警察官を戒告の懲戒処分といたしました。現在のところ当該警察手帳の発見には至っておりませんが、悪用されたという事実等の報告や届出は受けておりません。

次に、県警察本部交通部勤務の警察官による警察手帳紛失事案について御説明をいたします。

資料の7ページをごらんいただきたいと思います。

本件は、本年8月下旬に県警察本部交通部勤務の40歳代の警察官が飲酒の上、警察手帳を紛失したもので、幸い警察手帳は数時間後に通行人が発見し、拾得物として届けられておりますが、飲酒の上、警察手帳を紛失した事実を重く捉え、この警察官を11月28日付で本部長訓戒の処分といたしました。警察手帳の紛失事案につきましては、ことし3件目で、県警といたしましては異常事態というふうに捉えております。

今回の2件の紛失事案の背景には、警察手帳は個人保管が原則であるとはいえ、幹部が部下職員の警察手帳の保管、管理状況等について把握する仕組みがなかった、あるいは非違事案を未然に防止する対策が不十分であったといった問題点があることが判明いたしましたことから、警察手帳等、装備品の管理の徹底や幹部による点検の実施について指示いたしました。

また宿毛警察署員による事案につきましては、非違事案等が発生した場合の対応など、リカバリーの基本が徹底できておらず、若手警察官の指導育成に関する問題点も明らかとなっております。これらは個人の資質や職場環境についての問題点でございまして、この2点に着目した対策といたしまして、本年6月に策定いたしました高知県警察非違事案防止総合対策プログラムをさらにしっかりと推進していけば、こういった非違事案は防止できるものと考えております。

なお、本プログラムを策定し6カ月が経過いたしました。現在の進捗状況につきまして、お配りしております資料に基づき御説明させていただきます。

警察本部説明資料の8ページをごらんいただきたいと思います。

A3の横長の資料でございまして、資料にはプログラムの柱でございまして個人の資質に着目した対策と職場環境に着目した対策の二つについて、それぞれ推進いたしました具体的な対策、問題点、今後の取り組み等について記載いたしております。

まず1点目の個人の資質に着目した対策についてでございますが、優秀な人材の確保に

つきましては、本年1月に策定しました警察官採用募集活動実施要項に基づき、県警察を上げた採用募集活動を展開しますとともに、受験者の能力や適正を見きわめるため、面接試験における面接官の選定のあり方についても見直しを行いました。

その結果、警察官採用試験の応募者数、受験者数、競争倍率については、若干ながら改善いたしております。また面接試験におきましては、これまで以上に多角的な視点から人材の見きわめができたものと考えております。しかしながら、採用募集活動の活発化に見合うだけの応募者数、受験者数の増加はなく、高知県内を中心とした従来の採用募集活動には一定の限界があると判断しているところで、今後は高知県外における採用募集活動を積極的に展開してまいりたいと考えており、さらに面接官同士の組み合わせについて工夫を行うなど、よりよい人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、職務倫理教養の充実及び実務能力の向上による人材育成につきましては、トップセミナー方式による職務倫理教養の実施、失敗事例のリカバリー教養などを推進してまいりましたが、先ほど御説明いたしましたとおり、宿毛警察署員による警察手帳紛失事案に鑑みると、いまだリカバリーの基本が徹底できていなかったという反省もございますので、今後は他県での取り組み状況などを参考にしながら、職員一人一人に浸透する教養をさらに推進してまいりたいと考えております。

2点目の職場環境に着目した対策についてでございますが、非違事案が起りにくく職員の士気が高まる環境の整備につきましては、業務の効率化により幹部がリーダーシップを発揮しやすい環境の構築に努めるとともに、個々の職員の業務負担の把握を行うことにより、業務負担の軽減、業務管理の徹底を図ってまいりました。その結果、一定の成果を上げたものと認識しておりますが、今後はさらに署長ヒアリングの実施による署長業務のさらなる見直し、業務管理等の負担を軽減する各種システムの構築や改修等を通じ、業務のさらなる効率化、業務負担の軽減、業務管理の徹底等を図ってまいりたいと考えております。

次に、非違事案を未然に防止するための職員に対する各種支援につきましては、従前から行っている職員の心と体の健康を守る取り組みを強力に推進してまいりますとともに、先般、職員や家族の不安や悩みを解決して職務に専念することができる環境づくりを目的として、警察職員の生活相談制度の見直しを図ったところでございますが、この制度の実効性がより高まるように、職員への周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

さらには本年4月から運用している若手警察官対象のメンター制度について、相談をする側であるメンティに対し、制度の趣旨を再徹底するとともに、指導・助言を行う側であるメンターのモチベーションを高めるための対策を講じ、若手警察官がいろいろなことを気軽に相談ができるような、そういった組織づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上が簡単でございますが、プログラムの進捗状況でございます。

加えまして、もう1点、本年9月に実施をお約束しておりました県警察におけるハラスメントに関するアンケート調査についてでございます。この途中経過を御報告させていただきたいと思っております。

警察部内におけるアンケート調査につきましては、11月中旬までにおおむね実施を終了しています。また、警察学校における初任科教養中に退職された方に対するアンケート調査につきましては、平成24年度と本年度に退職された方々を対象として11月下旬にアンケート用紙を郵送し、現在、回答を待っているという状況でございます。

このうち、部内アンケートについては、現在、集計・分析段階であります。刑事事件、あるいは懲戒処分の対象となるようなものとして、直ちに捜査または調査をしなければならないような回答は現在のところございません。しかしながら、さらに精査、調査しなければならないような回答もありますことから、慎重に対応しているというところでございます。

また、退職された方に対するアンケートにつきましては、既に数人の方から回答をいただいておりますが、警察学校において、個別具体的なハラスメント事案があったとの回答は今のところございません。引き続き部内アンケート、それから退職された方々に対するアンケートの分析、検証を行い、個別具体的なハラスメント事案が判明した場合には、適切な対応をするとともに、アンケート結果についてハラスメントのない職場づくりに活用してまいりたいと考えています。

いずれにいたしましても、年明けの2月県議会の当委員会では、一定の結果を御報告できるように努めてまいりたいと考えております。

御報告は以上でございますが、非違事案の防止に向けまして、県警察全体で高知県警察非違事案防止総合対策プログラムの実行を強力に推進するとともに、職員が一丸となって仕事で成果を上げ、県民の期待と信頼に応えてまいりますので、今後とも御指導いただきますようよろしくお願いをいたします。

私からは以上でございます。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 警察手帳の自己管理が原則ということですが、お酒を飲みに行くときも持っているという状態ですが、例えば私用で外出するという場合でも携帯を義務づけているのですか。

◎寺崎警務部長 今回の交通部の事案のように、飲酒の上で警察手帳を紛失するという事案が起こったわけではありますが、今回のこの事案を踏まえ、これまでは行っていなかったですけども、職員が飲酒時に手帳を携帯する場合には、事前に所属長等に届け出をするという制度に改めました。

御指摘のとおり、飲酒の機会でも業務の必要性から手帳を携帯する場合はあるわけであ

りますけども、それをきちんと幹部が把握する必要があるということで、そういう制度に改めております。その上で、届出の際に幹部からきちんと指示し、適正管理について職員に自覚を持たせるような措置を講じております。

◎梶原委員長 それでは質疑を終わります。

次に、改正高知県迷惑防止条例に関する周知について生活安全部長の説明を求めます。

◎前田生活安全部長 それでは、高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の周知活動等について御説明いたします。

本条例は12月1日に施行されましたが、施行後、昨日まで本条例違反で事件検挙した事案はございません。

本条例の周知に向けての取り組みは、大きく分けて2点あります。

1点目が県民の皆様に対する本条例の周知であり、2点目が警察内部における教養であります。

まず1点目の県民の皆様に対する本条例の周知について御説明いたします。

県警ホームページに、改正の概要を記載した高知県迷惑防止条例改正に係る広報と21項目に及ぶQアンドAを記載した高知県迷惑防止条例一部改正QアンドAを掲示いたしました。このホームページ等を見た県民の方から不当な客引き行為や嫌がらせ行為について、施行までに8件の問い合わせや相談がっております。

また、高知市を初め市町村に条例改正のチラシを配付させていただき市町村の広報紙とともに、チラシを各戸に配付したり、また、各町内会で回覧していただいたりしております。高知市に配付したチラシ1万2,000枚を初め、県下で約6万5,000枚を配付しております。ただ市町村によっては、11月の広報誌に間に合わない場合もあり、その場合は12月以降も配布または回覧していただくようお願いをしております。なお、配付したチラシにつきましては、お手元の警察本部説明資料の4ページと5ページでございます。

また、地域警察官が発行しておりますミニ広報紙、交番駐在速報にも改正条例の内容を掲載して、地域の方々に周知を図っております。その他、県庁正面玄関の電子掲示板で迷惑防止条例改正の広報をお願いし、また11月25日には迷惑防止条例の改正概要について等をテーマにラジオ広報を行っております。

高知市内の歓楽街が対象となる客引き行為につきましては、廿代町等の風俗案内所、エステ等を重点的に巡回し、約30店舗の責任者等に対し、チラシを配付し規制内容を周知させる広報活動を行っております。

これまでの広報用のチラシの配付、ラジオ広報、風俗案内所等へのチラシの配付等により、改正内容について、県民の皆様に対する周知は一定の効果はあったものと思われませんが、今後もさらに周知活動を行っていくこととしております。その一つとして、県内のコンビニやスーパーに約5,000枚の広報用チラシを県を通じて配付していただけるように依

頼しております。

また、マニュアル本として逐条解説を作成しており、これを各市町村の相談を受ける担当部署等に配付することとしております。逐条解説につきましては、資料としてお配りしている青色の冊子でございます。

次に、2点目の警察内部における教養についてであります。

10月18日から11月29日までの間に、県下15警察署につきまして生活安全業務を行う者のみならず、街頭活動を行う地域会員にも担当会員が直接所属に出向き、教養を行っております。教養につきましては、嫌がらせ行為の事例説明や裏づけ捜査の徹底のほか、慎重かつ誤りのない運用について実施しております。また、改正内容の資料として逐条解説、改正概要等を全警察官がいつでも活用できるようにしております。

相談業務に関して、本条例は、県民等にとって身近な迷惑行為を規制しようとするものであり、これまで指導助言等で解決していた無言電話に関する相談にあっても、今後は、県民の皆様が本条例での対応を期待し、相談してくることも予想されます。その相談対応にあたっては、以前にも増して親切、丁寧な相談受理業務を行っていくようにしてまいります。

取り締まりにつきましては、特に嫌がらせ行為で被害を受ける県民の皆様から警察の取り締まりに対する期待も大きい反面、警察に課せられた責任も重いものがあります。被害関係者の意思を尊重することはもちろんのこと、当分の間、相談等により事件化等を図る場合は、本部主管課のもとで個々の事案について具体的な検討を行い、適正捜査を行うよう人権に配慮してまいります。

私からの説明は以上でございます。

◎梶原委員長 それでは、質疑を行います。

◎岡本委員 この条例に反対の立場で討論しました。えん罪を起こす恐れがあるのではないかとということで指摘させていただきましたけれども、本部長として、本会議場で私の反対討論をお聞きになった後、こういう資料をつくるに当たって何か指示されたことはありますか。

◎小林本部長 私といたしましては、この条例に限ることではないですが、まずは似たような条例が多く都道府県でも既に活用されているところがございますから、そういったものをよく研究し参考として、適切なその運用基準を見定めて、かつそれを自分たちで考えただけではだめですから、この委員会等でも御指摘がありましたとおり、現場の警察官に適切な運用を徹底するということが必要でありますから、基準をしっかりと定めた上で、それをきちんと現場に徹底することを指示したというふうに記憶しております。

◎梶原委員長 よろしいですか。それでは質疑を終わります。

以上で警察本部を終わります。

お諮りいたします。以上をもって、本日の委員会は終了とし、この後の審査についてはあした行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

◎梶原委員長 御異議なしと認めます。

以後の日程については、あしたの午前10時から行いますので、よろしく願いいたします。

なお、あしたの午前10時から委員会審査の前に、直接、請願者から趣旨説明を受けたいと思います。

本日の委員会はこれで終了いたします。

(17時20分閉会)